

山口大学大学院東アジア研究科  
博士論文

中国における国家賠償制度に関する考察  
——中国特有の問題を中心として——

2021年1月7日

姜 宇軒

## 目次

はじめに	1
1、本論文の背景と目的	1
2、先行研究と本論文の位置づけ	2
3、本論文の意義	4
4、制度的・理論的現状とその課題	4
5、本論文の構成	7
第一章 国家賠償制度の概観	9
第一節 国家賠償およびその周辺概念	9
1-1 国家賠償の概念	9
1-2 日本における国家賠償と中国における国家賠償	10
1-3 国家賠償と民事賠償	11
第二節 中国における国家賠償制度の由来と変遷	12
2-1 中華民国時代の国家賠償制度	12
2-2 中華人民共和国の成立初期における国家賠償制度	15
2-3 1990年代以降の国家賠償法制定と改正	20
第二章 国家賠償制度に関する学説上の見解	27
第一節 国家賠償責任	27
1-1 代位責任説	27
1-2 自己責任説	28
第二節 帰責原則	29
2-1 違法帰責原則	30
2-2 過失帰責原則	32
2-3 結果帰責原則	35
2-4 中国国家賠償法における帰責原則	36
第三章 国家賠償制度に関する法的考察	39
第一節 公有公共施設の設置・管理上の瑕疵に基づく損害の賠償	39
1-1 現行法上の規制	40
1-2 分析・考察	41
第二節 国家賠償委員会	44
2-1 現行法上の規制	44
2-2 分析・考察	51
第三節 精神的損害賠償	55
3-1 現行法上の規制	55
3-2 分析・考察	59
第四節 国家求償制度	65



4-1	現行法の規制.....	65
4-2	分析・考察.....	69
第四章	問題解決の処方箋—今後中国における国家賠償制度の整備へ向けて.....	72
第一節	公有公共施設の設置・管理上の瑕疵に基づく損害の賠償について.....	72
1-1	国家賠償の必要性和実行可能性.....	72
1-2	帰責原則.....	75
1-3	賠償請求人（賠償請求権者）および賠償義務機関.....	77
1-4	賠償方式および計算基準.....	79
第二節	国家賠償委員会について.....	80
2-1	国家賠償委員会制度の再構想.....	80
2-2	国家賠償委員会の審理手続.....	82
2-3	ヒアリング（公聴会）の導入.....	83
第三節	精神的損害賠償について.....	85
3-1	救済対象となる精神的損害の範囲.....	85
3-2	精神的損害に対する賠償と有形の存在に対する賠償との関係.....	86
3-3	精神的損害賠償の請求人（原告適格）.....	87
3-4	影響の除去・名誉の回復・謝罪という賠償方式.....	88
3-5	精神的損害賠償の計算基準.....	89
3-6	賠償内容に関わる協議.....	90
第四節	国家求償制度について.....	91
4-1	故意または重過失.....	91
4-2	求償手続.....	93
4-3	国家求償の計算基準.....	94
4-4	国家求償の時効.....	96
おわりに	.....	97
付属資料①	現行国家賠償法.....	99
付属資料②	1994年法.....	117
参考文献	.....	126

## はじめに

### 1、本論文の背景と目的

本論文は、日本法を意識しながら、中国国家賠償制度特有の問題を中心として、当該制度を法的に分析・考察・紹介しようとするものである。

日本においても中国においても政府の活動は法令に基づいて行われ、国民が違法な政府活動によって権利利益を侵害され、または損害を被った場合には、その違法な活動を是正し、または違法活動によって被った国民の損害を填補する救済が求められている。この救済制度を構成するものとして、日本の法制度には国家補償と行政争訟とがある。他方、中国においては、不服審査（行政復議）と行政訴訟は存在する一方、国家賠償によって構成される行政救済制度とこれを支える理論はない。したがって、日本のそれと中国のそれとは形式上同じようにみえて内容は大きく異なっている。

なお、日本で国家責任に関する法を論ずるとき、一般に抗告訴訟は行政処分の効力を取り消すことを目的とし、国家賠償請求訴訟は、行政処分の効力ではなく、実際の損害の金銭的補填を問題とする。したがって、二つの制度は基本的に異なるものとされるが、中国では損失補償に関する制度と損害賠償に関する制度が包括的な国家補償を構成する考え方もなければ、それに基づいた観念もなく、国家賠償法は行政訴訟の一環として位置づけられている<sup>1</sup>。さらに中国では、国家行政機関その他法律法規が授権した組織およびその職員による公権力の違法な行使のほか、警察機関、検察機関および審判機関を含む国家刑事司法機関ならびにその職員が刑事司法活動中に犯した違法行為も国家賠償法の守備範囲内にある。したがって、国家賠償は中国固有の法体制の下で誕生した制度であり、中国ならではの特徴をもつといえる。

また、周知のように、国家賠償制度は、国家活動によって生じた損害を賠償するものであって、特殊性はあるものの、民法を構成する不法行為法の中に位置づけられている。日本においては、国家賠償は民法の不法行為法から発展したので、国家賠償と民事賠償は共通しているところが多い<sup>2</sup>。他方、今日の中国では、公有公共施設の設置・管理上の瑕疵に基づく損害の賠償に象徴されるように、民法に頼っているところは多々あるものの、本文中に述べるように、国家賠償と民事賠償とは、賠償の要因や範囲および費用の

---

1 李竜賢「中国における国家賠償法 —政策的救済と法的救済が構成する国家賠償制度—」名古屋大学法学研究科博士学位請求論文 2015年5～8頁 [https://nagoya.repo.nii.ac.jp/?action=repository\\_action\\_common\\_download&item\\_id=19262&item\\_no=1&attribute\\_id=17&file\\_no=3](https://nagoya.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=19262&item_no=1&attribute_id=17&file_no=3) (2020年9月3日アクセス)。

2 江必新「国家賠償与民事侵權賠償關係之再認識—兼論国家賠償中侵權責任法的適用」法制与社会發展第1期 2013年6頁。

出所などにおいて一応厳格に区分されている<sup>3</sup>。

以上では、国家賠償制度における中日両国間の差異を強調してきたが、もちろん、中国法においても、いわゆる作用法、組織法、手続法の概念区別は一応適用可能と思われる。簡単に整理しておく、次のようになる。中国では、行政活動とは、行政主体が行政の目的を実現するために行う諸々の活動をいうとされ、それには、行政立法、行政計画、行政徴収、行政徴用、行政許可、行政処罰、行政裁決、行政強制、行政契約、行政指導などを含むとされている<sup>4</sup>。このような行政活動を規律する法は、行政活動法といわれ、日本法にいう行政作用法に当たるものであると思われる。そして、組織法とは、国または地方政府の機関の組織権限や活動原則などを規律する法とされ、全人代組織法、國務院組織法などがその代表例として挙げられる<sup>5</sup>。また、手続法とは、実体法の運用手続きについて定める法であり、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政訴訟法、立法手続法などがその典型例であるとされている<sup>6</sup>。

本論文では、中国における国家賠償制度に特有の問題点について法的な分析と考察を試みることにする。具体的には、まず、国家賠償制度における基礎概念や歴史的な変遷を整理する。次に、国家賠償制度をめぐる代表的な学説をフォローしたうえで、中国特有の問題として、公有公共施設<sup>7</sup>の設置・管理上の瑕疵に基づく損害の賠償、国家賠償委員会、精神的損害賠償、国家の求償権などにつき、理論的な分析と考察を行う。最後に、前記の考察結果を踏まえながら、今後国家賠償の制度整備に向けた提言を探っていく。

## 2、先行研究と本論文の位置づけ

中国の国家賠償制度を取り上げる日本語論攷は、部分的に触れたものも含めて、以下の文献を挙げることができる。①李竜賢「中国における国家賠償法—政策的救済と法的救済が構成する国家賠償制度」名古屋大学法学研究科博士学位請求論文（2015年）<sup>8</sup>、

---

3 上官丕亮『国家賠償法研究述評』（法律出版社、2017年）5頁。

4 胡建森、江利紅『行政法学』（中国人民大学出版社、2010年）146頁。

5 『法学詞典〔増訂版〕』（上海辞書出版社、1985年）643～644頁。

6 張文顯『法理学（第三版）』（法律出版社、2007年）141頁。

7 日本の場合、一般に、「行政財産」のうち「公用施設」とは、市役所庁舎や支所、消防署など、行政事務を執行するための施設のことをいうのに対し、「公共用施設」とは、公民館や体育館など、地域住民の福祉を増進する目的で、住民が利用するための施設のことをいう。ここにいう「公有公共施設」とは、中国特有の言葉表現であり、日本にいう「公共用施設」に近い。

8 [https://nagoya.repo.nii.ac.jp/?action=repository\\_action\\_common\\_download&item\\_id=19262&item\\_no=1&attribute\\_id=17&file\\_no=3](https://nagoya.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=19262&item_no=1&attribute_id=17&file_no=3)（2020年9月3日アクセス）。

②肖金明「中国における国家賠償制度の変遷と展望」比較法学 47 卷 3 号 (2014 年)、③吳東鎬「中国における国家賠償法の改正と問題点」創価ロージャーナル第 5 号 (2012 年)、④趙静波「中国における刑事、人身・精神損害に対する国家賠償の最新動向」ノモス第 30 号 (2012 年)、⑤宇田川幸則「中国最高人民法院の精神損害賠償および人身損害賠償に関する二つの司法解釈<sup>9</sup>」法政論集 237 号 (2010)、⑥アンダーソン・毛利・友常法律事務所「中国法令調査報告書・国家賠償法」(2010 年)<sup>10</sup>、⑦王愛群「中国における精神的損害賠償額の算定について」現代社会文化研究 No. 28 (2003 年)、⑧葉陵陵「司法権作用をめぐる国家賠償法制の比較法的研究(上・下)」熊本法学 101 号 (2002 年)、103 号 (2003 年)、⑨郭越涛「行政賠償を中心とした日中比較」現代社会文化研究 No. 22 (2001 年)、⑩辻本衣佐「中華人民共和国における刑事補償制度」法学研究論集第 10 号 (1999 年)、⑪張勇『中国行政法の生成と展開』(信山社、1996 年) などがある。

①は、中国における従前からの古い政策的救済と改革・開放後に生成・発展した新しい法的救済である国家賠償法がそれぞれ異なる制度として並存し接合しているところに着目し、その問題点および将来行政救済法として発展するための課題を明らかにしようとした力作であり、この分野における最新の研究成果として本論文にとっても大変示唆に富んでいるものの、そのウエイトは行政救済制度を構成する諸制度の一つとして位置づけられる国家賠償制度について、監視・監督の制度から公民の権利を保護する制度への転換の可能性を探ることに置かれており、またその視野は国家賠償制度全般ではなく専ら行政賠償に限られている。②③④⑧はすべて中国における国家賠償制度全般または法改正に対し概説的に考察したものであり、⑤⑥⑦⑨⑩⑪はこの分野に関するまとまった文献であるとはいえ、精神的損害に関する司法解釈や賠償金額の算定など個別分野に関するものか法令の翻訳かのいずれかである。なお、⑦⑧⑨⑩⑪はいずれも 2010 年法改正が行われる前の研究成果であり、中国における国家賠償制度の現状をリアルタイムに反映しているとは到底考えられない。すなわち、これまでの先行研究は本論文の対象や視点および問題関心とは異なっている。本論文は、中国における国家賠償制度につき、中国特有の問題点に焦点を合わせて、当該制度を考察・分析・紹介しようとするものである。

---

9 中国において、司法解釈とは、最高人民法院と最高人民検察院が発する公文書であり、重要な法源とされている。かつては内部通達として部外秘とされていたが、近年一般公開とされ、中国法理解にとって不可欠の文書とされている。特に、最高人民法院によるそれは、裁判規範として司法実務において極めて重要な役割を果たしている。詳しくは、高見澤ほか『現代中国法入門〔第 8 版〕』(有斐閣、2019 年) 120～121 頁参照。

10 [www.amt-law.com/pdf/china3\\_1\\_pdf/200810\\_11.pdf](http://www.amt-law.com/pdf/china3_1_pdf/200810_11.pdf) (2020 年 3 月 20 日アクセス)。

### 3、本論文の意義

本論文では、中国における国家賠償制度を取り上げる理由は、次の点にある。

第一に、歴史的な文化風土、政治制度の異なる日本と中国ではあるが、国家賠償制度が抱える問題（例えば、精神的損害の賠償金額に明確な基準がなく裁判官の裁量によって決定されうる点など）は両国に共通なものである。今日の中国における国家賠償制度の法的性格を正確に理解することにより、両国の法治主義の形態の相違を発見できるのみならず、今後両国の制度改正にも有意義な参考情報、考察を提供できる。

第二に、中国法を正確に理解するのに役立つ。日本における同制度に関する紹介の中で、本文中に述べるように、2010年の中国国家賠償法改正により、あたかも救済対象となる精神的損害の範囲が限定されず、全ての精神的損害に及んでいるかのようなものも散見される。しかし、条文を素直に読めばそのような理解は正確でないことが明らかである。

第三に、中国にて登録、登記されている外資企業は中国法人であるため、中国国家賠償法の規定が適用される<sup>11</sup>。また、同法の規定に基づいて、外国人、外国企業および組織が中国の領域内で中国による国家賠償を要求する場合も同様に中国国家賠償法が適用される。したがって、国家機関とその職員が職権を行使したことにより、同法が規定する日本人、日本企業と組織の合法的な権益を侵害する事由があり、損害がもたらされた場合、日本人、日本企業および組織は、同法に照らして国家の賠償を受ける権利を有すると考えられる。今日の中国における国家賠償制度の法的性格や問題点などを正確に紹介することにより、中国に滞在している日本人、進出している日本企業および組織の権利利益の保護にのみならず、これから中国での留学や生活および投資などを考える日本人、日本企業および組織にも有益であろう。けだし、国家賠償が、一つの制度として整備されれば整備されるほど、「独立した司法」と「法律による行政の原理」の実現につながり、逆に「独立した司法」と「法律による行政の原理」が実現されていればいるほど国家賠償に計算可能性をもたらし、資本の運動に貢献するであろうからである。

### 4、制度的・理論的現状とその課題

中国における国家賠償制度に関する制度的・理論的到達点は、以下のように概括する

---

11 国家賠償法の外国人等への適用について、同法 40 条では、次のように定められている。「外国人、外国企業及び組織が中華人民共和国の領域内において中華人民共和国に対し国家賠償を請求する場合は、本法を適用する」。

ことができると思われる。

第一に、公有公共施設の設置・管理上の問題によって生じた損害に関する国家賠償についてである。周知のように、世界中の多くの国では、公有公共施設の設置・管理上の瑕疵によって生じた損害問題に対する賠償は、国家賠償の範囲に取り入れられている。しかし、中国では、1994年国家賠償法の制定においても、2010年、2012年の国家賠償法の改正においても、学界では公有公共施設の設置や管理が不十分であったことによって生じた損害を国家賠償に組み入れる要望は高まっていたが、残念ながら、いまだに立法化には至っていない。

1994年国家賠償法制定当時の主流的な見解は、国家賠償法は違法帰責原則のみを採用しているため、公有公共施設の損害問題が違法な職権行為によって生じたものではない以上、その損害は国家賠償法の範囲に組み込まれるべきではないとされ、また、公有公共施設の設置・管理上の瑕疵によって生じた損害は一般の民事関係と基本的に同一とみなすものとすると言われていた<sup>12</sup>。

しかし、今日の中国では公共施設の運営と管理の体系が変化することがあるとしても、公有公共施設が社会の公共物であるという本質は変わらない。使用者との法律関係は民事関係ではなく社会公共の関係であるがゆえに、公法によって調整されなければならないし、損害に対する賠償に関する法関係は、国家賠償法に従って調整されるべきである<sup>13</sup>。公共サービスがすでに現代行政作用の重要な内容となっている背景の下では、公有公共施設の設置・管理上の瑕疵によって生じた損害を国家賠償範囲に入れる必要が十分にある<sup>14</sup>。

第二に、国家賠償委員会についてである。2010年国家賠償法の改正は、1994年国家賠償法に定める国家賠償委員会を存置させたが、賠償委員会の人数の上限を除去し、その人数を奇数と定め、賠償決定手続の司法性を強化した。他方、法院組織法は、国家賠償委員会に触れたものの、抽象的な原則規定にとどまっている<sup>15</sup>。そのせいか、国家賠償の実務においては、国家賠償委員会の職務は、事実上いまだに行政機関の色彩を持つ「賠償委員会事務室（弁公室）」が担当している<sup>16</sup>。国家賠償委員会の委員は人民法院の院長や各法廷の責任者から構成されるが、各自の業務に追われており、賠償委員会の本来果たすべき職務をほとんど放置してしまっている。その結果、「賠償委員会事務室（弁公室）」は審理を実質的に担当するが決定権を持つことなく、賠償委員会は実質的な審

---

12 馬懷徳、喻文光「公有公共設施致害的国家賠償責任」法学研究第2期2000年16頁。

13 李天成「完善我国公共設施致害賠償制度的理論探討与现实路径」法制与社会2018年4月30頁。

14 康乃馨「論公有公共設施致害的国家賠償責任」許昌学院学報第35卷第1期2016年142頁。

15 同法35条では、「中級以上の人民法院は賠償委員会を設置し、法に基づき国家賠償事件を審理する」とされている。

16 肖金明「中国における国家賠償制度の変遷と展望」比較法学47巻3号2014年202頁。

理をしないが決定権はもつ現象が起きている。実際、国家賠償委員会と「賠償委員会事務室（弁公室）」との関係は非常に曖昧である。例えば、書類上の引継ぎはどのように行われているか不明である。肖金明が指摘するとおり、国家賠償に対する賠償委員会の実効的な決定の合法性は、審理せずに決定を下しているという意味において非常に薄弱である<sup>17</sup>。したがって、今後国家賠償委員会に対する実体的な改革も不可欠であろう。

第三に、国家賠償における精神的損害の賠償についてである。本文中に述べるように、国家賠償法の欠陥として長い間取り上げてきたのが、精神的損害に対する賠償制度の欠如であった。改正前の国家賠償法 30 条では、人身自由の侵害による名誉権と栄誉権の損害に限られ、その救済方法も、権利侵害行為の影響が及ぶ範囲内において影響の除去、名誉の回復および謝罪であった。しかし、精神的損害の慰謝料（「精神損害撫慰金」）を取り入れた 2010 年の国家賠償法改正を経ても、精神的損害賠償請求権が、依然として同法 3 条、17 条とリンクされており、独立した救済制度とはなっていない。

なお、改正後の国家賠償法 35 条では「重大な結果」という不明確な概念を使っており、その解釈をめぐることは、実務において混乱を招く恐れがあるといわざるを得ない<sup>18</sup>。

さらに、同法 15 条、26 条の規定によれば、原則として被害者と加害者である賠償義務機関がそれぞれ自分の主張に対して立証責任を負うことになっている。言い換えれば、精神的損害賠償では被害者は自分の主張について立証責任を負わなければならない<sup>19</sup>。しかし、これは、被害者にとっては不公正であり、権利救済の妨げになると思われる。なぜならば、多くの場合、国家機関は圧倒的優位な地位に置かれており、被害者がその損害の程度を証明するのは困難であると考えられるからである<sup>20</sup>。

本来、人身権や財産権<sup>21</sup>と対等であるはずの人格権を、人身権などに依存する権利に矮小化すれば、法律における人格権の地位を低下させるのではないかと危惧される。精神的損害賠償の範囲が狭く限定されていること、「影響の除去、名誉の回復および謝罪」という救済方式の形骸化、精神的損害賠償の計算基準の不明確などを克服するには、今後適時に国家賠償法に対する改正作業や司法解釈の制定が必要となる。

---

17 肖金明「中国における国家賠償制度の変遷と展望」比較法学 47 卷 3 号 2014 年 203 頁。

18 孫峰「国家賠償領域中精神損害賠償制度探析」行政与法第 10 期 2017 年 86 頁。

19 王宇希「国家賠償中精神損害賠償的責任体系研究」法制博覽第 1 期（下）2016 年 109 頁。

20 王正陽、吳蔚波「論国家賠償中的精神損害賠償」中共南京市委党校学報第 2 期 2017 年 95 頁。

21 中国では、文革中に人身権侵害が多発していたのを受けて、「人身権」は比較法的に異例の構成をとっているとされる。具体的には、「人身権」は財産権と対立する概念として用いられ、「人格権」と「身分権」から構成されている。このうち、人格権は日本法における人格権と重なり、生命健康権、各種自由権、名誉権、栄誉権、名称権、プライバシー権、貞操権などを含む。身分権は、その身分と関連する人身的権利を指し、監護権、親権、配偶者権、親族権などを含んでいる。詳しくは、高見澤ほか『現代中国法入門〔第 8 版〕』（有斐閣、2019 年）201～202 頁参照。

第四に、国家求償制度についてである。国家求償は賠償義務機関から請求人に賠償費用を支払い、あるいは賠償義務を履行したあと、国家賠償法 16 条、31 条に基づき故意または重過失を犯した公務員や請け負った組織および個人に、部分的または全部の賠償費用を負担させる制度である。これは国家が国家機関と公務員の間にある特殊な権力関係に基づき、公務員に対し実施した制裁でもある<sup>22</sup>。

しかし、現行法では行政求償に関する規定があまりにも大まかで簡潔すぎるため、事実上、国家の賠償責任が増大する一方、主観過失のある公務員を免責してしまう結果、求償権の行使がほとんど行われていない。そのため、本来なら制度が持つ効果が発揮できないでいる。敷衍すれば、現行法では求償権の行使要件として、公務員に故意または重過失があったことが必要であり、一般過失にすぎない場合には、求償することができない<sup>23</sup>。すなわち、通常人に要求される程度の相当な注意をしなくとも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた重過失の場合に対して、漫然これをみすごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指す一般過失は問題とされないのである<sup>24</sup>。しかし、重過失と一般過失との間に質的な相違は存在せず、量的な相違があるにすぎないから、その区別を理論的に明らかにすることは困難であり、個別具体的に判断するほかはない<sup>25</sup>。したがって、国家求償制度を細分化し、内容を明確にし、手続きを正当化して、基準を合理化する必要があるとかねて指摘されているところである<sup>26</sup>。

## 5、本論文の構成

本論文は以下の構成から成る。

第一章では、まず国家賠償制度の概念に関して考察する。続いて、国家賠償制度の歴史的な変遷を整理し、①民国時代、②中華人民共和国の成立初期、③国家賠償法の制定・改正と三つの時期における国家賠償制度の発展プロセスを概観する。

第二章では、国家賠償制度に関する諸見解を紹介・分析する。第一節では、代位責任説と自己責任説と国家賠償責任の所在を明らかにする。第二節では、帰責原則について、結果帰責原則・過失帰責原則・違法帰責原則などをそれぞれ吟味・検討して、中国の現行法でとられている帰責原則は、改正前の 1994 年法単一の違法帰責原則から、違法帰

---

22 上官丕亮『国家賠償法研究述評』（法律出版社、2017 年）477 頁。

23 姜明安「完善国家求償制度 推進国家治理現代化」人民法院報第 005 版 2015 年 2 頁。

24 西埜章『国家賠償法コンメンタール』（勁草書房、2012 年）628 頁。

25 吳光升「論国家賠償費用求償程序之完善」政治与法律第 3 期 2014 年 334 頁。

26 顧承忠「国家求償制度的理性思考」当代法学第 5 期 2015 年 116 頁。



責原則をメインとしながら過失帰責原則と結果帰責原則とをサブとする多元的な帰責原則に変遷したことを指摘する。

第三章では、国家賠償制度における中国特有の問題点に焦点を当てて、法的分析・考察を行う。すなわち、公有公共施設の設置・管理上の瑕疵に基づく損害の賠償（第一節）、国家賠償委員会（第二節）、精神的損害賠償（第三節）、国家求償権（第四節）などに、現行の根拠規範とその問題点を浮き彫りにして、理論分析と法的考察を行う。

第四章では、前章の成果を踏まえて問題解決の処方箋を探り、中国における国家賠償制度のさらなる整備に向けて提案を試み、「おわりに」で本論文のまとめと研究成果および今後の課題を述べる。

## 第一章 国家賠償制度の概観

冒頭に述べたように、国家賠償は、中国の法体制と中国語文脈の下で誕生した制度であり、中国ならではの特徴をもつ。ここでは研究対象を明確にするために、国家賠償とその周辺概念を精緻に分別し、定義する。以下に、国家賠償制度における幾つかの基礎概念に対する若干の交通整理をしたうえで、中国における国家賠償制度の発展プロセスを明らかにする。

### 第一節 国家賠償およびその周辺概念

#### 1-1 国家賠償の概念

一般に国家賠償とは、国家による権利侵害に対する損害賠償ともいわれ、国家が公権力を行使して、権利を侵害した結果生じた損害に対して賠償責任を負うことである<sup>27</sup>。近代以来、国家賠償法の制定によって国家賠償制度を確立してきたが、その内包と外延の捉え方には若干の差異も見られる<sup>28</sup>。

(1) 最も狭義の国家賠償とは、国家機関およびその職員が公務行為の違法な行使によって生じた損害に対する賠償を意味する。したがって、その適用範囲からは以下のものが排除されている。①国家機関およびその職員による公務以外の行為、とりわけ私法領域内における行為による損害に対する賠償責任、②国家機関およびその職員の合法的な行為によって生じた損害の賠償責任。

(2) 狭義の国家賠償とは、国家機関およびその職員が公務行為の実行によって生じた損害に対する賠償のことである。定義からも分かるように、いわゆる公務以外の行為による損害はその適用範囲から除外されているが、国家機関およびその職員が公務行為の実行によって生じた損害である限り、その行為が適法か否かを問わない点において、(1)の最も狭義の国家賠償とは異なっている。

(3) 広義の国家賠償とは、国家機関およびその職員の行為によって生じた損害に対する賠償である。その適用範囲は、前二者と比べると、国家機関およびその職員の私法領域内における行為も含めており、公務には限らない。

(4) 最も広義の国家賠償とは、国家機関およびその職員をはじめ国家の名義で行わ

---

27 江必新、梁鳳雲『国家賠償法教程』（中国法制出版社、2011年）1頁。

28 張勝利『国家賠償法教程』（中央広播電視大学出版社、2013年）2頁、陳春龍『中国国家賠償論』（中国社会科学出版社、2015年）54頁。

れる行為によって生じた損害に対する賠償を指す。すなわち、国家という名義で行われたものであれば、すべてその適用範囲に入ってくることになる。したがって、違法な権限行使か適法な権限行使か、公務行為か非公務行為か、私法領域内における行為か否かは一切問わない。

中国の国家賠償法は、1994年の制定当初において、(1)の最も狭義の国家賠償を採用していた。すなわち、「国家機関およびその職員が、違法に職権を行使して、公民、法人およびその他の組織の合法的権益を侵害し、損害をもたらした場合は、被害者は、本法により国家賠償を取得<sup>29</sup>する権利を有する」(2条1項)。しかし、2010年の改正を経て、現行法では、「国家機関およびその職員が、職権を行使して、本法に定める公民、法人およびその他の組織の合法的権益を侵害し、損害をもたらした場合は、被害者は、本法により国家賠償を取得する権利を有する。」(2条1項)と規定されるようになったため、明らかに狭義の国家賠償が用いられている。この規定によると、中国では、国が賠償責任を負う要件が2つある。一つは国家機関とその職員の職権行為であり、もう一つは国家機関とその職員の侵権行為は国家賠償法の規定に合致することである。

## 1-2 日本における国家賠償と中国における国家賠償

周知のように、日本では、基本的人権の一環として、国または公共団体（都道府県・市町村など）の公務員の不法行為によって損害を受けたときには、いかなる人にも、法律の定めるところにより国または公共団体に賠償を求める権利が認められている（日本国憲法17条）。この憲法の規定を受けて制定されたのが国家賠償法である。国家賠償法は、公務員が公権力を行使する職務を行う際に、故意もしくは過失によって違法に他人に損害を加えた場合(1条)、または公の营造物の設置もしくは管理の瑕疵によって他人に損害を生じた場合(2条)に、国または公共団体の行うべき損害賠償を定めている。他方、同じく基本的人権の一環として、逮捕・拘留されたが犯罪の容疑がないとされた者や刑の執行後に裁判で無罪となった者への事後救済制度として、国による刑事補償がある（日本国憲法40条）。この憲法の規定を受けて整備された主な法律が刑事補償法である<sup>30</sup>。

---

29 ここに言う「国家賠償の取得」とは、賠償請求権が法律上認められることにとどまらず、賠償請求権を行使して賠償を具体的に受けることをも意味する。

30 日本では、「刑事補償は、無過失責任であるが身体の自由の拘束に補償が限定され、国家賠償は、過失責任であるが賠償の範囲が財産的および精神的損害におよび、要件に該当すれば双方を求めることができる」とされる。詳しくは、辻本衣佐「中華人民共和国における刑事補償制度」法学研究論集第10号54頁参照。

これに対し、中国では、国家賠償とは、前述したように、国家による権利侵害の損害賠償ともいわれ、公権力行使による権利侵害行為の損害の結果に対して国家は賠償責任を負う。1982年制定の現行憲法は、国家機関とその公務員が公民の権利を侵害した結果として損失を被った者は、法律の規定に従って賠償を受ける権利を有するとして、国家賠償の原則を宣言している（41条）。この憲法の規定を受けて、1994年5月12日、第8期全人代で、国家賠償法が採択され、翌1995年1月1日より施行された。同法は、「国家機関およびその職員が、違法に職権を行使して、公民、法人およびその他の組織の合法的權益を侵害し、損害をもたらした場合は、被害者は、本法により国家賠償を取得する権利を有する」と憲法上の国家賠償原則を具体化している（2条）。同法では、「行政賠償」と「刑事賠償」の二つを「国家賠償」としていが、国家賠償の主な構成部分とされる「行政賠償」とは、行政機関とその公務員が法に違反して行政職権を行使し、公民、法人、その他の組織の合法的權益を侵害して損害をもたらした場合、国家が賠償責任を負う賠償のことである。他方、「刑事賠償」とは、司法機関が誤って勾留、逮捕または判決を行ったことによる国家賠償を指す<sup>31</sup>。

以上の説明からも分かるように、「国家賠償」という文言は、日本においてもまた中国においても公権力による権利侵害に対する損害賠償を指すという意味で共通している。一般的には、中国国家賠償における「行政賠償」は、日本の国家賠償法1条1項の定める損害賠償に当たるものであり、「刑事賠償」は日本における刑事補償に当たるといわれる<sup>32</sup>。しかし、ここで注意を要するのは、日本と異なり、中国では、刑事補償法という単独の法律が制定されておらず、刑事補償は「刑事賠償」として国家賠償法の中で取り扱われていることである。言い換えれば、中国では、国家行政機関や法律法規が授権した組織およびその職員による公権力の違法な行使のほか、警察機関、検察機関と審判機関を含む国家刑事司法機関およびその職員が刑事司法活動中に起きた違法行為も、国家賠償法の守備範囲内に置かれているのである。また、少なくとも現時点（2020年）で、立法機関による立法行為や公共施設の設置または管理の瑕疵による損害に対する賠償は、国家賠償の埒外にあるとされた点においても日本とは異なっている。

### 1-3 国家賠償と民事賠償

国家賠償制度は、国家活動によって生じた損害を賠償する特殊性はあるものの、民法を構成する不法行為法の中に位置づけられている。周知のように、日本においては、国家賠償は最初に民法の不法行為法から発展した。そのため、国家賠償と民事賠償は共通

---

31 「中国の司法制度」 [japanese.china.org.cn/ri-sifa/10-1.htm](http://japanese.china.org.cn/ri-sifa/10-1.htm)（2020年3月20日アクセス）。

32 辻本衣佐「中華人民共和国における刑事補償制度」法学研究論集第10号1999年57頁。

しているところが多くある<sup>33</sup>。

しかし、両者の間にはやはり区別があり、具体的には以下のようにまとめられる。第一に、要件が異なる。民事賠償は民事上の損害行為によって引き起こされたものであり、民事主体間の民事活動において発生する。これに対し、国家賠償は国家機関とその職員が国家の権力を行使することによって引き起こされ、国家機関とその職員が国家の権力を行使する過程で起きるものである。第二に、賠償の主体が異なる。民事賠償の主体は民事主体であり、公民や法人およびその他の組織はいずれも民事主体であり、また、国家機関が民事上の活動に従事する時も民事上の主体になる。これに対し、国家賠償の主体は専ら国家である<sup>34</sup>。第三に、賠償の範囲が異なる。国家賠償は法律に規定されている範囲だけで賠償して、法律に規定されていない事項は賠償することができないため、民事賠償の範囲は国家賠償のそれより遥かに広い。第四に、賠償の根拠が異なる。国家賠償は主に専門的な国家賠償法を根拠とするが、民事賠償は主として民事法を援用する。第五に、賠償の手続が異なる。民事賠償の手続は比較的簡単であり、直接に人民法院（裁判所）に訴訟することができ、事前に他の手続を履行する必要はない。これに対し、国家賠償の手続は相対的に複雑である。第六に、賠償の方法が異なる。民事賠償の場合は、金銭賠償の方式も原状回復などの方式も採用できる。しかし、国家賠償の場合は金銭賠償が主な賠償方式である。第七に、賠償費用の出所が異なる。民事賠償は、一般的に侵害行為の個人的な支払いを実施することであり、その出所は国民個人の財産である（もちろん、法人またはその他の組織の所有または経営管理の財産からの場合もある）。国家賠償の主体は国であり、賠償費用は国から支払って、国庫の収入に由来する<sup>35</sup>。

## 第二節 中国における国家賠償制度の由来と変遷

### 2-1 中華民国時代の国家賠償制度

#### 1、歴史的沿革

一国において、国家賠償制度が制度化されている程度は、民主化と法治のレベルを評

---

33 江必新「国家賠償与民事侵權賠償關係之再認識—兼論国家賠償中侵權責任法的適用」法制与社会發展第1期2013年6頁。

34 しかし、中国の国家賠償制度では、事実上機関賠償制がとられているため、賠償の主体（国家）と賠償義務機関（国家機関）が一致しない。これについて、具体的な賠償は国家機関によって賠償責任を担当しており、国を代表して義務を果たすということで正当化されているが、大いに疑問である。

35 上官丕亮『国家賠償法研究述評』（法律出版社、2017年）5頁。

価する重要な基準のひとつである。民主も法治も存在しない時代においては、国家賠償を想像することはできない。世界諸国の経験から見れば、国家賠償制度は、民主と法治が発展するのにともなって設けられ、改善されてきているといえよう。中国における国家賠償制度は、民国時代にその原型が見て取れる<sup>36</sup>。

1912年、中華民国が成立して、南京臨時政府は『中華民国臨時約法』を迅速に公布した。その2章「人民の諸権利と義務」に国家賠償を請求する権利は見えないが、ただその10条には、「人民は官吏が違法に権利を損なう行為に対して、平政院に訴える権利を有する」と規定されていた。しかし、平政院は当時設立されなかったため、人民が公権力からの損害を受けたとき、国に賠償を求めることができるかどうか判断できなかった。

北京政府の時期には、1913年から憲法の制定に着手したが、激動の政局によって制憲過程は何度も阻まれたものの、数多くの草案を重ねた結果、1923年の中華民国憲法が制定された。しかし、これらの憲法や草案は、国民の権利について詳細に規定されてはいるが、国家賠償問題に対し一切触れていなかった。

1914年、袁世凱大統領は中華民国約法を制定した。その2章は基本的に臨時約法の規定をそのまま引き継いだものであって、国に対する賠償問題は規定されていない。1914年4月、北京政府は平政院編制令と行政訴訟条例（同年7月に行政訴訟法に変更）を公布し、行政訴訟法3条（行政訴訟条例2条）には、「平政院は損害賠償を要求する訴訟を受理してはならない」と明記している。行政訴訟で国家賠償をを求める経路は直接に閉鎖され、さらに国家賠償責任の原因も否認した。

1928年、国民政府は南京に都を定めて、形式的に全中国が統一され、政権が安定した国民政府は、法制度整備の条件を整えたので、大規模な立法活動が行われるようになった。1929～1931年の間、国民政府は中華国民民法典を制定し公布した。その186条の公務の違法賠償問題について、「公務員が故意に第三者に実行すべき職務に背いて、第三者が損害を受けた場合、それを賠償する責任を負う」と規定していた。1931年の国民会議は、中華民国訓政時期臨時約法を当時の国民政府の臨時憲法として制定した。その2章は、22項をもって公民の権利と義務を定めたが、公民が国に賠償を請求する権利は規定されていなかった。1932年10月22日、国民政府は行政訴訟法を制定し、その2条に「行政訴訟の提起は損害賠償の請求に付随しなければならない」と規定している。この規定をもって、国が責任を負わない慣例を打破し、人民が行政訴訟を通じて国家賠償を求めることがはじめて認められた。

1936年5月5日、国民政府は中華民国憲法草案を発表した。その26条は、「公務員が人民の自由や権利を違法に侵害した場合は、法律に基づいて懲戒されるほか、刑事および民事責任を負わなければならない。被害者は、法律に基づいて国にその損害の賠償を求めることができる」とする。これによって、国家賠償責任を一層明確にした。この

---

36 肖金明「中国における国家賠償制度の変遷と展望」比較法学47巻3号2014年186頁。

規定は、すぐ述べるように、1947年中華民国憲法24条に組み入れられ、国家賠償責任はついに憲法で認められるようになった。

## 2、分析・考察

### (1) 国民政府の国家賠償制度の体系

当時の国家賠償制度は、主として憲法、行政法、民法などから構成されていた。

第一に、1947年の中華民国憲法24条は、「公務員が人民の自由や権利を違法に侵害した場合は、法律に基づいて懲戒するほか、刑事および民事責任を負わなければならない。被害者はその損害を受け、法律に基づいて国に賠償を求めることができる」としている。この条文は、公務員の違法な侵害行為に対して国が賠償責任を負うことを直接に定めている<sup>37</sup>。これは、中国の歴史上初めて国家賠償を憲法に規定して、中華民国が国家賠償の責任を正式に認めたことを示したものである<sup>38</sup>。しかし、当時の歴史的条件と社会的状況の制限によって、国家賠償制度の実施は、実際には難航されたと予想できよう。したがって、この時期の国家賠償制度は実質的な意味はないと思われる。

第二に、1932年行政訴訟法2条は、行政機関による行政処分が個人の権利を違法に侵害した場合は、被害者が救済できる道を提供する規定である。この条文は北京政府時代の1914年行政訴訟法3条の規定よりも大きな進歩を示し、被害者は1932年行政訴訟法2条に基づいて行政によって国に賠償を求めることができるようになった。

第三に、憲法と行政訴訟法の中における国家賠償責任の一般的な規定を除き、一部の単行法も国家賠償責任を定めていた。1930年の土地法68条は、「登記官の誤り等によって損害を受けた者は、当該政府機関が損害賠償責任を負う」とした。また、1933年の警器使用条例10条の規定は、「警察官は本条例に基づいて武器を使用したことにより、負傷または死に至らしめた場合は、その医療費または葬儀費を各級政府が負担する」としていた<sup>39</sup>。他方、1934年の戒嚴法11条は、「警戒が嚴重になったとき、不動産が破壊される可能性があり。このような場合は、状況を酌量して補償する」という規定があるほか、1944年の国家総動員法28条は、「本法が施行された後、国家総動員法の実施により国民が損失を受けた場合、政府はこれを賠償または救済する」という規定も見られる。これらもすべて国の公権力行使により個人の権利を侵害した場合に国が責任を負わなければならない規定であると見てよいであろう。

第四に、民法条文の一部には、国家が賠償責任を負う根拠になるような規定も見られている。たとえば、民法28条は、「法人、その役員、その他代表権のある者が、職務を実行して他人に損害を与えたとき、その行為者は賠償の責任を負う」と定めていた。ま

---

37 王敬波『国家賠償法教程』（対外経済貿易大学出版社、2009年）6頁。

38 馬懷德『国家賠償問題研究』（法律出版社、2006年）2頁。

39 趙勇「近代中国国家賠償制度的產生」人民論壇第482期（中）2015年6月71頁。

た、186 条は、「被用者が職務を執行するにあたって、他人の権利を不法に侵害したとき、雇用者と行為者はこれによって発生した損害を賠償する責任を負う」と定めていた。この二つの条文は、直接には民事主体を対象に制定されたものとはいえ、国にも類推適用の余地があると考えられよう。

## (2) 国民政府における国家賠償制度の欠陥

前述のように、中華民国時代には、国家責任が一応制度化されたが、国家賠償が認められて、原告が勝訴したの事例は一例もなかった。この事実は、公民に対する公権力による違法な侵害がほとんどの場合は国家賠償を求めることができなかったことを物語っている。この現象の主な原因は、当時の国家賠償制度自身には問題が多々あったことに由来すると思われる。

第一に、二重責任体制の矛盾が解決できなかった。公権力の賠償責任問題について、憲法 24 条と行政訴訟法の 2 条とでは、前者は公務員が責任を負うことを定め、後者は国家が責任を負うことを定めた。両者はいずれも有効な条文であるため、公務員が違法に公民権を侵害した後、いったい誰が責任を負うのか、被害者がどのようなルートで救済を求めるかなど問題が引き起こされていた。しかし、当時の国民政府は、この問題について規定も定めていないし、参考となる判例もなかった。

第二に、行政訴訟法の規定が国家賠償に大きな障害をもたらした。行政訴訟法 2 条は、行政訴訟の提起には損害賠償請求に付随しなければならないことを規定しているが、被害者が賠償を求める場合、以下の障害に直面していた。①行政訴訟法 1 条の規定によって、中央または地方官署の違法処分だけで訴訟が起こされるが、自治公署<sup>40</sup>を含めていなかった。②行政訴訟法には行政賠償訴訟の定める行為は違法行為だけのため、公民が訴訟を提起して国家賠償を請求する際、違法行為以外の行政行為によって損害を受けた場合、行政裁判所に損害賠償を請求することができなかった。③行政訴訟は賠償と併せて提起しなければならないので、直接に賠償訴訟を提起できなかった。つまり、法律上は確立されたものの、司法実務に全面的に貫徹されてはいなかった。

## 2-2 中華人民共和国の成立初期における国家賠償制度

### 1、歴史的沿革

新中国成立の初期、共同綱領は国家賠償の規定を試験的に作り出した。同 49 条は、「人民と人民団体は、人民監査機関または人民司法機関に対し、すべての国家機関および公務員の違法な行為またはその職務上の怠慢・過失を訴える権利がある。国家機関の職員が公民の権利を侵害して損害を与えた時、公民は賠償を求める権利がある」と定め

---

40 中華民国時代において、地方自治権の認められた県およびそれ以下の地方自治体を指す。



た。1953年、中国共産党中央委員会は「各級人民法院が、過去に発生した誤りを処理し、誤判、誤殺問題に関する指示」（「各級人民法院關於处理過去冤假錯案的指示」）を公表した。第2回全国司法工作會議の決議は、「冤罪を犯した後、当事者や家族に誤りを認めなければならない。重大な損害を被った当事者や家族に対しては、誤りを認め、生活困窮者に対して、実情を考慮して必要な補助を与える」としていた。1954年憲法は国家賠償について原則的な規定を作り出した。その97条は「いかなる違法な職務上の怠慢・過失の国家機関の職員に対しても、中華人民共和国の公民は各級の国家機関に対し書面または口頭で告訴する権利がある。国家機関の職員が国民の権利を侵害することによって損失を受けた者は、賠償を請求する権利がある」。また、1954年海港管理暫定条例は単行法として公布された。その20条では、「海港事務局が法律の根拠がないのに、無断で船舶の離港を禁止させることにより損害を受けた者は、その賠償を要求し、海港事務局に対する起訴権を留保することができる」と規定されていた。その他、五、六十年代の中国では冤罪に関する法律も制定されていた。例えば、1956年司法部（司法省）は「『冤罪補助金』の支出問題に関する回答」を制定し、国務院も1956年「各級人民法院（裁判所）の誤判による賠償問題に対する回答」を打ち出した<sup>41</sup>。

その後、文化大革命の期間に、国家権力と公民の権利との関係は奇形的なものになって、国家賠償制度は停滞状態に陥った。1976年以降、国家は一連の冤罪事件に対して再調査と平反作業を行い、党と国家は被害者の損失に対して様々な方式で賠償と補償を行っていた。党の政策は当時の実践の中で重要な役割を發揮した。たとえば1979年の中国共産党中央委員会は最高人民法院の党グループに「冤罪の誤りを修正する仕事に適用する若干の問題に関する報告」<sup>42</sup>を公表した。

1982年、中国は憲法を改正し、国家賠償の原則を再び言明した。その41条3項は「国家機関の職員が、公民の権利が侵害されることにより、損害を受けた人は、賠償を取得する権利を有する」としている。1954年の憲法に比べて、1982年憲法は国家賠償の規定について、一つは国家機関の権力行為と賠償責任とを規定したこと、もう一つは専門的な法律を制定して、国家賠償責任の要求を提出したことである<sup>43</sup>。

憲法の規定に基づき、1986年の民法通則121条は、「国家機関あるいはその職員が職務を遂行するに当たって、公民および法人の合法的な權益を侵害する場合に、民事責任を負わなければならない」と定めた。この規定の意義は、第一に、司法実務においては、一般に憲法の判決を引用しないため、民法通則の規定を、1982年憲法の規定により司法実務に援用し、裁判所はこの規定によって国家賠償に関する案件を審理することができるようになった。第二に、1982年憲法は、国家機関が責任を負うべきであることを規

---

41 張勝利『国家賠償法教程』（中央廣播電視大學出版社、2011年）15頁。

42 沈岢「冤獄賠償再立正義之規」人民法院報第5版2016年1月13日2頁。

43 付洪林『国家賠償法新論』（廣東人民出版社、2009年）8頁。

定していたが、その職員に対する侵害行為の責任を問うかどうか、国家とその職員が共同で侵害賠償責任を負うかどうかは明らかにしていない。これを受けて、1988年、最高人民法院は「『中華人民共和國民法通則』の若干の問題に関する意見（試行）」において、「国家機関の職員が職務執行にあたって、公民および法人の合法的な権益に損害をもたらした場合、国家は民事責任を負わなければならない」（152条）として、国家が責任を負うことが明らかにされた。

しかし、民法通則は国家権力行為の賠償と国家民事行為の賠償とを民事法律関係に取り入れ、民法による調整を適用するが、国の公権力行使に対する侵害賠償を民法調整の範囲に組み入れることは国家賠償の一般的な規律に合致しない<sup>44</sup>。また、国家賠償の範囲、方式、基準、手続などの具体的な規定が十分ではなく、国家賠償責任の実現は依然として一定の困難が存在した。

1989年に公布された行政訴訟法は、公民、法人、その他の組織の合法的な権益を保護し、行政機関とその職員が法律に基づいて行政権の行使を目的とすることから出発して、行政賠償に対する責任の要件、賠償主体、賠償請求手続き、さらに経費の出所などを概括的に規定している。行政訴訟法の制定は民主と法制建設の中で大事なことであり、行政賠償制度の確立と健全化に対して非常に重要な意義を持っている。この法律は行政賠償の基本原則を確立するとともに行政賠償制度を整備した。これらの原則は主として、①人民法院は司法監督権を有し、行政機関の具体的行政行為<sup>45</sup>の合法性を審査する権限を有し、行政行為の具体的な侵害によって損害をもたらした事件を審査できる、②賠償費用は各級の財政から支出して、国が賠償責任を負う、③行政賠償義務機関は、故意または重大な過失がある行政機関の職員に追償する権利がある、④調停手続きは行政機関に準用されるだけでなく、人民法院も行うことができる、とするものである。しかし、行政訴訟法は行政賠償責任を定めた目的にして、行政訴訟と組み合わせて、行政訴訟を通じて賠償問題を解決しないが、行政賠償の規定はまだ全面的ではない。具体的には、①行政訴訟法の規定は、行政訴訟において具体的行政行為の侵害賠償責任に限り、抽象的行政行為およびその他の行政行為などに対して、被害者は行政訴訟法に基づき、取消訴訟と国家賠償訴訟を請求することができない。②賠償の方式については、賠償金の計算には規定がない。③司法賠償については規定されていない。

---

44 林溢帆「国家賠償法的演変及意義」法制与社会第4期（上）2015年147頁。

45 ここにいう「具体的行政行為」とは、日本法における行政処分にほぼ相応する概念であって、後述する「抽象的行政行為」（行政機関が行政法規・規則、決定、命令など普遍的な拘束力を有する「規範性文書（文件）」を定立する行為）に対応する概念であり、行政機関が行政管理を行う際、特定の人または具体的な事柄に対してなされる行為（不作為を含む）である。詳しくは、高見澤ほか『現代中国法入門〔第8版〕』（有斐閣、2019年）124～125頁参照。

## 2、分析・考察

1949年新中国が成立した後の中国における国家賠償制度は、1994年国家賠償法が制定されるまで、紆余曲折を経てきた。

成立初期において、1954年憲法97条は、「中華人民共和国の公民はいかなる違法な職務上の怠慢・過失の国家機関の職員に対しても、各級の国家機関に対し書面または口頭で告訴する権利がある。国家機関の職員が国民の権利を侵害することによって損失を受けた人は、賠償を請求する権利がある」としたが、当時の法律規定がバラバラであって、実行可能性が低く、憲法上の原則にとどまっているに過ぎなかった。また、1982年憲法は1954年憲法より一步前進して、行政機関による権利侵害の存在を確認し、損害賠償請求権の発生をも認めたが、依然として現代型損害賠償制度には至っていない。国による公民の権利に対する憲法上の保護が必要であることを宣言したものとして、法律よりも政治的意義の方が大きかったのである。

当時、国家賠償請求権を公民の憲法上の基本的な権利であると位置付けたが、賠償の請求主体が損害を受けた公民に限定され、法人格を持つ法人やその他の組織が請求人の範囲から排除されていた。しかし、この点は立法の不備ではなく、時代の産物である。20世紀50年代の中期から80年代の中期にかけて、中国の経済制度はずっと公有制経済<sup>46</sup>であり、集団所有制経済が絶対かつ支配的地位を占めていた。公有制企業の所有権と経営権分離問題についての討論は80年代の中期より現れたが、それまで公有制企業の自主経営地位を認めず、公有制企業は通常の法人地位を有していないため、公有制企業の国家損害賠償責任問題も存在しなかった。このような情勢の下で、いわゆる法人やその他の組織の国家賠償請求権問題が存在することは不可能であり、損害がもたらされる状況があったとしても、自分が自分に損害をもたらしたことに等しかった。

当時の中国では国家賠償に適する法律制度の政治土壌がまだ存在しなかったため、国家賠償の司法体系を構築するのに政治的な支持を提供することができなかった。20世紀50年代には、様々な政治的敵対勢力の中、新しい政権はまだ成長の過程ににあった

---

46 公有制経済とは、国家所有と集団所有の経済セクターで、社会主義生産関係の基礎とされる。ここには国家所有制経済、集団所有制経済だけでなく混合所有制経済のなかの国有成分と集団成分も含まれるというのが第15回党大会以後の中国の公式見解である。「国家所有制」とは生産手段すなわち土地、資源、設備、機械などの所有が全社会成員の共同所有に属するもの、「集団所有制」とは生産手段が集団に属するもの、そして「混合所有制」とは複数の各種経済セクターからなるもので、その典型は各種経済セクターの持株からなる株式制である。江沢民の15回大会政治報告によれば、「株式制は公有制であるか、それとも私有であるかと大雑把に言うことはできない、カギは持株権が誰の手にあるかである」。また、「公有制」の対極に「非公有制」がある。詳しくは、「中国重要経済用語事典」[www.21ccs.jp/kenkyu\\_seika/.../keizaiyohogojiten\\_01.html](http://www.21ccs.jp/kenkyu_seika/.../keizaiyohogojiten_01.html) (2020年10月12日アクセス)。高見澤ほか『現代中国法入門〔第8版〕』(有斐閣、2019年)78頁参照。

のである。したがって、当時、厳格な意味における国家賠償システムは存在していなかった。

また、「文化大革命」の期間、極左思想が盛んになり、階級闘争を強調する一方で、政治観念においては国家権力を強調し、個人の利益を無視する傾向が明らかであった。それゆえ国家賠償制度の発展の空間はほとんど存在しなかった<sup>47</sup>。

1978年以降、中国はいわゆる改革開放の時代に突入した。改革開放の最初の数年から80年代の中期にかけて、個人の私営経済は一定の発展があったが、様々な制限を受けて、原始的な状態に置かれていた。それはあくまでも社会主義公有制経済への補足と見なされ、独立の経済地位を獲得することができなかった。法律上は個人の私有経済の主体は依然として“个体戸<sup>48</sup>”であり、独立した法人の姿で現れたものではなかった。従って、当時の中国では、国家賠償請求権の主体は自然人に限定され、自然人しか国家賠償を取得できないとされたのはむしろ当然の選択であろう。

また、民法通則から国家賠償法が公布される前の時期において、法律制度の規定は徐々に豊かになってきたが、これらの規定は依然として分散的であって、構造が不完全であるにもかかわらず、公民には救済ルートを提供したため、国家賠償はついに抽象的な憲法の原則から抜け出して、中国の法律体系の中で初めて国家賠償ならではの位置を確立した。

しかし、国家賠償はやはり行政賠償の分野に限られ、司法機関による司法活動の中で公民、法人およびその他の組織の合法的權益を侵害した場合に損害賠償を請求することができるかどうか、法律上のフォローはなかった。つまり、司法機関の司法行為に対し果たして損害賠償を求めることができるか不明であった。

なお、民法通則121条に規定された国家機関は、司法機関を含むかどうかについて、学説は国家機関とは国家を代表し公権力を行使する機関のすべてを含むべきであると主張していた。したがって、行政機関、立法機関、司法機関、検察機関、軍事機関および国家機関から授権され公権力を行使する事業単位と社会団体のすべてが国家機関とみなされていた<sup>49</sup>。しかし、司法活動では、公民、法人やその他の組織が司法活動によって人身侵害、財産権侵害を受けたとき、起訴の方式などにおいて厳しく制限されていた。たとえば、勾留、逮捕、訴訟措置および刑事追訴の過程で封印、差押、凍結などの措置を違法に講じたことにより損害がもたらされた場合、基本的に司法手続を通して国家賠償を請求することができなかった。行政訴訟法は行政賠償を解決するだけ、民法通則のただ1箇条の規定のみで、中国が司法賠償制度を確立したとは言えないのである

---

47 馬懷徳『中華人民共和國国家賠償法講話』（黒龍江人民出版社、1994年）35頁。

48 中国の私営企業暫定条例によれば、企業資産が個人・家族の単独出資に属し被雇用者が8人未満の場合には「个体工商戸」（または「个体戸」）と呼ばれる。

49 王家福『中国民法、民法債権』（法律出版社、1991年）17頁。

う。したがって、中国では国家賠償法が正式に制定されるまでは行政賠償制度しかなく、司法賠償制度は存在していなかった。司法侵害の被害者は、主に善後策という準行政方法で救済されることになる。

改革開放の時代、賠償主体の範囲は法人と一般的な社会組織に拡大されていた。中国改革開放の後には経済制度の大きな変遷を反映して、法律が影響を受ける一方では、立法者の法律思想も進歩を示していた。法人は市場経済の主体として、独立した法律上の地位を確立し、その他の社会組織は国家権力の付属物ではなく、独自の社会地位と利益の追求を持っている。他方は民法の範疇の中で国家賠償制度は確立され、特殊な侵害の民法責任として国家賠償責任と見なされた。

## 2-3 1990年代以降の国家賠償法制定と改正

### 1、歴史的沿革

1990年10月、全人代常務委員会法制工作委员会は、法律の専門家による起草グループを組織して、それまでの実務経験を総括し、海外の国家賠償法制を参考にして、国家賠償法（試案）を起草した。その後、関係部門と各地の法律家に意見を求めて、1994年1月の第8回全人代常務委員会第5回会議で国家賠償法（草案）の初歩審議を行った。1994年5月12日、全人代常務委員会は国家賠償法を採択し、1995年1月1日より施行された（以下「1994年法」と呼ぶ）。これは中国における国家賠償制度の全面的な確立を示している<sup>50</sup>。その後、最高人民法院と最高人民検察院は若干の重要な司法解釈<sup>51</sup>を行った。最高人民法院は「人民法院が執行する「中華人民共和国国家賠償法」に関するいくつかの解釈」、「行政賠償案件を審理する若干の問題に関する規定」、「民事・行政訴訟の中で司法賠償問題に関する解釈」などを制定、国務院も、1995年1月25日国家賠償費用管理方法などの行政法規を発表した。この段階では、相対的に完全な国家賠償制度が形成された。1994年法が実施されて以来、全国中級以上の人民法院は賠償委員会という賠償案件を審理する専門機関を全部に設立し、賠償についての仕事を全面的に展開した。

しかし、1994年法は実施中において問題も発生していた。たとえば、賠償手続の規定

---

50 肖金明「中国における国家賠償制度の変遷と展望」比較法学 47 卷 3 号 2014 年 202 頁。

51 中国において、司法解釈とは、最高人民法院と最高人民検察院が発する公文書であり、重要な法源とされている。かつては内部通達として部外秘とされていたが、近年一般公開とされ、中国法理解にとってこれを視野に入れることは不可欠とされている。特に、最高人民法院によるそれは、裁判規範として司法実務において極めて重要な役割を果たしている。詳しくは、高見澤ほか『現代中国法入門〔第8版〕』（有斐閣、2019年）120～121頁参照。

は原則として賠償義務機関に対する制約が足りず、一部の機関が賠償の案件を引き伸ばし、事実上賠償しないことがあり、当事者の合法的な権益が保障されない。一部の地方では賠償費用を保障せず、賠償金の支払いメカニズムが合理的ではなかった<sup>52</sup>。また、賠償項目の規定が新たな情況に適応しにくい場合もある。したがって、1994 年法に対して必要な改正を行うことを提案されていた。それらを経て一部の部門、地方、専門家および学者も各自の角度から国家賠償法に対する修正の意見や提案を提出した。2007 年第 10 期全人代常務委員会は国家賠償法の改正の立法計画に入れた。

2010 年 4 月 29 日、第 11 期全人代常務委員会第 14 回会議は国家賠償法改正を決議し、2010 年 12 月 1 日より施行された（以下「2010 年法」と称す）。今回の改正は、それまで 10 年余りの実務経験を総括し、問題点を補う形で行われたものである。2010 年法では、1994 年法の 35 箇条の条文のうち 22 箇条の条文について修正を施すとともに、新たに 7 箇条の条文を付け加えた<sup>53</sup>。

その後、第 11 期全人代常務委員会第 29 回会議は 2010 年法をさらに改正（2012 年 10 月 26 日）し、現行国家賠償法が 2013 年 1 月 1 日より施行された。しかし、この改正は、刑事訴訟法の改正を受けて行われたものであり、同法 19 条における個別字句の調整にとどまっているため、2010 年法はほぼ完全な形で維持されている。本論文では、便宜上 2010 年法に基づいて検討することにする。

## 2、分析・考察

### （1）1994 年法

第一に、国家は賠償責任を負い、国家機関は賠償義務を履行するとされた。国家賠償は、「権利を侵害した者は、賠償する」という民事賠償原則と異なって、国が法律上の責任を引き受けて、最終的に賠償金を支払い、法律の規定により賠償義務機関が具体的な賠償義務を履行するものであって、侵害行為を行った公務員が、直接に被害者に賠償責任を負わないところにある<sup>54</sup>。

第二に、賠償の範囲が限られていた。国家機関およびその職員が、違法に職権を行使することによりもたらされた損害に対する賠償は、国家責任の一種類に属するとされたが、賠償の範囲から見れば、国は国家機関とその職員の一部の違法な侵害行為にだけ賠償責任を負うとされていた。例えば、1994 年法の規定によれば、国家の立法機関、軍事機関、司法機関の一部の行為に対して、賠償義務を負わないことである。さらに、行政賠償と刑事賠償の範囲も厳しく限定されていた。また、公共施設の損害、行政機関の抽

---

52 戴愛国「国家賠償法解读」法律雜誌第 7 期（上）2016 年 242 頁。

53 新設された 7 箇条の条文は、すべて申請の受理、賠償義務機関による賠償請求人の意見聴取、賠償内容に関する協議など賠償手続に関するものである。

54 江必新、梁鳳雲『国家賠償法教程』（中国法制出版社、2011 年）22 頁。

象的行政行為による損害など、いずれも国家賠償の範囲に含まれていなかった。

第三に、賠償方式と賠償基準が法定化された。国家賠償の方式と基準は1994年法の規定に基づき、賠償金の支払いを主な方式として、財産を返還して、原状を回復することを補助的な方式とされた。しかし、国は被害者の要求と実際の損害に応じて賠償をするわけではなく、あくまでも法定の方式と基準に基づき被害者の必要な生活を保障するのにとどまるため、確実な権利利益の救済にはなりにくかった。

第四に、賠償手続が多様化された。国家賠償の中で、被害者は様々なルートを通じて国家賠償を取得することができるようになった。1994年法は、行政賠償と刑事賠償を取得する様々な手続の形式を規定していた。被害者は行政賠償を要求し、直接に賠償義務機関に提出することができるし、行政不服審査を申し立て、または行政訴訟を提起する時に、一括して提出することもできる。被害者が司法賠償の請求を提出するのは、先に司法賠償義務機関に提出し、結果を不服があればその上級機関に提出することができるし、最後に人民法院の賠償委員会に提出することもできるが、訴訟で解決することはできないとされていた。

## (2) 2010年法

第一に、賠償範囲を拡大した。

①帰責原則については、改正前の1994年法2条は、「国家機関およびその職員が、違法に職権を行使して、公民、法人およびその他の組織の合法的権利を侵害し、損害をもたらした場合は、被害者は、本法により国家賠償を取得する権利を有する」と定めていた。この規定によれば、国が賠償責任を負うのは、公民に損害をもたらした国の行為に違法性がある場合に限られることになる。2010年の改正が上記の条文から「違法」という二文字を削除することにより、それまで単一の違法帰責原則から、違法帰責原則と結果帰責原則を含めた多元帰責原則を確立するようになったとされる<sup>55</sup>。

こういった変更は、2010年法17条の定めにも現れている。同条は、捜査、検察、裁判の職権を行使する機関および留置場または監獄管理機関ならびにその職員が職権を行使するときに次に掲げる人身権侵害事由のいずれかがある場合は、被害者は損害賠償請求権を有するものとしている。すなわち、1)刑事訴訟法の規定に違反して、公民に対し勾留措置を講じた場合、または刑事訴訟法に定める条件および手続に従って公民に対し勾留措置を講じたが、勾留期間が刑事訴訟法に定める期間を超え、その後事件の取消、不起訴が決定され、または判決により無罪が宣言され、刑事責任の追及が終了した場合、2)公民に対し逮捕措置を講じた後、事件の取消、不起訴が決定され、または判決により無罪が宣言され、刑事責任の追及が終了した場合、3)裁判監督手続により再審を経て改めて無罪判決が出されたが、原判決による刑罰がすでに執行されている場合、4)拷問により自白を強要し、または殴打、虐待等の行為により、もしくは他人に殴打、虐待等の

---

55 江必新『中華人民共和国国家賠償法』条文理解与適用』（人民法院出版社、2010年）148頁。

行為を教唆し、もしくはそれを放任して、公民に身体傷害または死亡をもたらした場合、5) 武器または警護器具を違法に使用して公民に身体傷害または死亡をもたらした場合、などである。

②人身権の侵害に対する賠償範囲については、1994年法において直接的権利侵害に限定されていたが、2010年法においては前記のほかいわゆる間接的侵害も加わった。2010年法 3条2項と17条4項は、「他人に殴打、虐待等の行為を教唆し、もしくはそれを放任する」ことを間接的侵害とし、それらを人身権侵害賠償の範囲に加えている。

③財産権の侵害に対する賠償範囲については、2010年法4条3項に「違法に財物を収用」することが侵害事項の一つとして追加され、それにより財産権侵害に対する賠償範囲が広がられている。

第二に、賠償手続を整備した。

①国家賠償請求前置手続としての「確認」が取り消された。1994年法9条および22条の規定によれば、請求者が賠償機関に行政賠償を申請する場合、その機関に権利侵害行為が違法であることを確認してから賠償手続に入る必要があるとされていた。そのため、賠償機関が自らの過ちを認めにくく、責任逃れに陥りやすいなどの問題が多発していた。国民の見地から見れば、上記の改正を受けて、賠償請求の手続がより簡易迅速なものとなっている。

②申請受理の手続が新設された。2010年法12条3項の規定によれば、賠償義務機関は、賠償請求人の賠償申請書を受けた際、本機関の専用印と受取日付を記載した書面の証憑を交付しなければならない。その目的は、賠償機関の責任を重くし、そのサービス意識を強化し、義務の履行を促すとともに、請求人の訴訟に関わる立証能力を強化することにあるとされる<sup>56</sup>。

③賠償内容に関して協議することを可能にした。2010年法13条1項の後段、23条1項の後段の規定によれば、賠償義務機関が賠償を決定する際、賠償の方式、項目及び金額について、被害者と協議することができるとされている。それにより、紛争の迅速かつ実効的な解決が期待されよう。

④賠償決定の送達期限を規定した。2010年法13条2項・3項と23条2項・3項によると、賠償義務機関が賠償を決定した場合には、賠償決定書を作成し、かつ決定を出した日から10日以内に賠償請求人に送達しなければならないとされる。また、賠償を行わないことを決定した場合は、決定を出した日から10日以内に書面により賠償請求人に通知し、かつ賠償を行わない理由を説明しなければならないとされている。その目的は賠償機関の恣意と独断を防ぎ、公正的な決定を促すことにあると考えられる<sup>57</sup>。

⑤当事者の立証責任を明確にした。1994年法の空白を埋めて、2010年法は立証責任に

---

56 林滄帆「国家賠償法の演変及意義」法制与社会第4期(上)2015年146頁。

57 吳東鎬「中国における国家賠償法の改正と問題点」創価ロージャーナル第5号2012年142頁。



関する規定を新たに設けた。同法15条、26条の規定によれば、原則として、被害者と賠償義務機関とがそれぞれ自分の主張に対して立証責任を負うことになっているが、例外として、被害者が行政勾留もしくは強制措置を受けてまたは収監中に「死亡」または「行為能力を喪失」した場合に限って、賠償義務機関は「被害者の損害は賠償義務機関の職権行為によるものではない」と立証しなければならず、それが立証できなかった場合または両者の因果関係が不明である場合は、国が賠償責任を負うこととされている。

⑥ 人民法院賠償委員会の構成や審理手続および審理期限などがより明確にされた。2010年法29条1項に基づいて、人民法院は賠償委員会を設置するが、当該委員会は人民法院の3名以上の裁判官により構成され、構成員の人数を奇数とした。それとともに、審理の手続きに書面審査の方法を採用したが、必要に応じて関係機関とその職員に事実を調査し、損害事実と因果関係に対して争いがある場合は、賠償委員会は双方の陳述および弁明を聴取し、かつ証拠に対する説明を行うことができるとしている。また、審理の期限については、賠償申立を受領した日から3か月以内に決定を出さなければならないとするが（同法27条、28条）、その目的は、請求人の権利利益保護のほか、賠償委員会による職責の履行を促すことにあると考えられる。

⑦ 救済ツールの多様化である。2010年法30条は、賠償委員会が行った決定に明らかな誤りがあると賠償請求人が思量した場合には、1級上の人民法院賠償委員会に不服を申し立てることができるとするが、同時に国家の自己是正のメカニズムをも設けている。すなわち、賠償委員会の行った決定が効力を生じた後に、その決定が本法の規定に違反することを発見した場合は、賠償委員会は、当該人民法院の院長の決定または上級人民法院の命令を経て、2か月以内に改めて審査し、かつ法に従い決定を出さなければならないとされている。これらの規定は、救済ルートを増やし、請求人の権利保障をさらに強化しようとするものであると思われる。

⑧ 処分の範囲が広がられた。1994年法14条2項と24条2項の「行政処分」を、「処分」に変えた（2010年法16条2項と31条2項）。ここにいう処分は行政処分より広い概念であり、それには国家機関の党員幹部に対する「党纪処分」なども含まれる。これは国家機関およびその職員の慎重な職権行使を促すものであると思われる。

第三に、賠償方式と計算基準を新たに設けた。

① 生命健康権の侵害に対する賠償基準について、まず、賠償種類を増やして、被害者に対する救済を充実した。1994年法で賠償範囲に含まれるのは、一般傷害の場合、医療費と休業によって減少した収入の二種類に限られ、身体障害も、医療費と身体障害賠償金の二種類だけであった。2010年法の規定によれば、一般傷害に介護費が新たに加わり、身体障害には、医療費、介護費、後遺障害生活補助具費、リハビリテーション費など障害によって増加した必要な支出と継続治療に必要な費用とが新たに増加された。賠償種類の増加は被害者が受ける賠償金額の増加を意味しており、これは被害者に対する救済をもっと充実させることになるだろう。次に、後遺障害賠償金の算定基準を変更して、

一つは算定根拠、もう一つは賠償金の上限を改めた。まず、算定根拠であるが、1994年法は、労働能力の喪失の程度にのみ基づいて行為障害賠償金を確定するとしたが、改正後の2010年法は、国の定める障害等級に従って労働能力の喪失の程度を確定するものとする。次に、賠償金の上限であるが、1994年法は、一部の労働能力を喪失した場合と全部の労働能力を喪失した場合とに分けて後遺障害賠償金の上限を規定していた。改正後の2010年法は、上記のような分類をせず、統括的に後遺障害賠償金の上限を、国の前年度の労働者の年平均給料の20倍にすると定めている<sup>58</sup>。

②財産権の侵害に対する賠償基準については、利息もその賠償に追加した。すなわち、1994年法では、違法に行われた過料、罰金、追徴金もしくは負担金または貯金もしくは振込金等の凍結に対する救済方法として、過料、罰金、追徴金および負担金などを返還し、または凍結した財産を解除することに止まっていたが、2010年法では、過料、罰金、追徴金および負担金それ自体を返還し、凍結した貯金または振込金を解除するだけではなく、その利息をも支払わなければならないと規定している。また、1994年法では、返還すべき財産をすでに競売していた場合は、競売により得た金額を支給するに止まっていたが(28条5項)、2010年法は「返還すべき財産をすでに競売し、または換価した場合、競売または換価により得た代金を給付する。換価された代金が財産価値よりも明らかに低い場合には、相応の賠償金を支払わなければならない」と定めている(36条5号)。

第四に、精神的損害に対する賠償制度を確立した。

人身自由などの侵害による精神的損害に対する賠償制度を確立した。本論文の冒頭でも指摘したように、国家賠償法の欠陥として大きく取り上げられてきたのが、精神的損害賠償に対する賠償制度の欠如であった。改正前の1994年法30条では、精神的損害賠償を規定したものの、救済対象となる精神的損害は、人身自由の侵害による名誉権と栄誉権<sup>59</sup>の損害に限られ、その救済方法も、権利侵害行為の影響が及ぶ範囲内における影響の除去、名誉の回復および謝罪であった。このような状況を踏まえて、2010年の改正においては、救済対象となる精神的損害の範囲を限定せず、広く「他人に精神的損害を与える場合」としたうえ、「他人に精神的損害を与える場合(中略)、重大な結果をもたらしたときは精神的損害の慰謝料を支払わなければならない」として精神的損害に対す

---

58 しかし、なぜ20倍にしたかの理由は不明であり、また「国の前年度の労働者の年平均給料の20倍」という文言にも象徴されているように、これで、十分な被害者救済が実現されているかどうかは疑問のあるところである。本文中の叙述からも分かるように、いわゆる「逸失利益」や「生活費の中間控除」などは考慮されていないからである。

59 中国では、ここにいう「名誉権」と「栄誉権」は、いずれも「人格権」の一種であり、前者の名誉侵害の場合には、名誉回復措置として訂正や謝罪広告の掲載を命ずることができる。また、死者の名誉についても保護の対象とされている。これに対し、後者が、自然人のほか、法人にも認められているところが特徴的である。詳しくは、高見澤ほか『現代中国法入門〔第8版〕』(有斐閣、2019年)203頁参照。

る金銭賠償を明記した<sup>60</sup>。ただ、第三章第四節で詳しく述べるように、ここでいう「重大な結果」をどう判断するかの問題は残る。

---

60 王宇希「国家賠償中精神損害賠償的責任体系研究」法学博覧 01（下）2016年 109頁。

## 第二章 国家賠償制度に関する学説上の見解

### 第一節 国家賠償責任

一般的に、国家賠償責任とは、国または公共団体が国家作用を実施することによる損害に対して負う賠償責任をいう。国によって国家賠償責任の定義には若干の差異も見られるものの、基本的出発点はいずれも普通の民事賠償責任とは違った規則をもって国家賠償責任を調整することに置かれている<sup>61</sup>。本章では、この分野における幾つかの代表的な学説上の見解を紹介しておく。

#### 1-1 代位責任説

代位責任説は、次のように主張している。国家賠償責任は、公務員の責任を前提として、公務員が責任を負うべき行為があったため、国家は当該公務員を代位して責任をとる。それにより、被侵害者の賠償請求権の行使に役立つのである。つまり、公務員が権利侵害行為のために賠償責任を負わなければならない場合、国家が代わりに賠償責任を負うことである<sup>62</sup>。

このような代位責任説は、19世紀末に民法上の雇用者責任理論に由来したものである。その基本理念は、国家自身が違法行為を実施することができないが、公務員にだけ責任を負わせると、公務員自身の賠償能力に限られているため、被害者に十分な救済を提供できないのではないかという思想に置かれている。この学説は、公務員が故意または過失により侵害行為に及んだことと、国家が当該公務員を代位して賠償することを要件としている。代位責任説の主な論拠として、支払能力のある国が賠償責任を負い、公民の権利を保障し、公務員の職務執行時の不安を取り除き、行政効率を向上させることなどが挙げられる。このような学説では、賠償責任は本来国家が負うべきではなく、公務員が負担すべきであり、公務員の賠償能力に限界があるなどの理由で、その任用者として国家が賠償のために登場してくる。国家賠償責任は実質的には代位責任であり、形の上では国家が権利侵害賠償責任を引き受けた後、具体的な加害行為を実施した公務員に対して求償権を保有している<sup>63</sup>。

代位責任説は国家賠償を民事賠償から独立させ、国家賠償の公法的性質を主張したが、

---

61 江必新、梁鳳雲『国家賠償法教程』（中国法制出版社、2011年）1頁。

62 江必新、梁鳳雲『国家賠償法教程』（中国法制出版社、2011年）1～2頁。

63 上官丕亮『国家賠償法研究述評』（法律出版社、2017年）98頁。

このような転換は依然として徹底されていない。この説によると、国家が代位責任を負う前提は公務員がある賠償責任を負うべきであることである。言い換えれば、公務員に過失があったというのは、国家が賠償責任を負う前提であり、同時に国家が当該公務員に求償をする理由でもある。しかし、公務員が職務を遂行する行為は決して個人の行為ではなく、国家の名義で国家を代表して行われるものである。国は法律上の主体として存在している。公務員の職務行為はすべて国家からの委託を受けて、国家の名義で実施されるものである。そのため、行為の結果は、当然個人ではなく国に帰属するとされる<sup>64</sup>。

## 1-2 自己責任説

自己責任説とは、国家賠償責任は国家自身の責任であり、公務員の行為の効果は国家に帰属するということである。国家は公務員の行為による危険を負うべきである。公務員が不法行為をした場合、故意または過失があるかどうかに関わらず、国は直接に責任を負うべきである。

自己責任説の理論的な由来は、ローマ法の規定にさかのぼる。すなわち、法人は、その不当な任用または監督を行っている職員の権利侵害行為に対して責任を負うべきである。20世紀以来、代位責任の下では被害者が十分に救済されないため、民法上の危険責任理論の影響を受けて、国家賠償責任の自己責任という考え方が徐々に誕生してきた。この説は、公務活動によりもたらされるリスクや損害責任の負担を公務員個人から社会全体へと転換させることにより責任の社会化を図ろうとしている。国家が公務員に公務執行の権限を与えること自体が公務員に違法に執行される可能性がありうる。言い換えれば、権限そのものが危険を孕んでいるため、国家自身が危険責任を負うべきである。これは、公務員という個人がその加害行為に対して故意や過失や責任などがあつたかどうかとは関係ない。自己責任説は、公務員の行為による損害は国家が賠償責任を負うべきだとみとめ、国家賠償責任と公務員の行為との関係を明らかにしている。また、法律上の主体として、国も個人と同じように過ちを犯すことは避けられない。公務員が職権を履行することは国家の意志を実現させるために必要な作業であるため、公務員が公務執行中に犯した過ちは国家の過失とみなされるべきであり、国家自身が責任を負うべきである<sup>65</sup>。自己責任説の最大の特徴は、国家賠償責任は国家自らの行為に対して負う賠償責任であり、公務員が公権力を行使する時に、その人格が国家に吸収された結果、そ

---

64 江必新、梁鳳雲『国家賠償法教程』（中国法制出版社、2011年）7頁。

65 馬德懷「国家賠償責任的性質」法学研究第2期1994年18頁。

の行為は国家の行為に当たるとされたところにある<sup>66</sup>。そして、自己責任説と代位責任説の主な違いは、後者が公務員の個人過失責任を前提としているのに対し、前者は国家活動の危険責任を前提としている<sup>67</sup>。

筆者は、中国の国家賠償責任を自己責任とすべきであると考えている。その理由は、第一に、国が統治と社会管理機能を発揮するには、具体的な国家機関およびその職員を通じて実現しなければならない。国は法律を通じて統治、管理等を行える公権力を国家機関およびその職員に授与すると同時に、法律を通じて当該公権力が違法または濫用される危険責任を国に負わせている。第二に、現代社会では、国家であれ、国民であれ、法律で定められた範囲で権利を行使し、義務を履行し、責任を負うべきであり、公権力も例外ではない。まさに権利があるところに責任がある。第三に、国家賠償法の規定により、国家機関およびその職員が職権を行使する過程において、法律で定められた公民、法人およびその他の組織の合法的権益を侵害し、損害を与えた場合、当然国家は賠償責任を負うべきである。これは、国家機関の職員が職権を行使する際に主観的に過失があったかどうかに関わらない。第四に、国家賠償法では、国家が賠償責任を果たした後、故意または重過失があった職員に対して、部分または全部の賠償費用を求償すると規定されているが、求償費用と負担責任は異なった概念であり、求償の目的は、その責任を負わせることではなく、違法または職権濫用をした職員を懲戒し、教育をし、国家機関が法により権限を行使することを促進することである<sup>68</sup>。

## 第二節 帰責原則

帰責とは、行為および物件が他人に損害を与える事実が発生した後、どのように行為者および物件所有者または使用者に侵害責任を負わせるべきかのことである。国家機関およびその職員が公権力を行使する行為によって公民、法人またはその他の組織の合法的権益に損害をもたらした場合、国は責任を負うべきであるが、いかなる根拠で責任を負うかが国家賠償法上の帰責問題である<sup>69</sup>。

国家賠償の帰責原則は、民事侵害賠償の帰責原則から発展したものであり、国が賠償責任を負う根拠となる基準を法律上確定させることを意味する。言い換えれば、損害事実が発生した後、どのような基準（行為者の過失またはすでに発生した損害の結果か、それとも行為の違法性か）に基づき国が賠償責任を負うかを判断することである。国家

---

66 馬徳懐『国家賠償問題研究』（法学出版社、2006年）56頁。

67 江必新、梁鳳雲『国家賠償法教程』（中国法制出版社、2011年）8頁。

68 江必新『「中華人民共和國国家賠償法」条文理解与適用』（人民法院出版社、2010年）38頁。

69 江必新、梁鳳雲『国家賠償法教程』（中国法制出版社、2011年）54頁。

賠償の帰責原則の確立は、法律上国が賠償責任を負う根拠と基準の確定、国家責任の構成要件・免責条件の明確化および国家賠償の範囲の確定、国家賠償における挙証責任の配分等にとって極めて重要である<sup>70</sup>。

## 2-1 違法帰責原則

違法帰責原則とは、国家賠償が公務行為の違法性を責任の根本的な基準とし、行為を実施する公務員の過失の有無を問わないことである。この責任原則においては、公務行為が「違法」かどうかが主な判断基準であり、違法行為による損害であれば、国が賠償する。逆に、公務行為が違法でなければ、通常国は賠償しない。「違法」という概念の表し方については、国により異なっている。「違法」や「不法」というものもあれば、「法定義務違反」「公職義務違反」「職責違反」などの表現も見られる<sup>71</sup>。また、違法の定義についても、必ずしも一様ではない。ある学説は、国家賠償における違法とは厳格な意味での法律規範に違反すること、すなわち法律法規の明文規定に違反することを指すとする。別学説はそれとは限らず、法律の基本原則と公序良俗に対する違背まで含まれるとし、さらには、客観的妥当性が欠如すれば違法とみなすという主張も見られる<sup>72</sup>。

今日では、違法帰責原則を採用している国にスイスとオーストリアがある。皮純協と馮軍によれば、1959年スイス連邦責任法3条では、「公務員が職務を執行する際、他人の権利を不法に侵害したときは、当該公務員の過失の有無にかかわらず、連邦は、賠償責任を負う」と規定されている。この立法規定はスイスにおける民法理論の影響を明らかに受けている。1911年スイス債法典によると、「いかなる人も違法な方法で他人に損害を与え、故意または過失にかかわらず、損害を賠償しなければならない」と規定されている。この法律という違法とは、法律秩序の違反やある種の法益を明示的または黙示的に保護する法令または禁令への違反および職務執行時の損害を避けるために設定された内部業務規定への違反のほか、自由裁量権の濫用をも含めるとされる<sup>73</sup>。

オーストリアはもともと過失と違法の二重基準をもって国家賠償の責任を認定していたが、後に違法帰責原則へと変更した。肖峴によれば、1948年のオーストリア国家賠償法1条では、「連邦(Bund)、ラント(Land)、クライス(Kreis)、ゲマインデ(Gemeinde)、その他の公法上の団体および社会保険機構(以下、官署という)は、この官署の機関が、故意または過失により他人の財産または人格権を違法に侵害した場合、民法の規定に基

70 江必新『「中華人民共和国国家賠償法」条文理解与適用』（人民法院出版社、2010年）39頁。

71 姚天冲『国家賠償法律制度專論』（東北大学出版社、2005年）53頁。

72 江必新『「中華人民共和国国家賠償法」条文理解与適用』（人民法院出版社、2010年）40頁。

73 皮純協、馮軍『国家賠償法積論（修訂本）』（中国法制出版社、2008年）72頁。

づき、官署が損害賠償責任を負う」とされていたが、1989年にこの法律が改正された時、「故意または過失」が取り消され、「違法」のみが残されているとされる<sup>74</sup>。

日本では、国家賠償法における違法は、客観的な要件と考えられ、公務員が行う国家活動が一定の客観的な法規に違反していることと理解されてきたが、国家賠償法の対象である「公権力の行使」につき広義説が通説とされているため、多様な国家活動が国家賠償法の対象となり、違法判断の基準となる客観的な規範も多様となった。行政処分のように法律などの根拠規範が明確に存在すれば、主としてそれらの根拠規範が違法判断の基準となり得るが、このような作用法的な意味での根拠規範がないかまたは不明確な場合には、根拠規範以外の様々な客観的な規範によって国家活動の違法性が判断されるからである。そこでは、法律、命令、憲法、条例、規則といった明文の規定に止まらず、比例原則などの法の一般原理や条理などの不文の法原則も国家賠償法でいう違法判断の基準となり得る<sup>75</sup>。また、違法認定についても理論的に大きな争いがある。狭義説は、国家賠償法の違法とは、厳格な意味での法規または公序良俗に違反することをいう。それに対し、広義説では、違法とは厳格な意味での法規違反だけでなく、客観的に正当性に欠ける行為もすべて違法だという。他方、折衷説では、違法とは厳格な意味での法規違反を指すだけでなく、法律の原則も含め、客観的な正当性を欠いた行為は違法行為であるとしているが、行政機関の裁量権の範囲を超えていなければ違法とはならないとされる<sup>76</sup>。

違法帰責原則の価値は、職務の違法を帰責の基準・根拠とすることにより、国家賠償責任の認定基準の客観化が図られ、主観的過失の弊害を克服する上で重大な意義を持つことにある。違法帰責原則の目的は国家権力の濫用を効果的に防止するとともに、国家権力の合法的な運行を保障することであり、国家権力と公民権の間でバランスを取ることである。しかし、違法帰責原則の最大の欠陥は国家賠償の範囲を狭めていることにある。周知のように、国家機関の公務行為は羈束行為と自由裁量行為の二つに分けられる。羈束行為に対して、法律は明確で具体的な要求と基準を設けており、国家機関およびその職員の行為が法律の明確な規定に違反さえしていれば、違法責任原則に基づき、国は賠償責任を負わなければならないことになる。つまり、羈束行為について、違法帰責原則は明確で実行されやすい長所をもっている。しかし、自由裁量行為については、状況は全く違ってくる。自由裁量行為については、国の機関や職員の行動様式が明確に設定されていないため、大まかな行動範囲だけが定められており、その範囲内であれば、国の機関や職員の行為は合法とされている。したがって、違法帰責原則を採用すれば、權益が侵害された人は賠償できなくなることがありえよう。これは非常に不公平である。

---

74 肖岫『中華人民共和国国家賠償法の理論与実用指南』（中国民主法制出版社、1994年）106頁。

75 北村和生「国家賠償における違法と過失」『行政法の争点』（有斐閣、2014年）146頁。

76 皮純協、何寿生『比較国家賠償法』（中国法制出版社、1998年）89頁。



要するに、違法帰責原則は羈束行為の賠償問題を解決するのに優れるが、自由裁量行為の賠償問題に至るとかえって不都合な場合も考えられる。その結果、権利や利益が不当に侵害された公民が賠償されにくくなってしまふ<sup>77</sup>。

## 2-2 過失帰責原則

個人の自由な活動を裏面から支えるものとして、過失責任の原則が成立した。過失責任原則とは、個人の自由な活動から他人に損害が発生した場合、その損害の発生に関して、行為者に少なくとも過失がなければ損害賠償責任を負わないとする原則である。この原則によって、少なくとも過失責任という大枠の中で、個人は、損害賠償責任を負うことなく、自由な活動をすることができる。

過失帰責原則はローマ法によって最初に作り出された。紀元前5世紀の十二表法には過失原則に関する記述がある。紀元前287年にローマ庶民会議で採択されたホルテンシウス法は、過失帰責原則の内容を明確かつ全面的に規定し、過失を責任の根拠とし、客観的な基準で過失の内容を確定するようになった。ホルテンシウス法はローマ法の中の過失責任の基礎を打ち立てた。後に、過失帰責原則は侵害理論の基礎となり、世界諸国の法律に大きな影響を与え、多くの国の国家賠償法もこの原則を踏襲している。

国家賠償における過失帰責原則とは、国家機関およびその職員が職権を行使する際に過失があったことにより、公民、法人およびその他の組織の合法的権益に損害をもたらした場合、国が賠償責任を負うことを意味する。国家賠償の中で、過失帰責原則に対する理解や実務運用上の違いによって、過失は主観的過失と客観的過失とに分けられる。主観的過失とは行為者が持つ非難されるべき心理状態、すなわち国家機関またはその職員が職権を行使する時に、違法行為およびその結果に対して故意または過失ある心理状態を有し、しかもそれにより国民に損害を与えた場合、国家が賠償責任を負うことである。それに対し、客観的過失は主に公務上の過失として現れている。国家機関またはその職員は、損害行為そのものに何らかの欠陥があるためにある種の基準に達していないことにより国民に損害を与えた場合、国家が賠償責任を負うことである。要するに、公務上の過失は、当該公務が正常な基準に達していないことによりもたらされた過ちである<sup>78</sup>。

### 1、主観的過失帰責原則

民事侵害理論の基礎は主観的過失帰責原則にあり、民法学説の影響が深い国の多くは、

---

77 劉志遠『中国刑事賠償原理と実務』（中国人民公安大学出版社、2011年）66～67頁。

78 張勝利『国家賠償法教程（第二版）』（中央廣播電視大学出版社、2011年）38頁。

国家の権利侵害責任制度を確立するにあたってこの原則を援用している。この原則によると、国家が公務員の権利侵害行為に対し責任を負う根拠は、民法における雇用責任である。公務員が公務執行中になんらかの主観的過失により損害を与えた場合、国家賠償責任が成立する。ここからも分かるように、このような賠償責任の成立の鍵は行為者の主観的過失、すなわち故意または重大な過失にある<sup>79</sup>。

イギリスが1947年に公布した王権訴訟法は中央政府を代表する英王に賠償責任免除特権を放棄させ、それによりイギリスでは国家賠償制度が法的に確立されるようになったといわれる<sup>80</sup>。張越によれば、王権訴訟法2条では英王の賠償責任は「法定年齢に達し、完全な行動能力を有する個人」に相当する責任であるとされている<sup>81</sup>。普通法の規定からみれば、イギリスは主観的過失帰責の原則をとっていることは明らかである。しかし、実は1947年以前のイギリスの法律の中ではすでに地方政府と公法人が賠償責任を負う過失帰責原則に関する規定を置いていた。張正釗の論攷によれば、1878年のブレック・ベンズ卿はある判例で責任原則のことを次のように指摘した。「只今より、次の原則が完全にしかもタイミングよく樹立されるようになった。立法機関の授権を受けて執り行われた事項は、過失がなければたとえ当事者に損害を与えたとしても、提訴できないが、逆に、過失があればたとえ立法機関の授権を受けて執り行われた事項であっても、訴訟が成立する」<sup>82</sup>。

アメリカにおいて1946年に制定された連邦不法行為請求権法（Federal Tort Claims Act）は、現行のアメリカ政府による侵害賠償に関する中心的な法律である<sup>83</sup>。アメリカにおける国家賠償システムは、この連邦不法行為請求権法のほか、連邦裁判所誤判救済法と行政侵害特別法などが含まれている。連邦不法行為請求権法1346条2項によると、不注意または誤った作為もしくは不作為の侵害による損害に限り、連邦政府は私的地位にあるように侵害賠償責任を負う。公務員がすでに相当な注意を払ったつまり主観的過失がなかった場合には、国家が当該侵害行為によりもたらされた損害につき免責される。ここからも分かるように、アメリカでは主観的過失帰責原則がとられている<sup>84</sup>。

ドイツの国家賠償は主に過失と違法の帰責原則をとっている。劉志遠によれば、1900年のドイツ民法典839条では、「故意または過失により、第三者に対して尽くすべき職務に違反した公務員は、その第三者に与えた損害に対して賠償義務を負う」とされ、1910年ドイツ国家責任法1条では、「公務員は、委任された公権力の行使にあたって、故意

---

79 劉志遠『中国刑事賠償原理と実務』（中国人民公安大学出版社、2011年）63頁。

80 房紹坤、畢可傑『国家賠償法学（第二版）』（北京大学出版社、2011年）31頁。

81 張越『英国行政法』（中国政法大学出版社、2004年）765頁。

82 張正釗『国家賠償制度研究』（中国人民大学出版社、1996年）204頁。

83 王名揚『美国行政法（下）』（中国法制出版社、2004年）33頁。

84 張勝利『国家賠償法教程（第二版）』（中央廣播電視大学出版社、2011年）39頁。

または過失により第三者に対する職務義務に違反した場合、国家は官吏に代わって民法第八百三十九条の責任を負うべきである」とされている<sup>85</sup>。これらの規定からも分かるように、公務員は主観的な過失があつて、しかもその行為が違法性を持っているときに限り、国家は賠償責任を引き受けることになる。

日本の国家賠償法は、責任の種類によって異なった責任原則を設定している。すなわち、公権力の行使責任に対して、主観的過失と違法の二重基準を採用し、公務員が主観的に故意または過失を有しているかどうか、および行為が違法かどうかにより国家または公共団体および公務員の行為を評価する。国家賠償法1条1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」<sup>86</sup>と規定するが、他方、公の営造物の設置または管理に対する損害賠償については、侵害行為の起因、性質および内容を問わず、違法であろうとなかろうと、無過失責任主義を取り入れている。同法2条1項は、「道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。」と規定している。

なお、韓国国家賠償法1条では、「公務員が職務を遂行し、故意または過失により法令に違反して他人に危害を与えた場合、国家または地方自治体はその損害を賠償する<sup>87</sup>」と定めたことからみれば、韓国も基本的に主観的過失と違法の二重基準を採用しているといえる<sup>88</sup>。

## 2、公務過失帰責原則（客観的過失帰責原則）

公務過失とは客観的過失とも呼ばれ、合理人（平均人・基準人・類型人とも表現される）を基準として過失の有無を判断する考え方のことを言う。客観的過失は、義務違反の程度に応じて、軽過失と重過失が分かれる。要するに、損害行為が規定の様式と基準に合わず、正常な基準に欠けている様子を指し、非難されるべき行為である。公務過失原則は公務上の過失があるかどうかを帰責基準とし、一定の客観性を持つということで客観的過失原則といわれる。主観的過失原則が損害行為者の心理状態を重視するのに対し、客観的過失原則は客観的に存在する侵害行為そのものに過ちがあるかどうかによりウエイトが置かれている。

張勝利によると、この原則はフランス行政裁判所の判例に由来し、フランス最高行政裁判所は Pelltier 事件後に判例を通じて打ち出した独特な公務過失の論理であるとさ

---

85 劉志遠『中国刑事賠償原理と実務』（中国人民公安大学出版社、2011年）63頁。

86 江必新『「中華人民共和国国家賠償法」条文理解と適用』（人民法院出版社、2010年）40頁。

87 劉志遠『中国刑事賠償原理と実務』（中国人民公安大学出版社、2011年）63頁。

88 江必新『「中華人民共和国国家賠償法」条文理解と適用』（人民法院出版社、2010年）41頁。

れる。フランス行政法では、いかなる公務活動もある程度の水準に達するべきで、それより低かったのは公務上の過失とみなされるとされている<sup>89</sup>。また、劉志遠によると、フランスの公務上の過失は主に3つの形式で表現されている。第一に、公務の執行が良くなかった。第二に、公務を執行しなかった。これは、行政機関がある行為を施す義務があるにもかかわらず、不作為の結果、当事者に損失を与えた場合であり、消極的な過ちである。第三に、公務の実施が遅かった。行政機関と行政人員は職務に忠実に執行する義務を負っており、怠慢または理由なく遅延してはならない。たとえ法律がある活動に対して期限を定めていなくても、行政機関は合理的な期間内に処理しなければ過失となる<sup>90</sup>。

公務過失帰責原則は、行為者の主観的な意思には故意や過失があるかどうかではなく、行為そのものによって過失の有無を判断するとする原則である。この点で主観的過失原則から大きく区別されている。主観的過失の判断基準はより抽象的で、公務上の過失は具体的な状況によって、過失があるかどうかを判断する。裁判所は、公務の難易度に応じて、公務の執行時間、場所、行政機関が備える人力物力などの状況によって、各機関の公務執行に必要なレベルを決定する。これはいわゆる社会基準や注意義務または作為義務といわれる。公務員がこのような注意義務に違反した場合、公務上の過失となる。フランスの公務上の過失は行為人の社会的義務を強調し、その判断基準は客観的で識別されやすい。また、挙証責任において、公務過失帰責原則は被害者に損害、因果関係、公務上の過失の存在を証明するよう要求するとともに、場合によっては挙証責任の転嫁をも認めている。これにより原告の立証負担を軽減し、被害者の救済につながると思われる<sup>91</sup>。

## 2-3 結果帰責原則

結果帰責原則は、民事責任における厳格責任または危険責任の原則に近く、今現在多くの国の刑事補償責任において認められている。結果帰責原則とは、国家機関およびその職員が違法に職権を行使したかどうか、過失があったかどうかを問わず、損害の結果さえ証明されれば、国家が賠償責任を負うとする原則である。

結果帰責原則は、過失帰責原則とは異なった内容を有し、客観的に責任を負わせるものであるため、非過失帰責の原則ともいわれる。結果帰責原則はイギリス、アメリカ、フランスなどに相次いで取り入れられているが、一般的な帰責原則ではなく、過失帰責

---

89 張勝利『国家賠償法教程（第二版）』（中央広播電視大学出版社、2011年）39頁。

90 劉志遠『中国刑事賠償原理与実務』（中国人民公安大学出版社、2011年）64頁。

91 張勝利『国家賠償法教程（第二版）』（中央広播電視大学出版社、2011年）40頁。

原則の補足として、帰責原則の体系全体の中で常に補助的従属的な地位を占めている。例えば、1910年のドイツ国家責任法では、「官吏は無意識の状態や自由意識では決められない精神状態の下でもたらした損害につき、その責任が阻却されるものの、国家は依然として官吏による過失があったかのように賠償責任を負う。ただし、公平の見地より損害賠償が確実に必要である場合に限る」。また、ドイツ刑事訴追措置賠償法2条は、「当事者が釈放された場合、もしくは彼に対する刑事訴訟が終了した場合、または裁判所が彼に対する裁判を拒否した場合、当事者が拘留または他の刑事訴追措置によって被った損失は、国庫が賠償する」。結果帰責原則は侵害の原因・性質・内容を判断せず、違法か無過失かを見極めることなく、ただ侵害の結果に焦点を当て、損害の結果から出発するものであるから、人権意識が高まっている現代民主社会において、公民が個人の権利利益を守る上で重要な役割を果たすのは間違いない。しかし、結果帰責原則の適用範囲を無限に拡大すると、裁判官の犯罪を懲罰する意識を薄める恐れがあり、また財政負担の能力という見地から見ても、その適用範囲が広がりすぎないように注意する必要がある<sup>92</sup>。

#### 2-4 中国国家賠償法における帰責原則

中国国家賠償法の帰責原則の確立と発展は、単一の違法帰責原則から多元的な帰責原則への転換過程を辿ってきた。

改正前の1994年法は違法帰責原則をとっていた。同法2条1項では、「国家機関およびその職員が、違法に職権を行使して、公民、法人およびその他の組織の合法的權益を侵害し、損害をもたらした場合は、被害者は、本法により国家賠償を取得する権利を有する。」と定めていた。この規定は中国における国家賠償責任の帰責原則は違法帰責原則であることを宣言したものである。また、この条文は国家賠償法1章総則に設けられているため、国家賠償法全般を統括した責任原則であることが考えられる。

1994年法により確立された違法帰責原則は、基本的に当時の中国国家賠償責任の特性を反映したものである。一部の学者は違法帰責原則の利点を次のようにまとめている。第一に、この原則は、憲法、行政不服審査法（行政複議法）および行政訴訟法の規定に合致し、法の支配の原則や法律による行政の原理とも協調している。第二に、簡単明瞭で、受け入れやすく、実行しやすい。第三に、この原則は主観的過失帰責原則が持つ主観的責任認定の難しさを克服し、被害者が適時に国家賠償を受けるのに役立つ。第四に、この原則は職務執行における違法を賠償責任の前提とすることによって、合法的行為による損害に対する補償の可能性を排除し、国家賠償責任と国家補償責任とをうまく選り

---

92 劉志遠『中国刑事賠償原理と実務』（中国人民公安大学出版社、2011年）65～66頁。

分けた<sup>93</sup>。

しかし、司法実務において、違法帰責原則に対する理解の違いによって、同原則の適用につき若干の問題が惹起されたのも事実である。こういった問題は主として改正前の1994年法における人身自由権侵害に関する規定の理解に集中して現れている。同法15条によると、捜査、検察、裁判、監獄管理の職権を行使する機関およびその職員が職権を行使するときに次の人身権侵害事由のいずれかがある場合は、被害者は、賠償を取得する権利を有する。

すなわち、①犯罪の重大な疑いがある者に対する勾留を誤った場合、②犯罪の事実がない者に対する逮捕を誤った場合、③裁判監督手続により再審を経て改めて無罪判決が出され、原判決による刑罰がすでに執行されている場合、④拷問により自白を強要し、もしくは殴打等の暴力の行為により、または他人に殴打等の暴力行為を教唆し、もしくはそれを放任して、公民に身体傷害又は死亡をもたらした場合、⑤武器又は警護器具を違法に使用して公民に身体傷害又は死亡をもたらした場合などである。

司法実務では、改正前の1994年法は違法帰責原則の適用を受けるので、誤った勾留とはなにか、誤った逮捕とはなにか、それらの解釈につき、捉え方がまちまちであった。第一に、国家司法機関が刑事訴追を開始し、勾留や逮捕などの刑事強制措置を取った以上、もし結果的に無罪または有罪と推定できないのであれば、事実上無罪の人または有罪と推定できない人が勾留されてしまったので、こういった行為が違法であるかどうかにかかわらず、いずれも誤った勾留または誤った逮捕にあたる。第二に、勾留、逮捕は一般捜査が始まったばかりの段階か進行中の段階においてとられた措置であり、こういったタイミングで有罪無罪の判断自体は事実上不可能である。国家賠償において違法帰責原則がとられている以上、刑事訴訟法所定の条件に従い、勾留や逮捕など強制措置をとり、たとえ事後的に無罪または有罪とは推定できないと認められたとしても、誤った勾留または誤った逮捕にはあたらない。第三に、誤った勾留または誤った逮捕にあたるかどうか一概には判断できず、ケース・バイ・ケースで行われるべきである。犯罪事実のない人を勾留し、逮捕してしまったのは誤った勾留または誤った逮捕にあたるが、逆に、勾留や逮捕時において確実な事実と証拠とがあり、重大な犯罪容疑があると認められた場合、誤った勾留または誤った逮捕にはならない。以上の論争の延長線上に次の問題が提起されている。「事実が不明で、証拠が不十分（事実不清、証拠不足）という理由で取り消された事件または不起訴もしくは無罪とされた事件において、当事者が国家賠償請求訴訟を提起した場合、司法実務の対応の仕方が異なっている。一つは結果論で、上述の結果が発生し、かつ国が免責事由を有しなければ賠償すべきであるとするものである。もう一つは、当初重大な犯罪容疑があると認められた場合賠償しないが、逆の場

---

93 董保城、馮中樂『国家責任法—兼論大陸地区行政補償与行政賠償』（元照出版公司、2005年）300～301頁。

合なら賠償するとするものである<sup>94</sup>。

上記の問題のほか、1994年法により確立された一元的違法帰責原則に対する弊害として、馬徳懐によると、次のようなものが挙げられている。第一に、理論的には「違法」に対する広義の解釈が可能であるが、実務上かえって狭義の「違法」に純化された。その結果、本来ならば国家賠償の範囲に属する事柄であっても国家賠償から逃れてしまい、被害者権益の保護につながらない。第二に、中国では「違法」に対する広義の解釈はそれを支える制度と伝統的な基礎がなく、その可能性は理論上のものにとどまっており、実現されにくい。第三に、一元的帰責原則は、国家の職権行為の実際範囲の拡大に適応できない。第四に、違法帰責原則は国家機関の行為に対する法的評価に重点を置く一方で、公民、法人およびその他の組織に損失を与えたかどうか、その損失は国が負担すべきかどうかについて看過しがちであり、その出発点も国家賠償法が求めた権利救済と権利保障という本質に合致しない<sup>95</sup>。

他方、立法機関も一元化された違法帰責原則が持つ課題や問題点などに気付き始め、全人代常務委員会法制工作委员会主任である李適時は、2008年10月23日開催された第11期全人代常務委員会第5回会議において、「国家賠償法改正案（草案）に関する説明」の中で、「刑事賠償の範囲に関する規定が不明確であり、実務中においても見解が分かれている」と指摘した<sup>96</sup>。その後、国家賠償法に対する改正作業は、主に2条と15条を中心に行われ、2010年改正後の国家賠償法2条は、次のように定めている。「国家機関およびその職員が、職権を行使して、本法に定める公民、法人およびその他の組織の合法的権益を侵害し、損害をもたらした場合は、被害者は、本法により国家賠償を取得する権利を有する」。これにより、中国の国家賠償法は、一元的な違法帰責原則から、多元的な帰責原則へと進化していった。敷衍すれば、現行法においてとられた帰責原則は、改正前の単一の違法帰責原則から、違法帰責原則をメインとしながら過失帰責原則と結果帰責原則をサブとした多元的な帰責原則に変わってきたのである<sup>97</sup>。

---

94 江必新『「中華人民共和国国家賠償法」条文理解与適用』（人民法院出版社、2010年）44～45頁。

95 馬徳懐『国家賠償問題研究』（法学出版社、2006年）73～77頁。

96 江必新『「中華人民共和国国家賠償法」条文理解与適用』（人民法院出版社、2010年）45頁。

97 江必新『「中華人民共和国国家賠償法」条文理解与適用』（人民法院出版社、2010年）46頁。

### 第三章 国家賠償制度に関する法的考察

ここまでの論述を簡単にまとめておくと、第一章では、国家賠償制度の概念に関する考察を行い、①民国時代、②中華人民共和国の成立初期、③国家賠償法の制定および改正との三つの時期に分けて、中国国家賠償制度の発展プロセスを概観した。

引き続き、第二章では、国家賠償制度に関する学説上の見解を紹介・分析し、代位責任説と自己責任説をそれぞれ探求することにより国家賠償責任の所在を明らかにした。そのうえ、現行法においてとられた帰責原則は、改正前の1994年法の単一の違法帰責原則から違法帰責原則をメインとしながら過失帰責原則と結果帰責原則をサブとした多角的な帰責原則に変わってきていることを指摘している。

繰り返し指摘するように、中国における国家賠償は、中国の法体制の下で誕生した制度であり、中国ならではの特徴をもつのみならず、当該制度が抱える課題も独自のものである。本章では、中国国家賠償制度における特有の問題に焦点を当てて、法的分析・考察を行うことにする。

#### 第一節 公有公共施設の設置・管理上の瑕疵に基づく損害の賠償

公有公共施設<sup>98</sup>などのインフラ整備は、便利な生活を送る上で無視できない役割を果たしているが、道路の崩落や暖房管の破裂、橋の落下、木の倒壊、信号機の漏電などによって財産のみならず、人の生命・身体・健康が損なわれることがある。冒頭に指摘したように、現行国家賠償法は公有公共施設による損害を国家賠償の対象としていないが、これは法律の不備である。中国では民法を適用してこのような賠償紛争を調整しているが、後述するように弊害が多く、被害者の権益保護に極めて不利である。本節では公有公共施設をめぐる現行法上の不足を補うため、また公有公共施設による損害を国家賠償法に組み入れるための根拠を探るために、現行公有公共施設をめぐる法体系を整理して、国家賠償制度の理念に基づいて公有公共施設による損害賠償を国家賠償に組み入れる必要性、賠償対象の確定と賠償義務機関の責任配分および賠償計算基準などを検討する。

---

98 日本の場合、一般に、「行政財産」のうち「公用施設」とは、市役所庁舎や支所、消防署など、行政事務を執行するための施設のことをいうのに対し、「公共用施設」とは、公民館や体育館など、地域住民の福祉を増進する目的で、住民が利用するための施設のことをいう。ここにいう「公有公共施設」とは、中国特有の言葉表現であり、日本にいう「公共用施設」に近い。



## 1-1 現行法上の規制

冒頭に述べた全人代常務委員会法制工作委員会の国家賠償法草案（1993年）によると、公有公共施設（当時は「公共営造物」と呼ばれていた）について、民法通則の関連規定に基づき、管理を担当する企業や事業単位に被害者は賠償を請求することができる<sup>99</sup>と規定されていた。その後、1994年國家賠償法の制定においても、2010年・2012年の國家賠償法の改正においても、学界では公有公共施設の設置や管理が不十分であったことにより生じた損害を國家賠償に組み入れる要望が出された<sup>99</sup>ものの、いまだに立法化には至っていない。1994年法制定当時において、違法帰責原則<sup>100</sup>の下では公有公共施設の損害問題<sup>101</sup>が違法な職権行為によって生じたものではない以上、その損害は國家賠償法の範囲に組み込まれるべきではないという主張も一応成立しうるのであるが、今日の中国では、公共サービスはすでに現代行政作用の重要な内容となっており、公有公共施設の設置・管理上の問題によって生じた損害を國家賠償範囲に組み入れる必要が十分にあると思われる<sup>102</sup>。

他方、民法通則に代わって、2017年3月15日に民法総則<sup>103</sup>は中華人民共和國第12期全人代第5回會議で採択され、2017年10月1日より施行されるようになった。民法通則における権利侵害に関する民事責任（126条を含む）は、民法総則では特に規定されておらず、この部分の内容は主に権利侵害責任法<sup>104</sup>の11章<sup>105</sup>（物件損害責任）に委ねら

---

99 例えば、楊明成は次のように指摘していた。公有公共施設によって生じた損害は國家賠償の対象に組み入れてこそ、国が人民の生命財産に対する全面的な保障を提供することができる。詳しくは、楊明成「關於行政賠償的立法建議」現代法学 1993年第2期 74頁を参照。

100 1994年法2条1項では、「國家機關およびその職員が、違法に職権を行使して、公民、法人およびその他の組織の合法的權益を侵害し、損害をもたらした場合は、被害者は、本法により國家賠償を取得する權利を有する。」とされていた。

101 主に公有公共施設によって権利侵害が生じた場合を意味する。

102 康乃馨「論公有公共設施致害的國家賠償責任」許昌學院學報第35卷第1期 2016年 142頁。

103 民法総則は、2017年3月15日の第12期全國人民代表大會第5回會議において採択・公布され、同年10月1日から施行されている。民法総則では民法通則を基礎として、その他民事法において普遍的適用性を有する規定が採用されている。民法通則が全156条の9章構成であるのに対し、民法総則が全206条の11章、すなわち基本規定、自然人、法人、非法人組織、民事權利、民事法律行為、代理、民事責任、訴訟時効、期間計算、附則から構成されている。

104 日本の不法行為法にあたる。

105 権利侵害責任法11章：物件損害責任

85条：建築物、構築物またはその他の施設およびその置物や掛け物の脱落や墜落により他人に損害が生じた場合、所有者、管理人または使用者が自らに過失がないことを証明できないときは権利侵害責任を負

れるようになった。

しかし、公有公共施設による損害賠償については、権利侵害責任法 11 章に規定する物件権利侵害の責任は依然として限定的である。まず、規定により賠償対象は建築物、構築物およびその他の施設または建築物中に据えておかれる物品もしくは建築物上から墜落した物品、公共道路上に置かれた物品、崩れた物品、散らばった物品、道路の掘削、地下施設の修繕・設置などに限定されており、その対象は公有公共施設よりはるかに狭い。

次に、被害行為は、物件の脱落、墜落、倒壊、通行の妨げ、林木の切断による他人の損害、標識の設置や安全措置などが行われなかったこととされているが、実際の状況はより複雑で、11 章でカバーしきれない場合がある。

## 1-2 分析・考察

国家賠償法は 1994 年に公布された。国家賠償法を制定した当初、すでに公有公共施設に対する損害を国家賠償の対象に組み入れる立法を学者は提案し、大きな論争を引き

---

わなければならない。所有者、管理人または使用者は賠償を行った後、その他に責任者がいるときは、その責任者に対して返還を求め る権利を有する。

86 条:建築物、構築物またはその他の施設の倒壊により他人に損害を与えたとき、建設組織と施工組織は連帯して責任を負う。建設組織、施工組織が賠償した後、その他に責任者がいるときは、その責任者に対して返還を求め る権利を有する。その他の責任者の原因によって、建築物、構築物またはその他の設備が倒壊し他人に損害を与えたときは、その責任者が権利侵害責任を負担する。

87 条:建築物中から放擲された物品または建築物上から墜落した物品が他人に損害を与え、具体的な権利侵害者を特定することが難しいときは、自らが権利侵害者ではないことを証明することができる者を除き、加害を行った可能性がある建築物使用者がその損害を補償する。

88 条:積物が倒壊して他人に損害が生じた際、積物を積んだ者は自らに過失がないことを証明できないときは、権利侵害責任を負わなければならない。

89 条:公共道路上において積まれた物品、崩れた物品、または散らばった物品が通行を妨害し他人に損害を与えたときは、関連する組織または個人は権利侵害責任を負わなければならない。

90 条:林木の切断により他人に損害が生じたとき、林木の所有者または管理人は自らに過失がないことを証明できない場合、権利侵害責任を負わなければならない。

91 条:公共の場所または道路上において穴を掘り、その他地下施設を修繕および設置する等のときに、明確な標識の設置または安全措置を採用しなかったことで他人に損害を与えた場合、施工者は権利侵害責任を負わなければならない。マンホール等の地下施設により他人に損害が生じたとき、管理人が管理の職責を十分に果たしていなかったことを証明できないときは、権利侵害責任を負わなければならない。

起こしていた。一例を挙げると、楊明成は、公有公共施設によって生じた損害は国家賠償の対象に組み入れてこそ、国が人民の生命財産に対する全面的な保障を提供することができ、さらに、公有公共施設自身の瑕疵により人に損害を与えたとき、不可抗力という免責事由を除いて、国家機関およびその職員に過失があるかどうかに関わらず、国家賠償責任を負わなければならないと指摘した<sup>106</sup>。他方、すでに指摘したように、公有公共施設によって生じた損害は民事賠償の対象に入れるべきとする見解もあり<sup>107</sup>、次に述べるように、立法者はむしろ後者の主張を取り入れた。

1993年、全人代常務委員会法制工作委員会は、国家賠償法の草案において民事賠償のアプローチを選んだ理由を次のように説明した。「橋梁、道路などの公の営造物の管理不足による賠償問題は職権の違法行使とは異なり、国家賠償の対象に取り入れるべきではない。被害者は民法通則の関連規定に基づき、管理を担当する企業や事業単位に賠償を請求することができる」<sup>108</sup>。国家賠償法はその公布・施行から、2010年の最初の改正までは違法帰責原則で規制されていたが、当時公有の公共施設によって生じた損害は、違法な職権行使と認められていなかったため、国家賠償法に組み入れられず、民法の規則を準用して調整されていた<sup>109</sup>。当初、国家賠償法の制定がこのように設計されていた理由には、国家の財政力に限界があったため、限られた財政力を行政主体の権力行為による賠償問題に集中する必要があったためである。国家賠償法が制定された当時、中国の鉄道、道路、航空、橋などのほとんどの施設は公有公共施設に属し、かつ企業・事業単位で管理されており、公有公共施設による損害賠償を国家賠償として認めてしまうと当時の国の財政力はとても耐えられなかったのである。

繰り返し指摘するように、2010年と2012年に国家賠償法は二回にわたって改正された。2010年改正時、総則にある「違法」という文言を削除して単一の違法帰責原則を排除し、多元的な帰責原則（違法帰責原則、過失帰責原則、無過失帰責原則）を採用したことにより、改正前よりも国家賠償の対象が拡大しているが、公有公共施設が損害をもたらしたとしても国家賠償の対象とはならず、引き続き民法の規則によって調整されている。

すなわち、2回の改正を経ても公有公共施設の損害は国家賠償法の対象に組み入れることができなかったが、公有公共施設による損害賠償を民事法規範に任せるのは問題である。民法が対象とする侵害とその結果と、行政賠償法が対象とする侵害とその結果と

---

106 楊明成「關於行政賠償的立法建議」現代法学第2期1993年74頁。

107 梁慧星「道路權利瑕疵的賠償責任」法学研究第5期1991年89頁。

108 「關於中華人民共和國國家賠償法（草案）的說明」1993年10月22日第八屆全國人民代表大會常務委員會第四回會議に通過された。

109 周孜予、馬曉偉「淺論公有公共設施致害的國家賠償責任」黑龍江省政法管理幹部學院學報第4期2015年31頁。

では異なるからである。まず、民法で調整されるのは平等主体間の人身関係と財産関係である。公有公共施設に関わる法律関係において、所有者（国または所有権を持つその他の主体）、管理者（行政機関もしくは法律により授権された企業、事業単位、その他の組織）および利用者（公民、法人）であり、それらの関係は平等な民事主体関係ではないので、民事法律原則を適用してはならないとされる<sup>110</sup>。また、公民はその権利が侵害された時、被害者が賠償義務機関の認定について明確ではなく、複数の賠償義務機関が存在する場合、責任のなすり合いに陥りやすい。他方、前に触れたように、2017年3月15日に民法総則<sup>111</sup>は中華人民共和国第12期全人代第5回会議で採択され、2017年10月1日より施行されるようになった。民法通則<sup>112</sup>において権利侵害に関する民事責任（126条を含む）は、民法総則では特に規定されておらず、この部分の内容は主として権利侵害責任法の11章（物件損害責任）に委ねられたが、その適用範囲は依然として限定的であり、11章でカバーしきれない場合がありうる。

なお、帰責要件については、権利侵害責任法<sup>113</sup>85条、88条および90条は、自己の過失がないことを証明できることを法定免責事由とする過失責任原則をとっている。公有公共施設の所有者や管理者が過失のない証拠を提示すれば免責され、立証責任に対する原告の負担が増大するに違いない。

最後に、当初国家の財力が限られており、限られた財力を行政主体の権力行為による損害賠償に集中させる必要があり、民法規則によって調整するとされていたが、1994年の立法当時より、国の経済は急速に発展し、すでに国家賠償の負担能力を備えてきている。また、公有公共施設を管理する大多数の企業・事業単位はいずれも政府が国有資産を利用して設立しており、国家財政の一部であるため、国家機関の賠償であれ、企業・

---

110 呂寧「論公有公共施設致害的国家賠償」政治与法律第7期2014年80頁。

111 民法総則は、2017年3月15日の第12期全国人民代表大会第5回会議において採択・公布され、同年10月1日から施行されている。民法総則では民法通則を基礎として、その他民事法において普遍的適用性を有する規定が採用されている。民法通則が全156条の9章構成であるのに対し、民法総則が全206条の11章、すなわち基本規定、自然人、法人、非法人組織、民事権利、民事法律行為、代理、民事責任、訴訟時効、期間計算、附則から構成されている。

112 民法通則は1986年4月に公布され、1987年1月に施行された。民法通則では、公平や信義誠実などの基本原則をはじめ、主体（自然人、法人等）、法律行為（行為能力、意思表示、代理等）、時効といった民法（主として財産法）の概念や制度を定めている。

113 中国の権利侵害責任法は、2009年12月26日に制定され、2010年7月1日から施行された。本法は、民事に関する基本的な法律であり、契約関係にない者の間における民事上の権利・利益を侵害した場合に負わなければならない責任について規律する法律であり、製造物責任、交通事故や医療事故、環境汚染、建物の倒壊といった日常のリスクが引き起こす様々な損害を誰にどのように負担させるかを定めたものである。日本法の不法行為法にあたる。

事業単位の賠償であれ、賠償金は国家財政を通じて支払うもので、その本質は変わらないのである。

## 第二節 国家賠償委員会

### 2-1 現行法上の規制

#### 1、賠償範囲

国家賠償委員会は司法賠償事件について専門的に審理と判決を行う組織であり、人民法院に帰属し、法律によって規定された常設機関である。ただし、法廷とは違って、同委員会は人民法院内に設置された職能機関<sup>114</sup>である。このような法的地位が同委員会の独特の性格を作り出している<sup>115</sup>。

国家賠償法にいう国家賠償委員会の職責、受理範囲は制限があり、すべての国家賠償事件を取り扱うわけではなく、司法賠償事件のみを担当し、行政賠償事件を処理しない<sup>116</sup>。

国家賠償法3章「刑事賠償」では、関連する司法賠償事件を国家賠償委員会が処理することを定めている。刑事賠償のうち、同委員会が具体的に取り扱う賠償事件は二種類ある。一つは、事件の捜査・検察・裁判を担う機関、所轄管理機関、刑務所の管理を行う機関およびその職員の違法行為が公民の人身権に損害を与えた場合の賠償である。もう一つは、上記機関および職員の行為が公民の財産権に損害を与えた場合の賠償である。また、国家賠償法によると、①人民法院が民事または行政訴訟を取り扱うに当たって、司法機関が違法に公民に対し行政強制<sup>117</sup>をとることにより生じた賠償事件、②保全措置

---

114 職能機関とは、執行機関とも呼ばれ、中枢機関の直接リードの下で、諸々の専門的事務を分管する執行機関を指す。

115 高家偉『国家賠償法』（商務印書館、2004年）197頁。

116 ここにいう司法賠償とは、国家賠償法の規定に基づき、司法機関およびその職員が司法権を行使することにより公民、法人およびその他の組織の合法的權益に損害を与えた場合、国が賠償責任の主体として賠償することをいう。これに対し、行政賠償とは、行政機関およびその職員が行政職権を行使して、公民、法人およびその他組織の合法的權益を侵害し、損害をもたらした場合、国が法に基づき賠償責任を負う制度をいう。詳しくは、房紹坤、畢可傑『国家賠償法学（第二版）』（北京大学出版社、2011年）213頁を参照。

117 行政強制とは、行政主体が公共の利益を維持し、または行政目的を達成するために、行政上の必要な状態を強制的に作り出す行為を指す。それには、行政上の強制措置と強制執行が含まれる。

中に、司法機関があるまじき違法行為により当事者に不利な結果をもたらした場合または判決や法律文書の執行過程における瑕疵により生じた賠償責任をも国家賠償委員会の所管とされている。

## 2、賠償請求人および賠償義務機関

### (1) 賠償請求人

現行法上、賠償請求人について、国家賠償法 20 条は、「賠償請求人の確定は、本法第 6 条の規定による」とするが、同法 6 条は、「被害を受けた公民、法人またはその他の組織は、賠償請求権を有する。被害を受けた公民が死亡した場合は、その相続人またはその他の扶養関係を有する親族が賠償請求権を有する。被害を受けた法人またはその他の組織(権利能力なき社団など)が終了した場合、その権利承継人が賠償請求権を有する」としている。

司法賠償請求人の資格と範囲の確定は、基本的に上記の規定に基づき行われているが、被害を受けた自然人が無能力者であったり、民事行為能力が制限された者(未成年者や精神障害者を含む)であったりする場合、その法定代理人が代理でその権利を行使することができる。同時に、その法定代理人が、さらに代理人を立てて被害者を代表してその権利を行使することもできる。例えば、法律援助中心(「法律支援センター」に相当)の弁護士を通じて司法賠償を請求する<sup>118</sup>。また、司法活動によって自然人が死亡した場合(自然死亡または死亡宣告を受けた)には、その相続人や扶養関係にある他の親族が賠償を受けることができる。これは、実際間接被害者を請求人とした場合である。自然人の相続人には、法定相続人と遺言相続人とが含まれる。いわゆる「その他の扶養関係を有する親族」には、法律上、事実上の扶養関係を有する親族を含む(国家賠償法 6 条)<sup>119</sup>。また、請求人が生活扶養を必要としていること、すなわち、働くことができず、他の生計手段をもたない人でなければならない<sup>120</sup>。

---

118 張紅『司法賠償研究』(北京大学出版社、2002年)173頁。

119 薛刚凌『国家賠償法教程』(中国政法大学出版社、1998年)247頁。

120 国家賠償法 34 条は、生命健康侵害賠償金の計算につき、次のように定めている。

公民の生命健康権を侵害した場合は、賠償金は、次の各号の規定に従い計算する。

(1) 身体傷害をもたらした場合は、医療費および介護費を支払い、かつ休業により減少した収入を賠償しなければならない。減少した収入の日ごとの賠償金は、国の前年度の職員・労働者の 1 日あたりの平均賃金に従い計算し、最高額は国の前年度の職員・労働者の年平均賃金の 5 倍とする。

(2) 労働能力の一部又は全部の喪失をもたらした場合は、医療費、介護費、後遺障害生活補助具費用、リハビリテーション費等の後遺障害によって増加した必要支出および治療の継続に必要な費用、ならびに後遺障害賠償金を支払わなければならない。後遺障害賠償金は、労働能力の喪失の程度に応じて、国の定める障害等級に従って確定するものとし、最高でも国の前年度の職員・労働者の年平均賃金の 20 倍を超えな

法人も損害を受けるかもしれない。例えば、違法な財産保全によって損害を受けた場合、法人は請求人としてその法定代表人を通じて請求権を行使できるし、同時に、代理人を立ててその権利を行使することもできる。

司法賠償請求権人であるその他の組織とは、法律に基づいて設立され、法人の条件を持たず、法人格を取得していない社会組織と経済組織である。例えば、法律に基づいて営業許可を取得したパートナーシップ会社、パートナーシップ法律事務所および外資系企業が中国に設立した事務所などである。

しかし、被害を受けた法人やその他の組織は、合併、分立、撤廃、解散など様々な理由により中止されることがある。その際、その権利を承継した法人またはその他の組織は司法賠償を請求することができる。法人またはその他の組織が終了した後、その主体資格が消滅するため、元の法人またはその他の組織の名義で請求することはできないからである<sup>121</sup>。

それ以外に、司法賠償請求権者には、中国の自然人、企業および組織等だけでなく、外国人、外国企業および組織等も含まれていることにも注意が必要である。しかし、外国人が司法賠償の請求人になれるかどうかは、相互主義原則を考慮する必要がある<sup>122</sup>。

## (2) 賠償義務機関

国家賠償法は 1994 年に公布され、施行された。その正式な実施はそれまで国家賠償制度皆無の中国で一里塚的な意義を有する。1994 年法では中級以上の人民法院だけが内部に賠償委員会を設立することができ、そのメンバーは人民法院の裁判員で構成され、人数は 3 人から 7 人までとされていた。そして、賠償事件の処理決定にあたっては、多数決の原則に従い、その処理決定がいったん下されれば、法的効力を持ち、厳格に執行されなければならない。2010 年に同法は改正され、賠償委員会の人数に関する規定を改め、3 名以上の奇数でなければならないとされた。

---

いものとする。労働能力の全部喪失をもたらした場合は、その者が扶養する労働能力のない者について、更に生活費を支給しなければならない(下線筆者)。

(3) 死亡をもたらした場合は、死亡賠償金および葬儀費を支払わなければならない。総額は、国の前年度の職員・労働者の年平均賃金の 20 倍とする。死者が生前に扶養していた労働能力のない者については、更に生活費を支給しなければならない(下線筆者)。

121 周友軍、麻錦亮『国家賠償法教程』(中国人民大学出版社、2008 年) 272 頁。

122 国家賠償法 40 条(外国人等への適用)

外国人、外国企業および組織が中華人民共和国の領域内において中華人民共和国に対し国家賠償を請求する場合は、本法を適用する。

外国人、外国企業および組織の所属国が、中華人民共和国の公民、法人およびその他の組織の当該国に対する国家賠償請求権について保護を与えず又は制限している場合は、中華人民共和国は、当該外国人、外国企業および組織の所属国と対等原則を実行する。

前述のように、人民法院に設置された諸々の審判廷とは異なり、国家賠償委員会は司法賠償事件の審理と判決を専門的に行う組織であり、人民法院が法律に基づき設立した常設機能機関である。人民法院の内部に事件に応じて設立される審判廷と比べて、国家賠償委員の特殊な点はその独立性にある。すなわち、同委員会の名義で賠償を決定することができ、対外的に独立して賠償の決定を宣言することができる。これに対し、人民法院内に設立された専門的な審判廷は、当該審判廷の名義で判決や裁定をすることができず、対外的に権力を行使する場合には、その所属する人民法院の名義で行わなければならない。また、業務関係から見ると、国家賠償委員会の下に設けられる事務室（弁公室）<sup>123</sup>は、人民法院内部の法廷（法庭）、課（処）、事務室（弁公室）と平行した関係をもつとされるため、国家賠償委員会は他の専門法廷よりランクがやや高いことがわかる。なお、審判委員会と国家賠償委員会は業務上指導と被指導の関係に置かれている。国家賠償委員会は意義が重大でかつ解決されにくい複雑な事件について、同委員会の主任が必要に応じて人民法院の院長に報告することができ、人民法院の院長経由で事件を審判委員会に上程し討議のうえ、審判委員会に決定を行ってもらえることができる。審判委員会が事件の処理について一旦決定を下したら、国家賠償委員会がそれに従って処理しなければならない。

しかし、目下の中国において、中級、高級人民法院における国家賠償委員会の構成はばらばらであって、統一されていない。人民法院の副院長が同時に賠償委員会の主任委員を兼任するパターンが多くを占めている一方、他方において、人民法院の院長自らがそれを担うケースも見られる。また、人民法院の副院長に相当するクラスの幹部がそれを担う場合もある。さらに、賠償委員会の主任委員以外の一般委員に至っては、多くは人民法院の法廷（法庭）、課（処）、事務室（弁公室）の責任者が兼任しているが、一線を退いた元の人民法院幹部を充てる場合もある。

国家賠償委員会は法律に授権された国家賠償事件を審理する裁判組織である。しかし、その職責は法的にはなお明らかにされていない。賠償委員会の編成を見ると、多くの委員会は単独で編成されている。その下に賠償委員会事務室（弁公室）が設けられており、専門スタッフが事件処理に当たっている。かつて最高人民法院は国家賠償委員会にある事務室（弁公室）の職責を次のように述べたことがある。すなわち、①法に基づいて国家賠償事件を審理する、②賠償委員会の決定事項を決定する、③賠償請求事件、上告事件を審理し処理する、④下級人民法院の国家賠償業務を指導する、⑤関連司法解釈の制定に参加する。しかし、ここにいう「国家賠償事件を審理する」という職責を担う裁判組織は国家賠償委員会を指すのか、それとも同委員会にある事務室（弁公室）なのか不明である。そのせいか地方の人民法院による対応はまちまちで統一されていない。大きく分けると、三つのパターンが挙げられる。一つのパターンは、遼寧省に代表されるよ

---

123 日本の裁判所における事務局に近い。



うに、賠償委員会は裁判組織として直接事件審理に加わり、事務局（弁公室）の設置自体を取りやめている。二つのパターンは、最高人民法院がその典型で、賠償委員会と事務局（弁公室）を併設しているながら、前者を看板のみとし、専ら後者が当該職責を果たすとしている。三つのパターンとして、は四川省に代表されるように、賠償委員会と事務局（弁公室）を併設するとともに、基本的には後者の事務局（弁公室）が事件の審理を具体的に引き受けるが、重大かつ困難な事件となると賠償委員会自らが処理に動き出す。三つ目のパターンは目下の中国では多用されている<sup>124</sup>。

### 3、賠償手続

#### （1）受理

最高人民法院が人民法院の賠償委員会による国家賠償事件の審議手続に関する規定（最高人民法院關於人民法院賠償委員会審理国家賠償案件程序的規定）によると、賠償委員会は申請を受け付けてから 7 日以内に立件または却下の決定を下さなければならない。申請書類に形式的な瑕疵があり補正が必要な場合、受理期間は補正された書類を受け取った時点から起算する<sup>125</sup>。受理の狙いは申請に対して形式的審査を行うことにある。賠償委員会が受理の過程において賠償義務機関に行った確認は初歩的なものであり、最終的な法的効力はない。ただし、これは賠償義務機関が当該確認を無視してもよいことを意味しない<sup>126</sup>。

#### （2）審理

賠償委員会は、必要に応じて賠償事件に係る当事者に対し、事件の証明書類などの提供または人民法院に赴き調査を受けるよう求めることができる。また、自ら直接事件につき調査をしたり証拠調べをしたりすることも可能である。賠償委員会が賠償申請人に対して証拠調べを行う場合と、賠償義務を負う機関や事件を再審査する機関に対して証

---

124 孫潮『国家賠償審判前沿（第三卷）—国家賠償与司法改革』（法律出版社 2017 年 10 月）12 頁。しかし、このパターンをとっている場合、賠償委員会と事務局（弁公室）のどちらが人民法院を代表するのか、また人民法院内部の構造によってまちまちであるが、どちらも「人民法院」の名で判決が出るのか、不明である。

125 同規定 3 条では、次のように定めている。賠償委員会は申請を受け付けて、審査を経て申請条件に合致すると認めた場合は、7 日以内に立件し、かつ賠償請求者、賠償義務機関および再審査機関に通知しなければならない。申請条件に合致しないと認めた場合は、7 日間以内に却下しなければならない。立件後に申請条件に合致しないことが判明した場合は、申請を却下することとする。

前項に規定する期限は、賠償委員会が賠償請求を受け付けた日から計算する。申請資料に不備がある場合は、賠償委員会は 5 日以内に補正すべきすべての内容を 1 回限りで告知しなければならない。賠償申請を受け付けた時間は、賠償委員会が補正された書類を受け付けた日から計算しなければならない。

126 張紅『司法賠償研究』（北京大学出版社、2007 年）196 頁。

拠調べを行う場合は、相互の影響を防ぐため別々に行われなければならない。賠償委員会の審理は、非公開とし、認証も公開しない。賠償委員会は往々にして書面審理方式を用いて、賠償義務機関と申請人との間の口頭弁論を開かない。

### (3) 決定

賠償委員会は合議制をとっている。多数決の原則に従い、ある事件の処理決定につき過半数の賛成で、当該決定は最終決定となる。また、賠償委員会が重大な意義があり、比較的複雑な事件と認定した場合、同委員会の主任が必要に応じて人民法院の院長に報告し、審判委員会による事件審理を求めることができる。審判委員会が事件の処理につき一旦決定を下したら、賠償委員会は当該決定を厳格に執行しなければならない。事件処理の決定書には、賠償委員会の署名が必要であり、人民法院の公印を押捺しなければならない。なお、賠償委員会が賠償決定を公布する際、検察院は人員を派遣しない<sup>127</sup>。

### (4) 執行

国家賠償法 29 条 3 項によると、賠償委員会が下した賠償決定は、法的効力を生じた決定であり、必ず執行しなければならないとされる。いわゆる「法的効力を生じた決定」とは、賠償委員会の賠償決定がなされた後、告示・送達されると、法的効力が発生するということである。このような法的効力は主に二つの面に現れる。第一に、人民法院賠償委員会の賠償決定により確定された賠償法律関係は、賠償義務機関と賠償請求人のいずれに対しても法的拘束力を有し、当事者は、当該賠償決定に従わなければならない。正式な裁判監督手続きを経ない限り、いかなる機関（「単位」）も個人もそれを取り消したり変更したりする権利はない。賠償義務機関は賠償請求人と再協議し合意に達してはならず、賠償決定の履行を拒否してはならない。賠償請求人は同じ事実と理由で再び賠償を申請してはいけない。当事者双方は上訴する権利を有しない。第二に、履行しない場合、人民法院賠償委員会はその上級機関に通知をし、履行させるよう求めることができるし、中級人民法院経由での強制執行も可能である。また、賠償請求人は、中級人民法院または高級人民法院の場合、その一級上の人民法院に執行を申し立てることができ、一級上の人民法院がその執行を命じなければならない。賠償決定の実行は主として二つのルートを通じて行われる。一つは賠償決定によって確定された賠償義務機関が賠償義務を自覚的に履行することである。もう一つは賠償義務機関が期限が過ぎたにもかかわらず賠償義務の履行を拒否した場合、人民法院賠償委員会は強制執行措置を取って、賠償決定の法律文書で確定された賠償内容を実現する<sup>128</sup>。

---

127 江偉主『証拠法学』（法律出版社 2004 年 3 月版）253 頁。

128 現行法では、人民法院賠償委員会に当該権限が与えられている。国家賠償法 29 条（賠償委員会）：

中級以上の人民法院は、賠償委員会を設置し、人民法院の 3 名以上の裁判官により構成され、構成員の人数は奇数とする。

賠償委員会は、賠償決定を出す際には、多数決の原則に従う。

#### 4、賠償方式および計算基準

国家賠償法 32 条では、国家賠償は金銭賠償を主な方式として規定されている。2010 年法に新たに設けられた精神的損害の慰謝料も金銭賠償の方式を採用している(同法 35 条)。現行法では、金銭賠償を主として、財産返還と原状回復をその補助としている。また、前記のほか、精神的損害賠償についていえば、国家賠償法は名誉回復、謝罪、影響解消などの方法をも定めている。

国家賠償法 33 条、34 条および 36 条は、人身権および財産権が損害された場合の賠償金の計算基準を定めている。

他方、最高人民法院は、「民事訴訟・行政訴訟における司法賠償事件の審理に係る法律適用に関する若干の問題に関する解釈」(「最高人民法院關於審理民事、行政訴訟中司法賠償案件適用法律若干問題的解釋」)を 2016 年 2 月 15 日に公布し、2016 年 10 月 1 日より施行された(以下「2016 年司法解釈」と称す)。

2016 年司法解釈 12 条 1 項によると、財産損害賠償については、国家賠償法 36 条の規定に従って賠償責任を負い、財産を返還または原状を回復することができる場合は、財産を返還または原状を回復し、返還できないまたは原状を回復することができない場合は賠償するものとされる。ただし、財産原状回復不可能、または滅失した場合は、原則として侵害行為が発生した時の市場価格に基づいて直接損失を計算する。同 12 条 2 項は、侵害行為が発生した時を計算時点とし、損失発生時を計算時点としないことを定めている。前者は後者より確定しやすく、実務上の理解と実行が行われやすいため、司法裁量の均一化につながる。また、2016 年司法解釈はさらに市場価格が確定不能またはその市場価格が被害者の損失を補うのに不足している場合に対し、他の合理的な方法で損失を計算することも定めている。そのため、より公正に財産損失を計算ことができ、被害者の権利が確実に救済されることが期待される。ここにいう「他の方法」とは、資産再編の方法や財産所在地の価格統計データに基づいて計算する方法および関連の専門機関に評価を依頼する方法などを指す。人民法院が事件の実際状況を考慮した上で「他の方法」を利用するかどうかを決定する。

2016 年司法解釈 13 条は国家賠償法 36 条 5 項の規定に基づいて、財産損害賠償について、さらに区分し、細分化している<sup>129</sup>。返還すべき財産がすでに法定の手続きに従って競売または転売された場合、競売または売却された金額は財産の直接損失とみなされ、国家賠償法 36 条 5 項の規定に基づき当事者に競売または転売金を給付する。人民法院

---

賠償委員会が出した賠償決定は、法的効力を生じた決定であり、必ず執行しなければならない(下線筆者)。

129 司法解釈起草小組「非刑事司法賠償中の若干重大法律問題-対《最高人民法院關於審理民事、行政訴訟中司法賠償案件適用法律若干問題的解釋》的理解」法律適用第 11 期 2016 年 37 頁。

が法定手続に違反して競売にかけた場合、または売却した代金が明らかに財産価値を下回る場合、相応の賠償金を支払う。また、生産停止や休業期間に必要な経常費用の支出について、2016年司法解釈14条は、職員の給料、納付しなければならない税金、光熱費、住宅地の賃貸料、設備家賃、設備減価償却費などを詳細に規定している。

さらに、銀行の同期預金利息の計算基準をも定めた。2016年司法解釈15条は、賠償の決定をする際に、中国人民銀行が公布した1年間の人民元の定期預金の積立基準利率を、銀行の同期預金利息の固定計算基準として、複利計算しないことを明確にしている。返還すべき財産が金融機関の合法的な預金に属する場合、預金契約の存続期間において、契約の約定利率に従って利息を計算する。これにより、返還すべき合法的な預金に対して、預金利率が1年間の人民元の定期預金の積立基準利率より高く、預金者の合法的權益をよりよく保護することが期待される<sup>130</sup>。

人身権の侵害については、2016年司法解釈11条の規定によると、「公民の人身権を侵害する場合、国家賠償法33条、34条の規定に従って賠償金を計算しなければならない。精神的損害を与えた場合、国家賠償法35条の規定に従い、侵害行為の影響の範囲内で被害者の影響を除去し、名誉を回復し、謝罪しなければならない。重大な結果をもたらした場合、相応の精神的損害慰謝料を支払わなければならない。」とされる。この規定は、精神的損害賠償を非刑事司法賠償の分野に取り入れることを明確にし、国家賠償法における精神的損害賠償の適用範囲を広げている。

## 2-2 分析・考察

### 1. 審理の公正さを欠く

国家賠償法の規定によると、中国では事件の捜査・検察・裁判、および刑務所と留置所に対し管理を行う機関とその機関の職員が公権力を違法に行使することにより、公民、法人とその他の組織の人身と財産に損害を与えた場合、当該機関は一定の賠償責任を負うとされている。敷衍すれば、勾留機関が公民を勾留することにより賠償責任を負う必要がある場合、国家賠償法に基づき、公民を勾留することを決定した機関が当該公民に対し賠償義務を負うことになる。公民が逮捕された後、当該事件の取り消しや不起訴や無罪放免がなされた場合、公民に対し賠償責任を負う機関は当該公民を逮捕することを決定した機関である。再審手続きを経て公民が無罪となった場合、賠償責任を負う機関は元の有罪判決を言い渡した人民法院である。二審の手続きを経て公民に無罪の判決が言い渡された場合、または二審後の差し戻し審において無罪と宣告された場合、賠償責

---

130 司法解釈起草小組「非刑事司法賠償中の若干重大法律問題一対《最高人民法院關於審理民事、行政訴訟中司法賠償案件適用法律若干問題的解釋》的理解」法律適用第11期2016年38頁。

任を負う機関は、一審の時に有罪と判示した人民法院になる<sup>131</sup>。ここからも分かるように、人民法院が裁判権を行使することにより他人の権益を損なった場合、損害賠償の審理機関でありながら、損害賠償の義務機関ともなりうる。同じ人民法院や部門で審理されるとは限らないとはいえ、同一システムによる営為なので、その公正さが疑われることになり、また「誰もが自分の事件の裁判官になることはできない」原則に違背し、その審理の結果についても被害者に不満を生じやすいのである。

国家賠償法では、賠償義務を履行すべき機関が法律で定められた期間内に公民に賠償をするかどうか決定しなかった場合、賠償請求人は法定期間が切れた日から 30 日以内に賠償義務を負う機関の一級上の機関に申請して、当該機関による再審査を求める権利を有する。賠償義務機関が賠償しないと決定した場合、請求人は、当該機関が賠償しないと決定した日から 30 日以内に、その機関の一級上の機関に申請し、再審査を求めることができる。賠償義務機関が賠償を行ったが、請求人が賠償の金額や方式に異議がある場合、請求人は、当該機関が賠償を行った日より 30 日以内に、その機関の一級上の機関に申請し、再審査を求めることができる。また、賠償義務を負う機関が人民法院である場合、請求人は、本法の関連規定に基づいて、当該人民法院の上級人民法院の賠償委員会に請求し、賠償事件の処理について決定するよう求めることができる。

しかし、中国では、上下級人民法院は監督と被監督の関係にある。また、下級人民法院が業務を展開する際にし、上級人民法院による指導を受けなければならない。そのため、下級人民法院が実際仕事を進めている時に、誤った判決を極力避けるために、事件の審理にあたって上級人民法院に伺いと報告（請示匯報<sup>132</sup>）を行うことがよくある。その結果、上級人民法院の指導は、そのまま下級人民法院が賠償義務機関としての最終決定となってしまう。当事者が賠償義務機関の決定を不服として、当該機関の上級国家賠償委員会に申請し、案件の処理を求めた場合、結局上級人民法院が自ら下した判断を再

---

131 賠償義務機関につき、国家賠償法 21 条は、次のように定めている。

捜査、検察、裁判の職権を行使する機関および留置場又は監獄管理機関ならびにその職員が、職権を行使する際に、公民、法人およびその他の組織の合法的権益を侵害し、損害をもたらした場合は、当該機関を賠償義務機関とする。

公民に対し勾留措置を講じ、本法の規定に従い国家賠償を行うべきである場合は、勾留決定を行った機関を賠償義務機関とする。

公民に対し逮捕措置を行った後に事件の取消、不起訴が決定され、又は判決により無罪が宣言された場合は、逮捕の決定を行った機関を賠償義務機関とする。

再審により改めて無罪判決が出された場合は、元の有効判決を出した人民法院を賠償義務機関とする。第二審により改めて無罪判決が出された場合、および第二審によって差し戻され、再審理後無罪の処理がなされた場合は、第一審の有罪判決を出した人民法院を賠償義務機関とする。

132 下級機関から上級機関への（事前の）伺いと（事後の）報告をするものである。

審査することになり、公正さの保障はない。このままでは国家賠償委員会による決定は形式に流れて、信頼性を維持できないであろう。

なお、最高人民法院が公布した関連規定によると、賠償委員会が重大かつ複雑な事件と認定した場合には、院長に報告し、事件を審判委員会<sup>133</sup>の討議や決定に回すとされている。そして、審判委員会が事件処理の決定を下したら、賠償委員会はその通りに実行しなければならない。しかし、実際には、賠償委員会の主任委員と一般委員は、人民法院の現役の院長と法廷の裁判長などが兼任したりするため、結局、審判委員会と賠償委員会は同一メンバーで構成されることになりうる。形の上では審判委員会による決定の効力は国家賠償委員会のそれより上だとされるが、実際には同じメンバーにより行われた判断なので、無駄な作業をただけである。当然、その結果は国家賠償体制の発展にも悪影響を与えてしまう<sup>134</sup>。

## 2. 法律監督権との矛盾

中国では、人民法院と人民検察院の地位は平等であり、いずれも人民代表大会に対して責任を持つとされる。両者は、刑事訴訟において責任分担、相互協力、相互制約の関係に置かれている。しかし、旧ソ連モデルの検察制度を踏襲したため、中国の憲法は人民検察院を法律の監督機関と明確に位置付けている。刑事訴訟法、民事訴訟法、行政訴訟法においてはさらに人民検察院の法律監督権も具体化している。したがって、中国では、検察機関は通常の公訴権、捜査権を行使するほか、司法活動全般に係る法律の執行を監督し、その地位は場合によって裁判機関よりも高いとされる<sup>135</sup>。

現行国家賠償法の規定によると、検察機関が誤って勾留し、逮捕し、拷問することにより人を死亡させたり、他人を教唆し殴打して人を死亡させたり、武器または警器を違法に使用することにより人を負傷または死亡させたりした場合、違法に公民の財産を押収したり、凍結したり、差し押さえたりした場合は、人民法院の国家賠償委員会が賠償決定権をもつとされている。しかし、前述のように、旧ソ連モデルを踏襲した中国の検察制度は、通常の公訴権、捜査権のほか、裁判のような司法活動に対しても法律監督権をもち、その中には、人民法院の国家賠償委員会による司法賠償に関する審理・決定活動に対する監督も含まれている。このような司法体制の下では、検察機関が賠償義務機関として現れてきたときに、司法活動の監督者でありながら、他方で人民法院の審判対象ともなっている。このため、人民法院の国家賠償委員会が検察機関絡みの賠償事件を

---

133 人民法院組織法によると、各級人民法院は、審判委員会を設け、民主集中制を実施するとされ(10条)、審判委員会の任務は、裁判の経験を総括し、重大かつ複雑な事件またはその他の裁判活動に関わる重要な問題を取り扱うとされている(37条)。

134 劉嗣元、石佑啓『国家賠償法要論』(北京大学出版社、2005年)269頁。

135 鄭金碩『淺論国家賠償委員会的重要構』法律与社会(上)2009年178頁。

取り扱うにあたって、賠償請求人のほか、必然的に自らの監督者でもある検察機関に対し調査や問い合わせおよび関連証拠の提出などを求めたりする。検察機関は人民法院による司法活動の監督者である一方、被告でもあるので、限界があろう。鄭金碩によると、人民法院と検察院とのこのような微妙な関係により、様々な矛盾や摩擦が発生し、国家賠償委員会が賠償責任者として検察機関を裁くことが困難だけでなく、判決後の執行も難しく、国家賠償法の施行に悪影響を与えている。その結果、司法実務上、両者の間にしばしば不調和が生じ、検察機関が国家賠償委員会の賠償決定を拒否するケースも多く見られている<sup>136</sup>。

また、国家賠償委員会と人民代表大会およびその常務委員会との関係も問題である。現行法の規定によると、国家賠償委員会は人民法院の裁判組織の一つであり、賠償委員会のメンバーの任免は、審判委員会のそれと同じく、同級の人民代表大会常務委員会が法律の関連規定に従って行うべきであるとされているが、実務上、賠償委員会のメンバーの任免は人民法院によって行われており、同級の人民代表大会常務委員会ではない。こうした対応は、現行法の本質から離れて、法的根拠を欠くのみならず、人民代表大会およびその常務委員会による賠償委員会への監督をも形骸化させている<sup>137</sup>。

### 3. 決定手続きの弊害

刑事賠償責任の処理は、人民法院の賠償委員会が決定するという形で行われている。つまり、人民法院賠償委員会の刑事賠償責任に関する審理は、裁判手続きではなく決定手続きを採用しているということである。しかし、決定手続きは裁判手続きと比べると、多くの弊害がある。まず当事者は原告と被告でなく、申請人と被申請人との関係になる。次に、審理の結果は判決や裁定ではなく、決定である。しかも、刑事賠償責任は二審終審制ではなく一審終局制を採用しているため、公民が不公正な決定に出会った時に、有効な救済手段を失う恐れがある。最後に、決定手続きでの審理は非公開で行われ、当事者双方は法廷において向かい合って対質・弁論を行うことができず、書面による審理のみであり、その公平公正性はどのように確保されるか疑問である。

中国では、司法賠償法律関係における裁決主体は国家賠償委員会である。賠償事件において、国家賠償委員会による賠償決定の手続きは終局的な手続であるため、賠償請求人にとってある意味では最大で最終の救済手段となる。国家賠償委員会制度を考察すると、同委員会の設置、人員構成および手続などにおいて多岐にわたる課題があることが判明した。

---

136 鄭金碩『淺論国家賠償委員会的的重要構』法律与社会（上）2009年178頁。

137 陳峰、楊俊『論我国司法賠償委員会的若干問題及改革』山西警官高等专科学校学报第14卷第3期2006年9月50頁。

### 第三節 精神的損害賠償

本節は、日本法を意識しながら、中国の国家賠償における精神的損害賠償制度に特化して、当該制度を全面的に考察・分析・紹介しようとするものである。中国の国家賠償法は、1994年に、救済対象となる精神的損害を正式に定めたものの、それは人身自由権の侵害に限られ、その救済方法も「影響の除去、名誉の回復および謝罪」に限定し、金銭賠償は認めなかった。また、精神的損害の慰謝料（「精神損害撫慰金」）を取り入れた2010年の法改正を経ても、精神的損害賠償請求権は依然として3条、17条とリンクされており、独立した救済制度とはなっていない。本来、人身権や財産権と対等であるはずの人格権<sup>138</sup>を人身権<sup>139</sup>などに依存する権利に矮小化し、人格権の法律における地位を低下させるのではないかと危惧される。精神的損害賠償の範囲が狭く限定されていること、「影響の除去、名誉の回復および謝罪」という救済方式の形骸化、精神的損害賠償の計算基準の不明確などを克服させるためには、今後適時に国家賠償法に対する改正作業や司法解釈の制定を提言していく。

#### 3-1 現行法上の規制

精神的損害とは、苦痛とか悲しみのように、精神的に被った不利益のことである。「財産的損害」に対する語であって、「無形的損害」ともいわれる。日本では、精神的損害に対する賠償金は「慰謝料」として支払われ、一定の基準に従って金銭に評価しなければならない財産的損害の賠償と異なり、裁判官の裁量によって決定される。精神的損害は、生命・身体等の人格的利益が侵害された場合には当然に生ずると認められているが、長年生活を共にした愛犬を殺されたケースのように、財産権の侵害の場合にも生ずると認められることがある<sup>140</sup>。

中国では、精神的損害を肉体的痛みや精神的苦痛および生活上の楽しみの喪失に区分すべきであるという見解も見られる<sup>141</sup>が、通説は、精神的損害をもたらす原因行為に着

---

138 中国において、人格権は、ほぼ日本法にいう人格権と重なり、生命健康権、各種自由権、名誉権、榮譽権、名称権、プライバシー（隱私）権、貞操権などを含むとされている。詳しくは、高見澤ほか『現代中国法入門〔第8版〕』（有斐閣、2019年）201頁参照。

139 中国において、「人身権」は財産権と対立する概念として用いられ、「人格権」と「身分権」から構成されている。詳しくは、高見澤ほか『現代中国法入門〔第8版〕』（有斐閣、2019年）201～202頁参照。

140 『法律学小辞典〔第5版〕』（有斐閣、2016年）762頁。

141 謝鴻飛「精神損害賠償の三個關鍵詞」法商研究第6期2010年12頁。ちなみに、謝鴻飛は、さらに前



目し、それを民事不法行為における精神的損害と国家不法行為における精神的損害とに分けている。国家不法行為とは、民事不法行為（「民事侵權行為」）と対をなす概念であり、国家機関やその職員がその職責と義務を履行するに際し国民に違法に損害を与える行為を指す。これには、権力的行為と非権力的行為もあれば、法律行為と事実行為もあり、作為と不作為とが含まれる。民事不法行為における精神的損害は、平等な地位にある主体の間に生じ、一方の民事主体が他方の民事主体の人身権を侵害することによってもたらされる精神上の苦痛をいう。それに対して、国家不法行為における精神的損害は、国家の不法行為が自然人の人身権を侵害することによって被害者の精神的活動に障害が生じ、それによりもたらされる精神的な苦痛をいう。前者においては民事不法行為法（侵權責任法）が適用され、後者においては国家賠償法が適用される。また、国家不法行為における精神的損害の成立要件としては、①国家不法行為（国家侵權行為）の存在、②精神的損害の発生、および③両者間の因果関係の成立が挙げられる<sup>142</sup>。

精神的損害賠償制度の由来については、前述のとおり、1994年制定の中国国家賠償法は1995年1月1日から施行された（同法は、後に改正されたので、以下「1994年法」と称す）。精神的損害につき、1994年法30条は、「賠償義務機関は、法に基づき確認された本法第3条（1）、（2）<sup>143</sup>又は第15条（1）、（2）、（3）<sup>144</sup>に定める事由のいずれかに

---

二者の肉体的痛みと精神的苦痛を「積極的損害」とし、後者の生活上の楽しみ喪失を「消極的損害」としている。

142 馬懷徳、張紅「論国家侵權精神損害賠償」天津行政学院学报第7卷第1期2005年2月63～64頁。また、両者の相違について、次のように指摘されている。①権利の侵害主体・被侵害主体間の地位が異なる。前者が、平等な主体間に起きる。後者が、公権力または公有公設施設と行政の名宛人の間に起きる。しかも、損害を被るのは行政名宛人のみになっている。②精神的損害の範囲と程度が異なる。一般的に、後者の場合は、その範囲がより広くその程度がより嚴重である。③賠償責任主体が異なる。前者の場合、普通の公民、法人とその他の組織となるが、後者となると、国家のみである。詳しくは、同文献63～64頁参照。

143 3条 行政機関およびその職員の行政職権行使が次の各号に掲げる人身権侵害事由のいずれかに該当する場合は、被害者は、賠償を取得する権利を有する。

- (1) 違法に勾留し、又は公民の人身の自由を制限する行政強制措置を違法に講じた場合
- (2) 不法に拘禁し、又はその他の方法により公民の人身の自由を不法に剥奪した場合

144 15条 捜査、検察、裁判、監獄管理の職権を行使する機関ならびにその職員が職権を行使するときに次の各号に掲げる人身権侵害事由のいずれかがある場合は、被害者は、賠償を取得する権利を有する。

- (1) 犯罪の事実がないか、あるいは事実の証明がないか、犯罪の重大な疑いがある者に対する勾留を誤った場合
- (2) 犯罪の事実がない者に対する逮捕を誤った場合
- (3) 裁判監督手続により再審を経て改めて無罪判決が出され、原判決による刑罰がすでに執行されている場合

該当した場合、かつ被害者に名誉権又は榮譽権<sup>145</sup>の損害を与えた場合は、権利侵害行為の影響する範囲内において被害者のためにその影響を除去し、名誉を回復させ、謝罪しなければならない。」と定めていた。

要するに、1994年法では、救済対象となる精神的損害を正式に定めたものの、それは人身自由の侵害による名誉権と榮譽権の損害に限られ、救済方法も、権利侵害行為の影響が及ぶ範囲内において影響の除去、名誉の回復、謝罪に限定し、金銭賠償は認めなかったのである。では、国家賠償法制定当初、なぜ金銭賠償を認めなかったのか。その理由として、次のようなものが挙げられる。第一に、当時の主流学説、すなわち「精神的損害計量不可能説（精神損害無法計量説）」の主張を強く受けていたからである。当該学説は、いかにして精神的損害賠償を計るか困難なうえ、実行可能性にも欠けているとして、精神的損害賠償の可能性を否定した。第二に、当時の国家賠償に対する基本的考え方も関係している。国家賠償法制定当初、国家賠償の基準と方式は、①適度な補償（適度補償）、②国家の経済と財政上の負担能力への配慮、③簡易な救済の実現という原則に基づき確定するとされていた<sup>146</sup>。すなわち、国家の経済発展の水準と財政上の負担能力を配慮しながら、被害者の被った損害につき、適度な補償（適度補償）をすればよいとされたわけである。こういった発想の下では、財産的損害と異なって客観的に認定されにくいといわれる精神的損害賠償の必要性も有用性もなかなか認められないのであろう。

1994年法の制定と施行は、公民や法人および社会組織が国家賠償を得る権利の保障に役立つのみならず、国家機関とその公務員の法律に基づく職権行使の確保にもつながり、さらには社会矛盾の調和と社会安定に大きな意義をもつとされるが、精神的損害に対する金銭賠償の欠如など問題点もあった。敷衍すれば、①国家の権利侵害行為によって発生する精神的損害は、名誉権と榮譽権以外にも、様々なものが想定できるため、それらには救済が及ばないことは、法律の不備である。②人間の精神は肉体よりその価値が高く、その損害を金銭ではかることは、両者の同質化をもたらすことになるが、だからといって、精神的損害に対して金銭賠償を排除することは、精神の法律上の地位が肉体にも及ばない結果になってしまう<sup>147</sup>。

他方、2001年3月に、最高人民法院は、「民事不法行為における精神的損害賠償責任を確定する若干の問題に関する解釈」（「關於確定民事侵權精神損害賠償責任若干問題的

---

145 ここにいう名誉権とは、人格権の一種であり、人がみだりにその名誉を害されない権利である。他方、中国では、榮譽権について、民法通則102条により、「公民および法人は、榮譽権を有し、公民および法人の榮譽称号を不法に剥奪することを禁止する。」と規定されている。

146 馬懷徳、張紅「論国家侵權精神損害賠償」天津行政学院学報第7巻第1期2005年2月64～65頁。

147 吳東鎬「中国における国家賠償法の改正と問題点」創価ロージャーナル第5号2012年135～136頁。

解釈」<sup>148</sup>、以下「2001年司法解釈」と称す)を公布した。それにより、中国は民事不法行為における精神的損害に対する賠償制度を確立した。そして2009年12月26日に可決された民事不法行為法(侵權責任法)22条によれば、「他人の人身・權益を侵害し、これにより重大な精神的損害が生じた場合に、当該被害者は精神的損害に対する賠償を請求できる」とされる。中国では、立法によって精神的損害に対する賠償を明確に規定したのは、これが初めてである<sup>149</sup>。こういった一連の動きに伴い、行政法学界では、国家賠償システムにおいても当該制度の導入の適否をめぐり論争が惹起され、反対意見もあったものの、学者の多くは国家賠償法にも精神的損害賠償を組み込むべきであるとしている<sup>150</sup>。

しかし、精神的損害賠償を国家賠償法に取り入れることを直接に促した最大の要因は、当時多発した冤罪事件の処理にあった<sup>151</sup>。すなわち、精神的損害賠償を全く考慮せずに冤罪事件を事後処理するのは著しく公平性を失うことになると思われたからである<sup>152</sup>。

2010年4月29日、全人代常務委員会は国家賠償法改正を決議し、2010年12月1日より施行された(以下「2010年法」と称す)。今回の改正は、それまで10年余りの実務経験を総括し、問題点を補う形で行われたものである。2010年法では、1994年法の35か条の条文のうち22か条の条文について修正を施すとともに、新たに7か条の条文を付け加えている<sup>153</sup>。

その後、全人代常務委員会はさらに2010年法を改正(2012年10月26日)し、現行国家賠償法が2013年1月1日より施行された。しかし、この改正は、刑事訴訟法の改正を受けて行われたものであり、同法19条における個別字句の調整にとどまっているため、2010年法はほぼ完全な形で維持されている<sup>154</sup>。以下では、便宜上2010年法に基

---

148 中国において、司法解釈とは、最高人民法院と最高人民検察院が発する公文書であり、重要な法源とされている。かつては内部通達として部外秘とされていたが、近年一般公開とされ、中国法理解にとってこれを視野に入れることは不可欠とされている。特に、最高人民法院によるそれは、裁判規範として司法実務において極めて重要な役割を果たしている。詳しくは、高見澤ほか『現代中国法入門〔第8版〕』(有斐閣、2019年)120~121頁参照。

149 肖金明「中国における国家賠償制度の変遷と展望」比較法学47巻3号2014年193~194頁註解(10)。

150 馬懷徳、張紅「論国家侵權精神損害賠償」天津行政学院学報第7巻第1期2005年2月63頁。

151 董澤華「国家精神損害賠償制度的缺陷与建議」天津行政学院学報第16巻第2期2014年3月94頁。

152 例えば、著名な「処女売春案」(陝西省のある処女が警察の杜撰な捜査で売春の嫌疑をかけられ、15日間の勾留処分を受けた冤罪事件)においては、精神的損害賠償請求が無視された結果、被害者に与えられた賠償金は交通費など諸費用を除いて、わずか74.66人民元であった。

153 新設された7箇条の条文は、すべて申請の受理、賠償義務機関による賠償請求人の意見聴取、賠償内容に関する協議など賠償手続に関するものである。

154 2012年、国家賠償法19条3項(適用除外)は、同年の刑事訴訟法改正を受けて、それまでの「刑事訴

づき検討することにする。

### 3-2 分析・考察

2010年法35条（「精神的損害賠償」）では、「本法第3条<sup>155</sup>または第17条<sup>156</sup>に定める事由のいずれかに該当し、他人に精神的損害を与えた場合は、権利侵害行為の影響する範囲内において被害者のためにその影響を除去し、名誉を回復させ、謝罪しなければならない。重大な結果（「嚴重後果」）をもたらした場合は、相応の精神的損害の慰謝料（「精神損害撫慰金」）を支払わなければならない」とされている。

同条の解釈について、救済対象となる精神的損害の範囲を限定せず、解釈上救済対象

---

訟法第15条、第142条第2項の規定により刑事責任を追及されない者が拘束された場合」を、「刑事訴訟法第15条、第173条第2項、第273条第2項または第279条の規定により刑事責任を追及されない者が拘束された場合」へと変更。

155 3条（人身権侵害事由）：行政機関およびその職員の行政職権行使が次の各号に掲げる人身権侵害事由のいずれかに該当する場合は、被害者は、賠償を取得する権利を有する。

- (1) 違法に勾留し、又は公民の人身の自由を制限する行政強制措置を違法に講じた場合
- (2) 不法に拘禁し、又はその他の方法により公民の人身の自由を不法に剥奪した場合
- (3) 殴打、虐待等の行為により、又は他人に殴打、虐待等の行為を教唆し、もしくはそれを放任して、公民に身体傷害又は死亡をもたらした場合
- (4) 武器又は警護器具を違法に使用して公民に身体傷害又は死亡をもたらした場合
- (5) 公民に身体傷害又は死亡をもたらすその他の違法行為

156 17条（人身権侵害事由）：捜査、検察、裁判の職権を行使する機関および留置場又は監獄管理機関ならびにその職員が職権を行使するときに次の各号に掲げる人身権侵害事由のいずれかがある場合は、被害者は、賠償を取得する権利を有する。

- (1) 刑事訴訟法の規定に違反し、公民に対し勾留措置を講じた場合、又は刑事訴訟法に定める条件および手続に従い公民に対し勾留措置を講じたが、勾留期間が刑事訴訟法に定める期間を超え、その後事件の取消、不起訴が決定され、又は判決により無罪が宣言され、刑事責任の追及が終了した場合
- (2) 公民に対し逮捕措置を講じた後、事件の取消、不起訴が決定され、又は判決により無罪が宣言され、刑事責任の追及が終了した場合
- (3) 裁判監督手続により再審を経て改めて無罪判決が出され、原判決による刑罰がすでに執行されている場合
- (4) 拷問により自白を強要し、又は殴打、虐待等の行為により、もしくは他人に殴打、虐待等の行為を教唆し、もしくはそれを放任して、公民に身体傷害又は死亡をもたらした場合
- (5) 武器又は警護器具を違法に使用して公民に身体傷害又は死亡をもたらした場合

が全ての精神的損害に及ぶようになったほか、「重大な結果」という限定をしたとはいえず、被害者が国家行為によって精神的損害を受けた場合、金銭賠償を受けることができるとされている<sup>157</sup>。また、同条は、事実上、国家賠償制度に精神的損害賠償制度を組み込んだものであり、国家賠償制度の大きな前進であるとも評価されている<sup>158</sup>。さらに、精神的損害賠償の立法整備により、政府は人格の尊厳と価値をより一層重視し、人身や財産上の損害賠償制度の不足を補えると同時に、法治主義のさらなる進歩にもつながると期待される<sup>159</sup>。しかし、問題がないわけではない。

### 1、賠償範囲の限定

第一に、上に述べたように、35条の解釈をめぐり、救済対象となる精神的損害の範囲が限定されず、救済対象が全ての精神的損害に及ぶとされたが、果たしてそうであろうか。再び条文の定め方を見てみよう。2010年法35条は、他人に精神的損害を与えたケースに対し、「本法第3条または第17条に定める事由のいずれかに該当」という前提を設けている。逆に言えば、ある国家行為がこの前提要件をクリアできず、すなわち同法3条と17条の定めた人身権侵害事由のいずれにも当たらなかったというような場合、たとえ当該国家行為が公民に何らかの精神的損害をもたらしたとしても、国家賠償の範囲から除外されることになろう<sup>160</sup>。したがって、同条に取り入れた精神的損害賠償は、1994年法と変わることなく、その範囲は依然として人身権侵害に限定されており、その救済対象がすべての精神的損害に及んでいかないととらえた方が素直な解釈であろう。言い換えれば、本条所定の精神的損害賠償請求権は単独で行使できず、3条と17条の定めた場合に限って認められることになる。この意味では、本条は、董澤華が指摘したように、なお独立した条文にはなっていない<sup>161</sup>。

第二に、「第一に」と関連して、次のようなより根本的な問題が惹起されている。精神的損害に対する賠償と有形の存在に対する賠償との関係について、前者は後者を条件として存在するのか、それとも前者は独立しても成立するのか。この問題につき、明確に定められているわけではないが、現行法の定め（「本法第3条または第17条に定める事由のいずれかに該当」という前提を設けている）を見る限り、または冒頭に紹介した精神的損害の定義（国家の不法行為が自然人の人身権を侵害することにより被害者

---

157 吳東鏞「中国における国家賠償法の改正と問題点」創価ロージャーナル第5号2012年136頁。

158 肖金明「中国における国家賠償制度の変遷と展望」比較法学47巻3号2014年194頁。

159 董澤華「国家精神損害賠償制度的缺陷与建議」天津行政学院学報第16巻第2期2014年3月94頁。

160 例えば、冒頭に述べたように、日本法の下では、長年生活を共にした愛犬を殺されたケースのように、財産権の侵害の場合にも一応精神的損害賠償が認められる場合があり得るが、中国では、国家賠償法3条と17条所定の人身侵害事由に当たらないため、認められないことになる。

161 董澤華「国家精神損害賠償制度的缺陷与建議」天津行政学院学報第16巻第2期2014年3月94頁。

の精神的活動に障害が生じ、それによりもたらされる精神上的苦痛)とその成立要件(①国家不法行為の存在、②精神的損害の発生、および③両者間の因果関係の成立)を加味すれば、恐らく精神的損害に対する賠償は有形の存在に対する賠償を条件として存在するというふうに解釈するしかないのではないかと思われる。要するに、現行法は、精神的損害賠償を、人身権や身体権および健康権<sup>162</sup>の侵害に基づかせた結果、その範囲が厳しく限定されている。しかし、行政手法の多様化につれて公権力による権利侵害は人身自由権以外にもおよび得るし、また後に述べるように、経済の発達や社会の進歩に伴い、人格権の保護範囲も拡大しつつあることを併せて考えると問題である<sup>163</sup>。

## 2、救済方式の形骸化

2010年法35条は、精神的損害賠償を、二つの方式に分けて定めている。すなわち、公民の人身権を侵害し、それに精神的損害を与えた場合、影響の除去・名誉の回復・謝罪という方式で、そして侵害の結果が重かった場合には、金銭方式で救済をする<sup>164</sup>。二つの方式の相互関係につき、条文を素直に読めば、国家機関とその職員が職権行使の際に公民に与えた精神的損害には、いわば軽重の別があり、軽微な場合、影響の除去・名誉の回復・謝罪をすればよく、逆に重大な場合には、損害賠償金(「精神損害撫慰金」)の支払いが必要となる(ただし、重大な場合に損害賠償金のほか、影響の除去・名誉の回復・謝罪がなお必要か不明である)。ところが、2010年法3条と10条の定めを確認すると、いずれも軽微とは言えず、重大なものばかりであることが明らかである。例えば、3条では、人身権の侵害事由として、次の事項を挙げている。①違法に勾留し、または公民の人身の自由を制限する行政強制措置を違法に講じた場合、②不法に拘禁し、またはその他の方法により公民の人身の自由を不法に剥奪した場合、③殴打、虐待等の行為により、または他人に殴打、虐待等の行為を教唆し、もしくはそれを放任して、公民に身体傷害または死亡をもたらした場合、④武器または警護器具を違法に使用して公民に身体傷害または死亡をもたらした場合、⑤公民に身体傷害または死亡をもたらすその他の違法行為。

ここでは、次のような二つの問題が見えてくる。すでに指摘されたように、2010年法35条は独立した条文ではなく、そこに定めた精神的損害賠償請求権は、3条と17条の

---

162 身体権とは、近代国家で認められている人権の一つであり、人が不法に身体を傷つけられることのない権利である。これに対して、現行法を拡張解釈することにより導き出される健康権とは、健康に生きる権利のことである。詳しくは、高見澤ほか『現代中国法入門〔第8版〕』(有斐閣、2019年)201~202頁参照。

163 董澤華「国家精神損害賠償制度的缺陷与建議」天津行政学院学报第16卷第2期2014年3月98頁。

164 蒲偉は、この二つの方式のことを「精神方式」と「物質方式」としている。詳しくは、蒲偉「国家賠償中的精神損害問題」人民檢察第2期2014年40頁。

定めた場合に限って行使できる。立法上同条を 3 条、17 条とリンクさせた結果、立法者が意図した軽微な精神的損害の賠償方式、すなわち影響の除去・名誉の回復・謝罪は、本来ならば、軽微な精神的損害につき非常に有意義な救済ツールとなるはずであったが、重大なケースばかりということで発動・活用されにくく、事実上独立した救済手段としての意義を失ってしまっている。さらに、3 条は、人身権侵害の事由を、例示列举をしておきながら最後の号に定めきれないと思われる事項については、「その他の違法行為」などの形でカバーしている。しかし、いずれも「違法性」を求めているので、適法に行われたが公民に何らかの精神的損害をもたらした国家行為に影響の除去・名誉の回復・謝罪を求めるのは難しいのであろう。これらは、明らかに立法上の不備である<sup>165</sup>。

### 3、「重大な結果」とは何か

2009 年 12 月 26 日に可決された民事不法行為法（侵權責任法）22 条によれば、「他人の人身・権益を侵害し、これにより重大な精神的損害が生じた場合に、当該被害者は精神的損害に対する賠償を請求できる」とされる。この民事上の精神的損害賠償制度の延長として、2010 年法 35 条は精神的損害賠償（「精神損害撫慰金」）につき「重大な結果」という要件を設けたが、問題は、ここでいう「重大な結果」をどう判断するかということである。「重大な結果」は、不確定概念として明確に定義されにくいこともあり、加えてそれに関する司法解釈はいまだに打ち出されていないため、その認定につき、すべて司法実務に委ねられている。その結果、多種多様な「重大な結果」論が出回っているが、最大公約数的にまとめてみると、目下、実務では、一応生命権、身体権と健康権の順に侵害の有無を見ることにより判断されているようである。この三つの権利のいずれかに対して侵害が認められれば、「重大な結果」に当たると推定するが、逆に単に人身自由権侵害によりもたらされた精神的損害ならば、被害者が「重大な結果」に達していることを証拠をもって挙証しない限り認定できないとされている<sup>166</sup>。近年、行政法学界からは、侵害された権利の類型ごとに、つまり生命権、健康権、身体権、人身自由権、名誉権などにに基づき具体的に認定すべきであるという提言もなされている<sup>167、168</sup>。

---

165 董澤華「国家精神損害賠償制度的缺陷与建議」天津行政学院学報第 16 卷第 2 期 2014 年 3 月 94～95 頁。なお、董は、これらの問題を国家賠償法の立法ミスとしている（94 頁）。

166 蔣成旭「論国家賠償中の精神的損害厳後果—以指導案例 42 号為中心」時代法学第 13 卷第 3 期 2015 年 101 頁。

167 闫志開「国家賠償中精神損害撫慰金の適用問題」行政法学研究第 1 期 2012 年 106～108 頁。

168 行政法学界では、35 条にいう「重大な結果」の認定基準をめぐる研究は国家賠償における精神的損害賠償研究の中で最もホットテーマの一つであるといわれる。蔣成旭「論国家賠償中の精神的損害厳後果—以指導案例 42 号為中心」時代法学第 13 卷第 3 期 2015 年 100 頁。ちなみに、同様の指摘は民事不法行為による精神的損害賠償に対してもなされている。詳しくは、周中挙「論我国精神損害賠償責任方式之完善」

#### 4、「相応」とは何か

35条は、前述のように、国家機関とその職員が職権行使の際にして、公民に精神的損害を与え、重大な結果をもたらした場合、相応の精神的損害の慰謝料を支払わなければならないとしているが、「相応」とは何か、その判断の基準につき、何も定めていない。また、国家賠償法の制定を受けて公布された国家賠償費用条例と人民検察院国家賠償工作規定も、この問題に対する明確な回答を避けており<sup>169</sup>、実務においてそれをどう判断するかという課題が残される。精神的損害賠償の算定に際し、「相応」という抽象的な基準だけでは極めて計算しにくいいため、司法現場では目に見える客観的な計算基準を取り入れ始めている。例えば、山東省日照市では、2000元を下限に、上限前年度サラリーマンの基準給与収入の6倍の間で、裁判官がケース・バイ・ケースで算定するとされる。北京、上海、江蘇などでは、特殊な状況を除き、原則として5万元を上限としている。広東省では、主に人身自由の受けた侵害時間の長さに基づき精神的損害賠償の具体的金額を計算する。浙江省では、人身自由権と生命健康権に対する損害賠償総額の50%を基準に、個別案件の具体的状況を勘案しつつ、人身自由権と生命健康権に対する損害賠償総額を超えない範囲内で計算するとされる<sup>170</sup>。

ここまで述べてきたように、現場の対応はばらばらであり、精神的損害賠償の計算基準も地方によって異なっている。財産的損害と違って、精神的損害は客観的に認定しにくいとはいえ、統一的な計算基準の定立が必要であろう。

2019年1月7日、中国東北部の吉林省の高等人民法院で1994年に死刑判決を受けた元死刑囚である劉忠林の殺人罪が冤罪だったことが確定したとして、その賠償金として国は劉に約460万元（7400万円相当）を支払ったことが明らかになった<sup>171</sup>。そのうち、精神的な苦痛に関する賠償額が197万5552元、肉体的な自由が拘束されたことへの賠償額が262万4448元であった。冤罪の国家賠償額としても、また精神的損害賠償額としても中国では最高額を記録している。本件では、劉忠林は不当な判決を受けた。実際25年以上に身柄が拘束されていたほか、人身自由が回復された後無罪の判決を獲得したのはさらに3年の月日がかかった。仕事、生活、家庭は極めて大きな影響を受けていたのみならず、深刻な精神的苦痛を被ってしまった。法に基づいて精神的損害の慰謝料を取得する権利は当然もっていると考えられる<sup>172</sup>。

---

社会科学研究 2010年2月 122頁。

169 杜儀方「国家賠償中の“相応”精神損害撫慰金」浙江学刊第1期 2015年 141頁。

170 杜儀方「国家賠償中の“相応”精神損害撫慰金」浙江学刊第1期 2015年 145頁。

171 劉忠林国家賠償決定書 <https://web.shobserver.com/wx/detail.do?id=125909> (2020年12月17日アクセス)。

172 劉忠林国家賠償決定書 <https://web.shobserver.com/wx/detail.do?id=125909> (2020年12月17日ア



しかし、本文中の論述からも分かるように、精神的損害賠償は中国の国家賠償システムにおいて依然として人身自由権の侵害にリンクされている。その結果、本来、人身権や財産権と対等であるはずの人格権を人身権などに依存する権利に矮小化し、人格権の

---

クセス)によると、本件の概要は、次のようである。1990年10月28日、東遼県の凌雲郷会民村の住民は河道を整理している時に女性の死体を掘り出した。1987年8月上旬に行方不明になった会民村の住民であることが判明した。翌日、劉忠林は殺人容疑者として東遼県公安局により強制措置がとられ、同年11月8日に逮捕された。吉林省遼源市中級人民法院は、被告人の劉忠林が故意に人を殺したとし、1994年7月11日に、故意殺人罪で劉に2年間執行猶予付きの死刑判決を言い渡した((1994)遼刑初字第18号刑事判決)。判決後、劉は法定期限内に上告しなかった。

吉林省高級人民法院は上記判決に対し審査をし、1995年8月8日刑事裁定((1995)吉刑核字第52号)を行った結果、劉忠林に言い渡された2年間執行猶予付きの死刑判決が確定されるようになった。

ところが、2010年に入ると、劉忠林が本件判決を不服として再審の訴えを申立てた。2012年3月28日、

吉林省高級人民法院が再審を決めた(吉刑監法第108号)。2016年1月22日に、劉忠林は刑期満了で釈放され、実際の服役期間は9217日であった。

2016年4月25日に至ると、吉林省高級人民法院は再審を行い(非公開審理)、2018年4月12日に、証拠不足を理由として劉忠林に無罪を言い渡すとともに、前記(1994)遼刑初字第18号刑事判決と(1995)吉刑核字第52号を取り消した。

2018年11月7日、賠償請求人劉忠林が再審無罪の結果を受けて、吉林省遼源市中級人民法院に国家賠償請求を提出した。

請求の中身は次の通りである。①人身自由賠償金約790万元、精神的損害の慰謝料800万元、交通費、宿泊料、資料費、弁護士費用、休業により減少した収入など50万元、後期の治療費30万元。②メディアを通して、影響の除去、名誉回復、謝罪などである。

2019年1月7日、吉林省遼源市中級人民法院は劉忠林と協議し、次の合意に達した。吉林省遼源市中級人民法院は劉忠林に対し人身自由侵害賠償金として2,624,448.58元(284.74元×9217日)、精神的損害の慰謝料として1,975,551.42元、計460万元の国家賠償金を支払う代わりに、劉忠林は交通費、宿泊料、資料費、弁護士の費用、休業により減少した収入と影響の除去、名誉回復、謝罪などの請求を放棄する。

また、本件につき、吉林省遼源市中級人民法院は、次のように判示している。

①人民法院の上記判決は、不当である。被害者には25年間にもおよび懲役刑を宣告され、通常の生活に深刻な影響を及ぼし、甚大な心理的苦痛を引き起こし、深刻な精神的損傷をもたらされた。それにつき、人民法院は法律に基づき精神的損害の賠償責任を負わなければならない。賠償基準は侵害側の過失の程度、行為手段、損害の結果、救済措置などを総合的に勘案し確定しなければならない。

②審判期間中、被害者と人民法院は『中華人民共和國国家賠償法』23条の規定に基づき賠償方式、賠償項目および賠償金額について協議した結果、合意が成立した。

③吉林省遼源市中級人民法院は劉忠林に対し人身自由損害賠償金として2,624,448.58元(284.74元×9217日)、精神的損害の慰謝料として1,975,551.42元、計460万元の国家賠償金を支払う。

法律における地位を低下させるのではないかと危惧される。

## 第四節 国家求償制度

前述のように、中国における国家賠償は、中国の法体制の下で誕生した制度であり、中国ならではの特徴をもつ。のみならず、当該制度が抱える課題もまた独特のものである。ここまでは、中国国家賠償制度における固有の問題として「公有公共施設の設置・管理上の瑕疵に基づく損害の賠償」、「国家賠償委員会」、「精神的損害賠償」につき、法的考察を行ってきた。本節では、国家求償制度に焦点を当てて、法的考察を試み続けることにする。

現行国家賠償法では、国の求償権につき、行政賠償と刑事賠償とに分けて定めているので、本節は、この分類基準に基づきそれぞれ検討していく。

### 4-1 現行法の規制

#### 1、求償範囲

##### (1) 行政求償

中国で最初に求償制度が成立した法律は、1989年に公布された行政訴訟法である。行政訴訟法68条2項は、「行政機関が損害を賠償した後、故意または重大な過失があった行政機関の職員に一部または全部の賠償費用を負担するよう命じなければならない。」その後、国家賠償法は求償につきさらに細かく定めている。2010年法16条では、「賠償義務機関は、損失を賠償した後に、故意または重過失のある職員または委託を受けた組織もしくは個人に対して賠償費用の全部または一部を負担するよう命じなければならない。故意または重過失のある責任者に対して、関係機関は、法により処分を科さなければならない。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及しなければならない。」とされる。

上記の実定法上の規定からも分かるように、行政求償の範囲は故意または重大な過失に限定されている。このような制度設計は主として職員の主観的能動性の発揮と違法な行政活動の抑止との両立という発想によるものである。すなわち、国家公務員が法に基づいて職権を行使するに際し、その自発性、積極性および創造性を発揮するよう保護し、求償されることを心配して委縮することを防ぐ。現代の行政事務は複雑で、技術性と専門性が強い。個別事案をうまく処理するよう保障するためには、法律は通常行政機関やその職員に一定の裁量の空間を与えている。しかし、公務員もまた人間である以上、過誤は避けられない。そこで、国家賠償制度は国家機関の活動の適法性と妥当性を確保し

つつ、公務員の犯した過誤について一定の限度を超えない限り求償しないことにしている。ミスや過誤の大小を問わず一律に公務員の個人責任を追究するならば、公務執行における公務員の自発性と積極性を損ない、最終的にかえって公共利益につながらないからである<sup>173</sup>。

## (2) 刑事求償

国家賠償法 31 条の規定によると、賠償義務機関は、賠償後に、次の事由のいずれかに該当する職員に対して賠償費用の一部または全部を求償しなければならない。(1) 本法 17 条 4 号または 5 号に規定する事由に該当する場合、(2) 案件処理に際して、汚職収賄、不正利得または法に悖る裁判行為を行った場合である。

そして、同法 17 条では、刑事賠償の範囲につき次のように定めている。①拷問により自白を強要し、または殴打、虐待等の行為により、もしくは他人に殴打、虐待等の行為を教唆し、もしくはそれを放任して、公民に身体傷害または死亡をもたらしたとき②武器または警護器具を違法に使用して公民に身体傷害または死亡をもたらしたとき③案件処理に際して、汚職収賄、不正利得または法に悖る裁判行為を行ったときである。

類似の求償規定は、部門規則の中にも見られている。一例を挙げると、公安省（「公安部」）が公布・実施した「公安機関人民警察法執行過失責任規定」2 条、6 条、19 条によると、公安機関の人民警察は職務を執行するにあたって、故意または過失によって法律規定に違反して武器を使用し、情状がすこぶる悪くまたは重大な結果をもたらした場合、当該公安機関は賠償を含む法律執行の過失責任を追及しなければならないとされている<sup>174</sup>。

以上の説明からも分かるように、中国では、国の求償制度は日本の国家賠償法 1 条に当たる公権力の行使に基づく国家賠償のほか、日本における刑事補償の分野にも及んでいる。

## 2、求償対象

### (1) 行政求償

被求償人とは、不法行為（権利侵害行為）において故意または重大な過失を有し、加害行為を実施した行政機関の職員または行政機関から委託された組織と個人を指す。具体的には、①職務の遂行において故意または重過失がある職員、②委託された組織または個人などが含まれる。通説は、委託された組織や個人が行政機関から委託された職権が実行中に故意または重過失があった場合に限り求償されるとしている<sup>175</sup>。

司法実務、求償の具体的な状況は以下の通りである。①複数人が加害行為を共同で実施した場合、全員が被求償人となる。ただし、求償に際しては、その過失の度合いに応

---

173 江必新、梁鳳雲『国家賠償法教程』（中国法制出版社、2011 年）343 頁。

174 江必新、梁鳳雲『国家賠償法教程』（中国法制出版社、2011 年）343～344 頁。

175 胡錦光、余凌云、吳鵬『国家賠償法』（中国人民大学法律出版社、2017 年）111 頁。

じて、それぞれ求償責任を確定する。②合議事項により損害賠償を生じた場合、合議に参加した人は全員被求償人であるが、最終決議に反対したものは除外される。③法律、法規に授権された組織の内部職員が行政職権を行使して損害賠償を引き起こした場合、当該内部職員は被求償人である。④行政機関から職権の行使を委託された組織の内部職員が、加害行為を実施して侵害賠償を引き起こした場合、当該委託された組織は被求償人である。ただし、当該組織は、求償責任を果たした後、組織内部の規定に基づいて直接責任者の責任を追及することができる<sup>176</sup>。

## (2) 刑事求償

国家賠償法 31 条によると、刑事賠償における求償は下記の範囲に及ぶ。

①暴力侵害行為を実施した職員：警察官、検察官や裁判官および刑務所の管理職権を行使する職員などが、職権を行使する際に拷問で自白を強要したり、他人を唆して公民に傷害または死亡させたりする場合、刑事賠償義務機関は賠償責任を履行した後、賠償費用の全額または一部を負担させるものとする。

②武器または警器の不法使用により公民に被害または死亡をもたらした職員：警察官、検察官や裁判官および刑務所の管理職権を行使する職員などは職権を行使する際に、武器または警器を違法に使用し、公民に身体障害または死亡をもたらした場合、国家は当該職員に対して求償する権利を有し、賠償責任を履行した後、その全額または一部の賠償費用を負担するよう命じなければならない。

③公務執行中、汚職、収賄、不正利得または法に悖る裁判行為を行った職員である<sup>177</sup>。

上記の説明からもわかるように、行政賠償における求償と比べると、刑事賠償における求償の範囲は厳しく制限されている。前者が「重過失」という帰責原則だというならば、後者は「悪意」<sup>178</sup>の帰責原則をとっているといえる<sup>179</sup>。

## (3) 求償手続

国の求償手続については、国家賠償法は直接言及していない。代わって 2011 年国務院（日本の内閣に当たる）が定めた国家賠償費用管理条例 12 条には関連の規定があるが、基本的な手続原則を定めただけである。このことから、現行法の中には求償の具体的な手続についてなお明確に規定されていないことが分かる。そして、重要なのは、唯一の関連規定である国家賠償費用管理条例 12 条が定めた手続原則は、行政の内部における求償メカニズムに過ぎず、国家機関がその内部職員を対象に行う処分に近いとされ、学説上行政の内部行為扱いを受けている。そのため、現行法の規定によると、いわゆる行政行為（「具

---

176 胡錦光、余凌云、吳鵬『国家賠償法』（中国人民大学法律出版社、2017 年）111 頁。

177 王敬波『国家賠償法教程』（對外經濟貿易大学出版社、2009 年）219～220 頁。

178 中国法にいう「悪意」とは、ラテン語の mala fides の訳であり、「知情」（情を知って）ともいう。詳しくは、『法学詞典 [増訂版]』（上海辞書出版社、1985 年）747 頁参照。

179 高家偉『国家賠償法』（商務印書館、2004 年）287 頁。

体的行政行為」)に当たらないということで行政争訟の対象から除外されている。言い換えれば、求償される職員は賠償義務機関により行われた内部決定につき、たとえ不服があったとしても行政不服審査や行政訴訟を提起できず、内部における申立て制度しか利用できないことになる。こういった現状は、明らかに司法による最終救済の原則から乖離しており、国家機関の職員の国家賠償における合法的権益の確保にも、国家求償制度全般における手続きの正当化にもつながらず、学界から強く疑問視されている<sup>180</sup>。

#### (4) 求償費用

目下の中国では、国の求償基準につき国家賠償法や国家賠償費用管理条例など全国的な法律や法規は特に定められていないが、かわって各省により制定された地方政府の規則の中に関連規定が見られる。典型的な求償基準としては、①すべての被求償人に対して国家賠償費用の一定の割合を基準として求償する。例えば、黒竜江省では、重大な過失があった職員や委託を受けた組織や個人に対して、50%から100%までの賠償費用を求償し、故意に違法な職務を行った職員や委託された組織または個人に対して賠償金の100%を求償するとしている。

②被求償人の月給(基本給)を基準として求償する。例えば、山西省国家賠償費用管理規定(山西省人民政府2005年公布)10条では、重大な過失があった責任者は、本人の1か月から6か月の月給(基本給)を求償すると規定されている。

③被求償人の月給(基本給)に基づき求償の上限と下限を定める。例えば、湖南省の規定では、故意に職権を違法に行使して国家賠償を引き起こした場合、最高で本人の12か月分の月給(基本給)を求償するとされ、安徽省、湖南省、吉林省においても類似の規定が設けられている。

④上記の基準を総合的に運用し、求償割合の基準を定めた上に、最高または最低限度額を求償基準とする。例えば、雲南省の規定では、責任者は下記の基準によって賠償する。

(一)故意による場合、その責任者に対して、国家賠償費用の30%から70%を求償するが、70%の基準で計算して本人の2か月分の月給(基本給)より低い場合、本人の2か月分の月給(基本給)を基準として求償する。逆に30%の基準で計算して本人の12か月分の月給(基本給)より高い場合、本人の12か月分の月給(基本給)を基準として求償する。

(二)重大な過失があった責任者に対して、国家賠償費用の10%から50%までで求償するが、50%の基準で計算して本人の1か月分の月給(基本給)を下回る場合、本人の1か月分の月給(基本給)を基準として求償する。10%の基準で計算して8か月分の月給(基本給)を上回る場合、本人の8か月分の月給(基本給)を基準として求償する。

(三)国家賠償費用は、故意に違法な職務を行った責任者の2か月分の月給(基本給)、重大な過失があった責任者の1か月分の月給(基本給)を下回る場合、または国家賠償費用が8000元以下の場合、その全額を求償する。

---

180 孫潮『国家賠償審判前沿(第三卷)－国家賠償与司法改革』(法律出版社、2017年)474頁。

(四) 被求償人が行政機関から委託を受けた個人である場合、前記(一)、(二)、(三)に基づき求償する。被求償人が組織である場合、次の基準に基づき求償する。まず、故意が認められた場合、国家賠償費用の30%から70%を求償するが、70%の基準で計算して2000元以下の場合、2000円で求償する。30%の基準で計算して20000元以上の場合、20000円で求償する。次に、重大な過失がある場合、国家賠償費用の10%から50%を求償する。50%の基準で計算して1000元以下の場合、1000円で求償する。10%の基準で計算して10000元以上の場合、10000円で求償する。最後に、故意に違法な職務を行った組織が支払った国家賠償費用は2000元以下、重大な過失がある組織が支払った国家賠償費用は1000元以下、または違法に職権を行使した組織が支払った国家賠償費用は2000元以下の場合、その全額を求償する。

## 4-2 分析・考察

前述したように、現行国家賠償法は求償手続きに関する明文規定を置いていない。実務的には各賠償義務機関の内部規則に委ねられている。しかし、不透明で不確実な内部規制だけでは、対内的には権利救済の手段をもつことがなく、対外的には監督制約メカニズムが欠如しているため、公平と公正を確保することができない。「手続き保障のないところ権利無し」といわれるように、今後の中国における国家賠償制度にとっては、国の求償手続の制度整備が強く求められている<sup>181</sup>。求償手続きの問題点として、次のようなものが挙げられる。

### 1、「故意または重過失」とは何か

国家賠償法16条の規定により、国は職務遂行による権利侵害の過程において故意または重過失を有する職員に対し求償することができる。ここにいう「故意または重過失」は実質上国家が求償権を発動する要件であるが、国家賠償法はこの要件の詳細につき特に定めていない。学界では「故意」とは何か、「過失」とは何かについて多く論じられている<sup>182</sup>。実生活の中では、「故意または重過失」が主観的な判断であり、見ることも触る

---

181 李穎麗、賈麗英「論国家賠償追償追責在司法实践中的適用」法律適用第5期2019年17頁。

182 陳亜軍、謝祥為、陳小鳳「我国国家追償制度的困境与对策分析」江西社会科学第4期2011年183頁。

なお、類似の現象は、日本法においても見られている。故意とは、権利侵害という結果の発生(またはその可能性)を認識しながら、あえて直接権利侵害に向けられた行為をすることをいうとするもの(西莖章『国家賠償法コンメンタール』(勁草書房、2012年)439頁)、一定の結果の発生とそれが違法であることを認識しない心理状態を指すとするもの(阿部泰隆ほか『国家賠償法』(三省堂、1988年)99頁)、公務員が公権力を行使する職務を執行するにあたり、自分の行為によって違法な事実が発生することを認識しながら、これを行う場合をいうとするもの(古崎慶長『国家賠償法』(有斐閣、1971年)152頁)、一定の結果(他者

こともできない。刑事法学においては、油断による過失と過信による過失との別があるが、いわゆる「重過失」と「一般的過失」というような区分がなされていない<sup>183</sup>。前述のように、国家賠償法は「重過失」の詳細を定めていないほか、加えて権威のある解釈も現れていないため、実務中、「重過失」に対する解釈は区々であり、論争の種になりがちである。したがって、「重過失」の認定は今日においても国家求償制度における難点の一つである。

## 2、求償手続の不備

求償手続については、国家賠償法では言及されていない。国家賠償費用管理条例 12 条には規定があるものの、前に述べたように手続原則を定めただけである。また、1989 年に成立した行政訴訟法では国による求償を定めたが、求償の手続きに関する規定は見当たらない。したがって、中国における国家求償制度は、長い間抱えるべき根拠法が不在のまま行われてきている。その結果、被求償人が求償決定を不服としてその取り消しを求めようとしても現行法では救済手段はない。行政賠償における国家求償を例に見てみると、前述通りに、求償される職員は賠償義務機関により行われた内部決定につきたとえ不服があったとしても行政不服審査や行政訴訟を提起できないでいる。なぜならば、現行法上、国家行政機関がその職員に対して行う求償決定は内部的行為と位置付けられ、行政機関がその職員に対する賞罰、任免等の決定は、行政不服審査または人民法院の審理対象からはっきりと除外されているからである。

しかし、国家機関によって行われる求償決定は、直接職員の労働権益または民事権益にかかわるため、その性質上、当然、単に職員を対象に行った内部処分から区別されるべきである。そして、現行の民事訴訟法、労働仲裁法などの関連規定からみれば、被求償人が求償決定に不服を生じたことは、民事訴訟の対象にも、労働仲裁の対象にも当たらず、それにより民事訴訟も労働仲裁も提起できない。したがって、被求償人が求償決定に不服がある場合には、単に公務員管理法に定められた内部の申立て手続に従って申立てさせることは明らかに不十分である。他方、刑事賠償における求償手続の立法状況は行政賠償とほぼ同じであることを併せて考えると、筆者は、現行法における空白や不備を補うために、至急立法による解決を提言したい。

前述したように、国家賠償費用管理条例 12 条が定めた手続原則は行政の内部における求償メカニズムに過ぎず、それは国家機関がその内部職員を対象に行う処分に近いとされ、学問上行政の内部行為扱いを受けているため、行政争訟の対象から除外されている。しかし、不透明で不確実な内部規制だけでは、対内的に権利救済の手段をもつこと

---

にする違法な侵害)を発生させることを意図して、または少なくともその結果が発生することを認識・予見していながら、それを容認して行う心理状態を指すとするもの(佐藤英善『実務判例 逐条国家賠償法』(三協法規出版、2008年)82頁)などである。

183 孫潮『国家賠償審判前沿(第三卷)－国家賠償与司法改革』(法律出版社、2017年)473頁。

なく、外部からの監督制約メカニズムも欠如している。「手続き保障のないところ権利無し」といわれるように、今後の中国における国家賠償制度にとっては、国の求償手続の制度整備が強く求められている<sup>184</sup>。

### 3、計算基準の不明確

国が求償する金額は、制度の核心たる部分であり、国家機関とその職員の利益に直接かかわる。求償額が適正かどうかは、国家機関の内部管理制度の効用や職員の勤務中における主動性と積極性の発揮に直結する。しかし、すでに指摘したように、中国の国家賠償法は抽象的な求償原則だけを定めている。すなわち、被求償人に国家賠償費用の全額または一部の返済を求めることができ、求償人である国に大きな裁量権を与えている。求償金額は賠償金額を超えてはいけませんが、現行法上国にかなり広い裁量権を認めた結果、実務中の対応にばらつきが大きい。求償額を低く算定すると、法律の趣旨と精神に合わず、逆に高く算定すれば、職員に必要以上の精神的プレッシャーや金銭的負担をかけることになる。それにより、委縮させてしまい、かえって職務の円滑にはつながらない<sup>185</sup>。

前に触れたように、一部の地方で相次いで国家賠償費用に関する管理弁法を打ち出したが、その中身からも分かるように、求償基準はばらばらである。今後、客観的で全国共通の基準作りが強く求められている<sup>186</sup>。

### 4、時効規定の不在

国家求償の時効とは、国が被害者に対して国家賠償義務を履行した後、関係責任者に対して求償する法定有効期限のことをいう。その性質は消滅時効に当たる。現行国家賠償法では、求償機関の求償義務だけが規定されている。すなわち、「賠償義務機関は、損失を賠償した後に、故意または重過失のある職員または委託を受けた組織もしくは個人に対して賠償費用の全部または一部を負担するよう命じなければならない」(16条)。しかし、この求償権の時効については、全く定めていない。その結果、求償権の行使は、法的には長い間ずっと不安定の状態下に置かれている。賠償義務機関による求償権の適時行使にとっても、また職員の正当な権利利益の保護にとっても問題である<sup>187</sup>。

---

184 劉志堅「試論国家賠償程秩序」蘭州大学学报（社会科学版）第5期2008年100頁。

185 王敬波『国家賠償法教程』（对外經濟貿易大学出版社、2009年）220頁。

186 孫潮『国家賠償審判前沿（第三卷）—国家賠償与司法改革』（法律出版社、2017年）473頁。

187 孫潮『国家賠償審判前沿（第三卷）—国家賠償与司法改革』（法律出版社、2017年）473頁。



## 第四章 問題解決の処方箋—今後中国における国家賠償制度の整備へ向けて

第三章では、国家賠償制度における中国特有の問題に焦点を当てて、法的分析・考察を試みた結果、公有公共施設の設置・管理上の瑕疵に基づく損害の賠償、国家賠償委員会、精神的損害賠償、国家求償権のいずれの場面においても課題が山積していることを明らかにした。本章においては、前章の成果を踏まえつつ、問題解決の処方箋を探り、今後中国における国家賠償制度のさらなる整備に向けての提案を試みたい。

### 第一節 公有公共施設の設置・管理上の瑕疵に基づく損害の賠償について

第三章第一節に述べたように、現代政府が権力行政からサービス行政へ移行するにつれて、公有公共施設の数や種類が多くなり、公有施設による損害賠償が増えつつある。ここ数年来、人民法院は道路、橋などの公有公共施設に係る損害賠償事件について民事法規の規定をもって処理してきたが、その適用の対象は限定的であり、賠償方式や賠償金の計算基準などについても明確にすべきであろう。

再三にわたって強調したように、公有公共施設による損害賠償を国家賠償の体系に組み入れ、国が賠償責任を負うべきである。これは中国の公有公共施設による損害賠償制度の確立と健全化のために必要なだけでなく、公民の合法的權益を保障し、社会の調和と安定を維持するためにも必要である。本節では、今後、公有公共施設の性質を区別したうえで、中国の国情に合致した公有公共施設による損害に対する国家賠償制度確立の必要性や可能性などを探ってみたい。

#### 1-1 国家賠償の必要性和実行可能性

##### 1、必要性

公有公共施設によって生じた損害とは、公有公共施設の設置（例えば、設計、建築、設置など）または管理（例えば、メンテナンス、修理、保管、巡察など）において瑕疵があり、通常持つべき安全性を欠いた結果、利用者の人身と財産が損なわれることをいう<sup>188</sup>。

公有公共施設の性質から見ると、公共施設の設置と管理は公共事務管理<sup>189</sup>に属し、公

---

188 馬懷徳、喻文光「公有公共施設施設致害的国家賠償責任」法学研究第2期2000年15頁。

189 公共事務管理とは、社会公共の福祉のためのサービスを提供する事務の管理をいう。

衆に行き届いた便利なサービスを提供することを目的とする。中国は生産資料の公有制<sup>190</sup>を基礎とした経済制度を実施しており、大多数の公有公共施設は一般的に国家行政機関の関連部門が設置または管理を担当している。一部の公共施設は企業・事業所が直接管理しているが、実際には国家が授権して委託しており、その関連事務は依然として国家の職責の対象に属している。公共施設の設置と管理は関連の行政主体<sup>191</sup>が行政権<sup>192</sup>を行使する行政行為<sup>193</sup>であり、行政行為には行政職権<sup>194</sup>の行使だけでなく、行政職権の履行も含まれている<sup>195</sup>。公有公共施設によって生じた損害は、行政機関またはその授権組織が公共施設の設置または管理に瑕疵があること（行政機関またはその授権組織が職責を積極的に履行しなかった場合や職責を消極的に履行した場合など）によって発生する。公共の利益を守るためのこのような社会関係は、公法の色彩を濃厚に帯びており、国家賠償法によって調整される。

公有公共施設の設置と管理は公権力の行使という要素を伴ううえ、事実上国の下の管理にあるため、公有公共施設を設置、管理する行政機関または特許法人、企業・事業単位が最終的な賠償責任を負うべきではなく、国とするしかない。中国では公有公共施設の設置、管理は国の義務となっているが、国がすべての公有公共施設を自ら管理する必要はない。多くの施設は公務特許の形式や行政契約、行政委託の方式で資格と能力を備えた企業、事業単位またはその他の組織に任せて維持管理させている。公有公共施設に関する法律関係においては、所有者と維持者の間で行政特許または行政契約、行政委託関係が形成されている。

---

190 公有制とは、財産（土地や資本設備など）を国家の所有とするしくみのことである。

191 中国法にいう行政主体とは、日本法のそれとは同じく、行政の職権を享有し、自分の名義で行政の職権を行使し、かつ独立して責任を負う組織を指す。詳しくは、胡建森、江利紅『行政法学』（中国人民大学出版社、2010年）97頁を参照。

192 行政権とは、国家行政機関が法により法律法規を執行し、国家事務と社会公共事務を管理する権利を指す。詳しくは、胡建森、江利紅『行政法学』（中国人民大学出版社、2010年）102頁を参照。詳しくは、胡建森、江利紅『行政法学』（中国人民大学出版社、2010年）102頁を参照。

193 中国法における行政行為は、日本法のそれとは若干異なる。広義の行政行為とは、国家行政機関が行政管理活動を行う総称であるとされ、狭義の行政行為とは、行政主体が公民、法人または他の組織に対して実施し、かつ行政主体が一方的に意思表示して形成する法的効力を有する行為とされている。詳しくは、胡建森、江利紅『行政法学』（中国人民大学出版社、2010年）147頁を参照。

194 行政職権とは、法律に基づき行政主体に与えられた行政権として、行政主体が法により享有する国家管理活動を行う権利をいう。詳しくは、胡建森、江利紅『行政法学』（中国人民大学出版社、2010年）147頁を参照。

195 周佑勇「行政法原論」（中国方正出版社、2002年）164頁。

## 2、実行可能性

理論的に見ると、公共施設の提供は現代国家の責任の一つであり、その設置または管理の瑕疵によって生じた損害は国が責任を負うべきである。近代的な国家理念は公共サービスの観念に取って代われ、国家の役割と近代的な行政は規制行政からサービスの行政<sup>196</sup>（給付行政）に転向する。したがって、国は国民の福祉を保障するために、公共サービスを提供する義務があり、また、国民は公有公共施設を利用し、政府から福祉給付を受ける権利を有する<sup>197</sup>。それに、現代社会の生活様式はインフラ整備に対する依存を強めており、もはや国民は自らの力だけでは生きられない。これらの公共施設の提供、管理、維持、監督などは個人または個々の企業で実現できないものであり、そのすべてを解決できるのは、政府以外にない<sup>198</sup>。国がこのような義務の履行を怠った場合、またはこれらの公共施設の設置または管理上の瑕疵によって損害を生じた場合、賠償責任を負うべきである。これは、「権力があれば責任があり、救済がある」という現代権力責任説にも当てはまるとされる<sup>199</sup>。

立法の観点から見ると、多くの国は国家賠償法およびその他の関連法律をもって、公有公共施設における瑕疵によって損害をもたらした場合の国家賠償責任を定めている。

日本の明治憲法では、国家賠償問題は認められなかったが、大正時代の、いわゆる徳島遊動円木事件（徳島小学校に設置された遊動円木の腐朽折損が原因で生徒が死亡した）で、公の営造物の設置と管理上の瑕疵による国の責任を負うべきだと大審院は判断した<sup>200</sup>。1947年10月27日、日本は新憲法の制定公布に伴って国家賠償法を公布し、同法2条1項には、「道路、河川その他の公の営造物の設置または管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国または公共団体は、これを賠償する責に任ずる。」と規定している。

韓国国家賠償法5条1項は、「道路、河川その他の公の営造物の設置または管理に瑕疵があり、他人に損害をもたらした場合、国または地方自治体は、その損害を賠償する

---

196 ここにいう「サービス行政」とは、日本法にいう「給付行政」に当たるものである。すなわち、国民や住民の福祉を増進するため、各種の財やサービスによる便宜を提供する行政活動のことである。規制行政に対比されている。これには、補助金やサービスなどの直接給付、道路・公園・病院など公共的な財の提供、ライフライン（水道、電気、ガスなど）の供給などがある。

197 陳新民『公法学札記』（台北三民書局、1993年）126頁。

198 現代社会における公共サービスは、国が直接提供する場合のほか、許認可、認定、補助金の支出、租税優遇など種々の手法を通じて提供される場合も考えられるが、本稿の埒外ということで、これ以上立ち入らないことにする。

199 張文頭『法理学』（法律出版社、1997年）247頁。

200 村上一博「明治・大正・昭和戦前期における判決例の研究（一）」法律論叢第八六巻第二・三合併号2013年168頁。

ものとする」と規定するが、学界は一般に公の営造物とは行政主体が公共目的を達成するために直接に提供する有体物、すなわち公物をいうとしている<sup>201</sup>。

フランスの国家賠償制度は、行政裁判所が公法理論に基づいて、判例法を中心とした完全な体系をもっている。公共事業における建築工事などによる損害は、永久的な損害や偶然的な損害にかかわらず、国が賠償を与えなければならないとされる<sup>202</sup>。

英米法系国家では、公法と私法の区分が存在しないが、公共施設によって生じた損害の責任認定について、1961年イギリスの高速道路法で道路の瑕疵、管理者の過失、不作為などによる損害につき、国は賠償責任を負うべきであるとされる。その後、判例を通じて被害状況と国家責任認定は、その内容をたえず豊富にしてきた。米国では、公共施設による国家責任も判例によって確立され、整備されている。例えば、政府の過失で空港施設が不良や事故が生じた場合や、州間の道路を建設したが、工事に瑕疵があり、公民の権利が損なわれた場合や、道路の整備が不適切だったために車が転覆し、死傷などが発生した場合、国家賠償を請求できるとされる<sup>203</sup>。

中国憲法41条3項は、「国家機関と国家公務員が公民の権利を侵害した場合、損害を受けた人は、法律の規定に基づき賠償を受ける権利がある」と明確に定めている。これは公有公共施設の損害を国家賠償に組み入れるための直接的な根拠となる。中国の行政訴訟法67条も「公民、法人またはその他の組織の合法的權益が、行政機関またはその職員の具体的な行政行為によって損害を受けた場合、賠償を請求する権利がある」としている。この規定は公有公共施設によって生じた損害の国家賠償責任の立法支援にもなる。なお、2010年に国家賠償法が改正された時、総則の「違法」の二文字を削除したということは、国家賠償が本来の単一の違法帰責原則を変え、国家賠償の多元化責任原則に空間を提供するとともに、公有公共施設によって生じた損害を国家賠償に組み入れる可能性を高めている<sup>204</sup>。

## 1-2 帰責原則

国家賠償の帰責原則は中国における国家賠償理論の研究と立法実践が直面する最も重要な問題の一つである。国は、責任の原則に定められた基準を満たしてこそ、自分の行為によって他人に損害を与えた賠償責任を負うことができる。それは国家が賠償するかどうかとともに、何を対象に賠償責任を負うかを決定して、国家賠償の価値観と賠償

---

201 洪井善『行政法特講』（博英社、2006年）492頁。

202 張淑芳、鄧紅愛「論公有公共施設致害的国家賠償問題」南方論刊第11期2010年36頁。

203 石明「論公有公共施設致害国家賠償問題的引用」法制博覽05（上）2015年252頁。

204 呂寧「論公有公共施設致害的国家賠償」政治与法律第7期2014年82頁。

政策を反映するものである。国内外における国家賠償の責任原則を概観すると、過失責任の原則、無過失責任の原則、危険責任の原則、厳格な責任原則、公平責任の原則および違法責任の原則などを挙げることができる<sup>205</sup>。前述のように、2010年国家賠償法が改正された際、総則から「違法」という二文字が削除されたが、分則の法律条文中には行政の職務行為が違法かどうかを根拠に責任を確定する規定が依然として散見される。国家賠償法立法当時、違法帰責原則は責任基準が把握しやすく、賠償対象が適度であるとされていたが、今日では責任の対象が狭すぎ、それにより公有公共施設による損害が家賠償の対象から排除されていることを考えると、かえって公民、法人およびその他の組織の権利保護に不利である。公有公共施設の損害を国家賠償の対象に組み入れるには、無過失帰責原則という国家賠償責任原則体系を確立しなければならない。これは公有公共施設によって生じた損害を国家賠償の対象に組み入れる前提条件である。

国家賠償責任に対し無過失責任の原則を適用する理由は以下の通りである。

まず、公有公共施設によって生じた損害の国家賠償責任は、公務員の違法な職権行使による国家賠償責任とは異なることである。両者が損害をもたらした方式は同じではなく、前者が損害を与えたのは国有公共施設で、後者は具体的な行政行為である。そして、賠償権を求める主体も違っている。前者が公共施設の設置、管理者で、後者は具体的な行政行為を実施した機関である。そして、国家機関およびその職員が違法に職権を行使したり、公有の公共施設の設置または管理が不十分であったりすることによって損害をもたらす事件は数多くあるが、公有公共施設の設置または管理の瑕疵による損害は必ずしも国家機関およびその職員の違法な職権行使に関係するとは限らない。したがって、両者は分けて考える必要があり、公有公共施設による被害を受けた国家賠償には違法責任原則が適用されない。

次に、公有公共施設の設置・管理上の問題によって損害がもたらされた場合、それは全社会が共同に負担するべきであって、被害者独りが負担するべきではない。フランスの行政法学界は、無過失責任、すなわち特殊危険理論と公共負担の前で個人は平等という二つの理念を打ち出した。王名揚によると、特殊な危険について、フランス学者 Jean Rivero は次のように説明している。行政部門が任務を執行するに際し、公民に対して特殊な危険をもたらしている。行政主体は公共建設を行う中では特権を多く有し、危険を多くもたすため、これらの特権と危険は公共の利益に必要であり、公民はこれを受忍しなければならない。そのため、公共工事が国民に与えた損害は、たとえ加害者に過失がなくても賠償されるべきである。公共負担の個人平等理論について、フランス行政裁判所は、公民が行政活動によって受けた損失は行政活動に対する負担であり、このような負担の前に、すべての人は平等であり、損害を受けた人が賠償を受けられないならば、事実上不平等である。国民全体は公共施設の実施によって利益を得ており、少数の

---

205 劉嗣元、石佑啓、朱最新『国家賠償法要論（第二版）』（北京大学出版社、2010年9月）42～48頁。

被害者にのみ犠牲を要求することはできない<sup>206</sup>。以上を総合すると、無過失賠償責任とは、行政主体が違法または過失があったかどうかを問わず、国民は公共負担の前で平等な地位を回復する。

さらに、無過失責任原則を用いれば被害者の権益を保護するにも有利である。公有公共施設に対する損害賠償責任について、過失原則を採用すれば、主観的過失は主観的心理状態として自然人にのみ可能であり、法人等組織に対しては測り難い。しかし、公有公共施設によって生じた損害事件において、損害を与えたのは当該公共施設に瑕疵があるという事実であり、その設置者と管理者が義務を果たすかどうかは賠償責任の成立に影響しないとされる<sup>207</sup>。

最後に、現在世界諸国の立法の現状から見ると、無過失責任原則を公有公共施設による損害の基本的な帰責原則としている。例えば、韓国国家賠償法5条は、道路、河川その他の公共営造物の設置または管理瑕疵に対して同原則を取り入れている。また、米国の判例でも、国家の供給施設の不適切さにより安全性が欠如し、無過失の責任を認めるケースが多い。すなわち、無過失原則は、現代の損害賠償制度の発展傾向を反映しているのである。

### 1-3 賠償請求人（賠償請求権者）および賠償義務機関

#### 1、賠償請求人（賠償請求権者）

賠償請求人とは、公有公共施設による損害について賠償義務機関に賠償を請求する権利を有する自然人、法人およびその他の組織をいう<sup>208</sup>。賠償請求人は原則として直接被害者に限られ、例外的に間接被害者も含まれている。ただし、間接被害者が賠償を請求できるのは、法律に特別な規定のある場合に限られるとされる<sup>209</sup>。

公有公共施設によって生じた損害は、一般に物（すなわち有体物）と人身の損害とに分けられる。物の損害について言えば、直接被害者は物に権利を有する者であり、所有者、占有者などである。人身被害について言えば、直接被害者はその人の身体に被害を受けた自然人である。

法律に明確な規定がない限り、間接被害者は賠償請求権者にならない。国家賠償法6条の規定<sup>210</sup>に基づくならば、間接被害者は次の場合を含むものとされる。①被害者の相

---

206 王名揚『法国行政法』（中国政法大学出版社、1988年）443頁。

207 呂寧「論公有公共施設致害的国家賠償」政治与法律第7期2014年86頁。

208 周友軍、麻錦亮『国家賠償法教程』（中国政法大学出版社、2008年）99頁。

209 周友軍、麻錦亮『国家賠償法教程』（中国政法大学出版社、2008年）100頁。

210 これについて、現行国家賠償法上の規定が参考になる。例えば、国家賠償法6条：①被害を受けた公

続人と他の扶養関係のある親族、つまり、被害者が死亡した場合、被害者の相続人と他の扶養関係のある親族、②権利の譲渡を受ける法人またはその他の組織、つまり、被害を受けた法人や他の組織は終了し、その権利を承継した法人や他の組織は賠償請求権者となる。

## 2、賠償義務機関

公有公共施設による損害賠償責任を国家賠償責任と位置付けた以上、その責任の主体はもちろん国であるが、公有公共施設の瑕疵により損害を受けた場合、被害者は法律に基づいて国に損害賠償を求めることができる。しかし、国は抽象的な存在であり、具体的な行政活動はその行政機関と職員が国家の名義で行う。また、現代国家の行政機関の職責は繁雑であるため、公有公共施設によって損害を生じた後、被害者は賠償義務機関を確定することが難しく、個別賠償義務機関もこれを利用して相互に責任を擦り合い、賠償請求人は賠償の請求権を実現することが困難である<sup>211</sup>。上記の課題を克服するためには、先行研究の成果も踏まえるならば、次のような幾つかの特殊な場合には、賠償義務機関を明確にする必要があるのではないか。

### (1) 公有公共施設の設置・管理が同一主体によるものではない場合

公有公共施設の設置・管理が異なった主体による場合、原則として設置または管理行為に瑕疵がある方が主体として賠償義務機関とする。設置主体に瑕疵があった場合は設置主体を賠償義務機関とすべきであり、管理主体に瑕疵があった場合は管理主体を賠償義務機関とすべきである。また、損害が設置上の瑕疵によるものか、管理上の瑕疵によるものかが判然としない場合は、瑕疵の共同行為と見なし、設置主体と管理主体を共同賠償義務機関として連帯責任を負わせることにする。

### (2) 公有公共施設の設置または管理主体の変更、分立の場合

公有公共施設によって損害を生じた後、管理主体の変更、分立が発生した場合は、その業務を引き受ける主体が行政賠償の義務機関とすべきである。行政機関に合併・分立が発生した場合、引き続き当該機関の職権を担う機関を賠償義務機関とする。

### (3) 公共施設の設置または管理主体の廃止の場合

公有公共施設の設置または管理の主体が取り消され、その職権の行使を継続する主体が賠償義務機関である。業務がすべて終了し、引き続きその職権を行使する主体が存在しない場合、その廃止を決めた機関は賠償義務機関とする。

---

民、法人またはその他の組織は、賠償請求権を有する。②被害を受けた公民が死亡した場合は、その相続人およびその他の扶養関係を有する親族が賠償請求権を有する。③被害を受けた法人またはその他の組織が終了した場合、その権利承継人が賠償請求権を有する。

211 顧盼、韓志明「公有公共施設致害的国家賠償責任研究」北華大学学报（社会科学版）第12卷第4期 2011年8月98頁。

#### (4) 行政機関により特別の認可を受けた主体の行為による場合

行政機関から特別な認可を受けた主体が公有公共施設の設置または管理上の瑕疵により、損害が生じた場合、認可を行った行政機関が賠償義務機関である。ただし、賠償後、認可された公有公共施設の設置または管理の主体に対して被害者が求償することができる。

### 1-4 賠償方式および計算基準

世界諸国の賠償制度から見ると、公有公共施設による損害賠償の方式は主として金銭賠償と原状回復との二つが挙げられる。金銭賠償の方式は被害者に便利で、迅速に満足させることができる。また、いかなる形式の損害賠償にも適用できる。原状回復の方式は比較的複雑で、適用対象も限られている。肖峴は、賠償の目的は損害を受ける者の合法的な權益を回復することにあるため、原状回復を採用するほうが被害者を保護するのに有利であると主張する<sup>212</sup>が、公有公共施設がその被害者の人身または財産に損害を与えた場合、往々にして金銭賠償の方式を取るしかないことが多い。

公有公共施設によって生じた損害の国家賠償を考えるに際し、現行国家賠償法の規定は極めて参考になる。同法 32 条では、国家賠償は、賠償金の支払いを主たる方式としながら、財産を返還し、または原状を回復することができる場合は、財産を返還し、または原状を回復するものとしている。

また同法 35 条は精神的損害に対して、侵害行為の影響範囲内で、被害者のために影響を除去し、名誉を回復し、謝罪しなければならないとし、重大な結果をもたらした場合、相応の精神的損害慰謝料を支払わなければならないと定めている。厳密にいうと、影響を取り除き、名誉を回復し、謝罪するというのは、国家賠償の方式ではなく、救済の措置であるが、公有公共施設によって生じた損害の国家賠償は、様々なケースが想定されるので、賠償金以外の方式についても検討に値しよう。

なお、金銭賠償を選んだ場合、その計算基準についても、国家賠償法の規定は非常に示唆に富んでいる。

現行国家賠償法は、人身の自由の侵害に対するもの、健康権を侵害するもの、財産権の侵害に対するものなどに賠償を区分し、それぞれについて計算基準を規定している。例えば、同法 34 条は、公民の生命健康権が侵害された場合の基準に従い計算するものと定めている。

①身体の傷害をもたらしたときは、医療費および介護費を支払い、かつ休業により減少した収入を賠償しなければならない。減少した収入の日ごとの賠償金は、国の前年度

---

212 肖峴「關於国家賠償法的幾個問題」中外法学第 1 期 1991 年 41 頁。



の職員・労働者の1日あたりの平均賃金に従って計算し、最高額は国の前年度の職員・労働者の年平均賃金の5倍とする。

②労働能力の一部または全部の喪失をもたらしたときは、医療費、介護費、後遺障害生活補助具費用、リハビリテーション費等の後遺障害によって生じた支出および治療の継続に必要な費用、ならびに後遺障害に対する賠償金を支払わなければならない。後遺障害賠償金は、労働能力の喪失の程度に応じて、国の定める障害等級に従って算定するものとし、最高でも国の前年度の職員・労働者の年平均賃金の20倍を超えないものとする。労働能力の全部を喪失をしたときは、その者が扶養する労働能力のない者生活費も支給しなければならない。

③死亡にいたらしめたときは、死亡賠償金および葬儀費を支払わなければならない。その総額は、国の前年度の職員・労働者の年平均賃金の20倍とする。死者が生前に扶養していた労働能力のない者には、その生活費を加算して支給しなければならない。

## 第二節 国家賠償委員会について

中国では、司法賠償法律関係における裁決主体は国家賠償委員会である。賠償事件において、国家賠償委員会による賠償決定の手続きは終局的な手続であるため、賠償請求人にとってある意味ではこれは最大で最終の救済手段となる。第三章第二節では、国家賠償委員会制度を考察することにより、同委員会の設置、人員構成および手続などにおいて多岐にわたり課題があることが明らかになった。本節は、その延長として、課題解決の処方箋を探り、独立的な国家賠償委員会の設立、委員構成の多様化、審理手続きの訴訟化への改造などを検討することとする。

### 2-1 国家賠償委員会制度の再構想

司法賠償とは主に公民、法人またはその他の組織の合法的權益が司法機関およびその職員の違法行為の侵害を受け、国家の関連責任機関に被害の賠償を要求することをいう。侵害が公安機関、検察機関、人民法院などの司法機関によってもたらされる場合、司法賠償事件の処理過程において当該機関が被告となり、侵害の程度に応じて原告に対する賠償責任を負うことになる。行政訴訟法が施行された後、行政事件（「民告官」）に相応の法律的根拠があり、公安機関が被告となることが次第に受け入れられるようになったが、検察機関と人民法院が国家賠償訴訟において被告となることは、歴史的経験が浅いこともあり、広く受け入れられるまでには比較的長い過程が必要であった。国家賠償委員会制度は、前述のように問題を多く抱えているが、中国の現状を考えると、その設立

を取り消すのではなく、相応の改革を行った上保留すべきであろう。

例えば、国家賠償委員会を人民法院から独立させ、人民代表大会を通じて設立する。それにより、国家賠償委員会は人民法院や検察機関と同級の組織機構として誕生し、人民代表大会の監督を受けるが、事件を審理する過程においてその中立性が確保・維持され、人民代表大会を含むいかなる機関や個人からの干渉をも受けないことなども一案であろう。

また、人員構成については、人民法院の設置を参考にして、地級市以上の市に設置する。管轄地域や内部の設置なども中級人民法院のそれを参照することができるが、国家賠償委員会の中立性と上下関係を弱める必要性を考えると、統一して〇〇市「国家賠償委員会」と名付けることも一考に値する。諸外国のやり方を参考にすれば、人民法院、検察院、司法、法学の専門家と学者などから構成することも考慮に値しよう。任免は相応の各級人民代表大会によって決定される。事件を審理する時は必ず複数による審理方式を用いる。そして、賠償委員会による決定を最終決定とし、関係者が必ずそれに従って行動しなければならない。国家賠償委員会の内部編成について、特定案件の事務的業務に責任を持つ専門事務室（弁公室）を設立し、当該事務室が関連案件に対して事前準備作業を担うとする。例えば、賠償請求を受理するかどうかを決定すること、賠償事件の当事者への連絡・通知、会議記録など賠償事件関連資料の整理、文書作成などといった事務を取り扱うのである。

上記のような国家賠償委員会に対する再構想の理論根拠や実行可能性および期待される効果は、次のようなものが考えられる。

第一に、国家機関にとられている民主集中制<sup>213</sup>という活動原則に合致する。繰り返し指摘したように、中国の国家賠償は行政賠償と司法賠償を含み、その問題は主に司法賠償に現れている。敷衍すれば、人民法院または人民検察院が損害賠償の義務機関となった場合、現行法では結局人民法院が自ら賠償するかどうかを決定することとなってしまう、これが中国の国家機関に対しとった民主集中制原則に背くことになっている。人民代表大会に設立された賠償委員会が国家賠償事件を審理することによって、国家賠償の有効性と公正性を高めることになろう。

第二に、人民代表大会による他の国家機関に対する監督権の行使を促進する。全国および地方レベルの人民代表大会に国家賠償委員会を設立させ、行政賠償、司法賠償に対する「監督権」を与えることにより、人民代表大会の国家機関に対する監督がより一層強化され、期待されよう。

---

213 民主集中制の主要な内容としては、(1) 全国および地方各レベルの人民代表大会は民主的選挙により形成され、人民に対して責任を負い人民の監督を受けること、(2) 人民代表大会以外の全ての国家機関は全国人民代表大会または地方各レベルの人民代表大会により組織され、それに対して責任を負うと共にその監督を受けること等が挙げられる（憲法3条、79条、94条など）。

第三に、国家賠償制度の実施に有利である。国家賠償制度の実施水準は民主と法治のメルクマークである。中国では、1994年に国家賠償法が正式に公布され、国家賠償制度が確立されたが、二回の改正の実践状況から見ると、第三章で述べたように、依然として問題が山積している。国家賠償法の執行を徹底させるためには、執行難の課題を克服しなければならない。独立した国家賠償委員会を設立することにより、国家賠償制度の有効性を向上させ、その実施の徹底を推進することができよう。

## 2-2 国家賠償委員会の審理手続

第三章に触れたように、司法賠償事件の処理手続は普通事件の審理手続と違って、訴訟手続は適用されない。司法賠償事件の処理において、通常適用されるのは非訟手続であるが、司法賠償の案件では、できるだけこの手続を規範化して、司法化させるべきであるとする見解がある<sup>214</sup>。まず、国家賠償委員会による処理が必要な案件には、賠償を求める当事者が国家賠償委員会に賠償を申請する事件と、事件処理の過程において、賠償を要求する当事者と関連する義務機関が賠償の金額と範囲につき合意に達していない事件とがある。司法賠償事件において、申請人が案件処理を担う国家賠償委員の管轄権に異議を申し立て、しかも当該賠償委員会は当該事件を処理する際に公平公正の原則を堅持していないと判断した場合、一級上の賠償委員会に申請をし、決定するよう求めることができる。申請を受けた上級賠償委員会は、申請人の申請に基づき、事件の具体的な状況に合わせて決定しなければならない。もし当該事件を処理するのにふさわしくないと判断された場合、下級賠償委員会に委任し当該事件の処理に当たらせることができるわけである。

次に、国家賠償委員会事務局（弁公室）は賠償事件を受け付けた後、事件に対して初歩的な審査を行い、審理報告を作成する。初歩的な審査によって得られた審理報告は、通常、司法賠償の原因、当事者の概況、事件に関わる機関、賠償を行う理由、当事者双方が達成した合意などに及ぶ。同時に、事務局は、国家賠償委員会が審査・認定するのに必要な事実や根拠、意見や理由を処理する。なお、重大かつ難解な事件については、すべて公聴会を挙行することになるだろう。

次に、賠償事件審理の回避制度を確立しないわけにはいくまい。事件審理の過程において、書記官、通訳者などの訴訟参加者は、当該事件とは何らかの関係があり、公平公正な審理に疑問が生じると認められる場合、自ら回避するか、または主管の指導者に回避を命じるよう求めることができるようにするわけである。

最後に、司法賠償事件の処理過程において、賠償委員会は民主主義を発揮するととも

---

214 張紅『司法賠償研究』（北京大学出版社、2007年）218～225頁。

に、少数者が多数者に従う原則を適用すべきである。例えば、最終的な処理結果に異議がある委員の意見を登録する。また、最終的な処理結果は賠償委員会委員の過半数の支持を得なければならない。そして、賠償決定が可決されれば、国家賠償委員会の関係部門が賠償決定書を作成する。同賠償決定書には権利侵害の事実、賠償すべきまたは賠償すべきじゃない事実、証拠および理由を記載しなければならない。

### 2-3 ヒアリング（公聴会）の導入

国家賠償委員会が司法賠償事件を審理する過程において、ヒアリングの導入を提言しようとするのは、この手続が以下のような利点を持つと考えられるからである。第一に、司法的公正の実現を保障するのに役立つ。ヒアリングを司法賠償事件の審理に取り入れることにより、司法機関の人民大衆における権威を確立し、民衆の司法機関に対する信頼を高めることを促進する。第二に、司法実務の効率向上につながる。ヒアリングを司法賠償事件に適用することにより、賠償を求める当事者は、これを利用して、関連する責任機関との間で賠償の金額、賠償の範囲などに係る紛争について協議し、事件の当事者を最大限に満足させることができる。第三に、矛盾の解消に役立つ。司法賠償事件ではヒアリングを採用して、賠償を要求する当事者がヒアリングにおいて、挙証、反対尋問などの手続を生かすことにより、賠償義務機関と対話することができる。自分の状況や賠償を求める理由を賠償義務機関に説明することを通じて、賠償義務機関がより一層当該事件の全貌を認識でき、当事者間の合意が達成しやすくなる<sup>215</sup>。

司法賠償事件にヒアリングを取り入れるのに、現行行政強制法上の関連規定が非常に参考になる。同法 42 条によると、行政機関は、生産停止営業停止の命令、許可証または免許の取消、高額の過料等の行政処罰決定を行う前に、当事者にヒアリングを請求する権利があることを告知しなければならない。また、当事者がヒアリングを請求した場合、行政機関はヒアリングを行わなければならない。なお、ヒアリングは以下の手続に基づき行う。

①当事者がヒアリングを請求する場合は、行政機関の告知後 3 日以内に提出しなければならない。

②行政機関はヒアリングを行う 7 日前までに、当事者にヒアリングの期日・場所を通知しなければならない。

③国家秘密、営業秘密又は個人のプライバシーに係わるものを除き、ヒアリングは公開で行わなければならない。

④ヒアリングは行政機関の指定する、事件の調査要員以外の者が主宰する。当事者は

---

215 張紅『司法賠償研究』（北京大学出版社、2007 年）223 頁。

主宰者が事件と直接の利害関係を有すると認める場合は、回避を請求する権利を有する。

⑤当事者は自らヒアリングに参加することができ、または1～2人の代理人に委託することもできる。

⑥ヒアリングに際して、調査要員は当事者の違法の事実、証拠および行政処罰案を提出する。当事者は弁明および証拠に対する質疑を行う。

⑦ヒアリングにつき記録を作成しなければならない、記録は当事者に交付し確認を経て署名又は捺印させなければならない。

上記の規定を参考にすれば、司法賠償事件にヒアリングを適用させるにあたって、その手続は、1) 国家賠償委員会が主宰することを前提として、2) 事件中に賠償を要求する当事者と賠償義務機関が、その承知した事実と証拠を提出し、反対尋問と弁明の機会を当事者に確保しなければならないことになるだろう。同時に、おそらく下記の幾つかの事項についても、明らかにする必要がある。

#### ①ヒアリングの原則

賠償事件をめぐるヒアリングを実施する時に、堅持すべき基本原則は公平公正で透明である。国家機密に関わる可能性があり、商業秘密を漏らしたり、個人のプライバシーを侵害したりするような場合を除き、ヒアリングはすべて外部に公開しなければならない。もちろん、賠償請求をする申請者と賠償義務を負う機関は、ヒアリングを行わないよう求めることも許される。

#### ②ヒアリングの適用範囲

国家賠償委員会は自ら事件をめぐるヒアリングを行うか行わないかを定める権利がある。目下の中国では、多くの省・市、自治区における手続き規定の中で、ヒアリングの適用範囲に関する規定はまちまちで一致していない。一部の地方では、事件そのものに係わる論争の金額の大きさや被害の結果に関する論争の度合いに基づき、ヒアリングの適用範囲を確定する。また、ある地方では、手続きに立脚し、行政不服審査を経た事件または共同賠償事件にのみ適用させる。しかし、手続きの見地からヒアリングの適用範囲を確定するのは形式主義に流れた手法であり、事件の実体に基づきヒアリングの適用範囲を確定すべきであろう。それに、意義が重大かつ複雑な事件または意見の相違が極めて大きい事件については、ヒアリングを行わなければならない。

#### ③ヒアリングの手続き

前述のように、ヒアリングは、事件の実体に基づきその開催の要否を確定すべきであり、また意義が重大かつ複雑な事件などについては、行わなければならない。同時に、賠償請求を提出した申請者がヒアリングを実施するほどの必要性を感じたときも国家賠償委員会にその開催を申請することができるべきである。もちろん、国家賠償委員会はヒアリングを実施するかどうかを自分で決定する権利がある。ヒアリングは以下の手続で行うものとする。1) 賠償請求人およびその委託代理人、賠償義務機関、再審査機関の法定代表人、委託代理人の身分を照合する。2) 賠償請求人、賠償義務機関と

再審査機関の権利と義務を告知する。3) 賠償請求人はその賠償請求の根拠となる事実と法律を陳述する。4) 賠償義務機関は賠償請求人の陳述について答弁する。5) 賠償請求人と賠償義務機関が交互に挙証し反対尋問する。6) 双方は証拠の真実性、合法性と関連性についてそれぞれ自分の意見を打ち出す。7) 賠償請求人、賠償義務機関と再審査機関は事件の処理につき最終意見を述べる。

#### ④ヒアリング途中の調停

賠償請求人と賠償義務機関の双方が自発的に請求すれば、ヒアリングの主宰者が当事者の間に入って賠償の金額や方式などの重要な問題について調停することができるようにする。調停後、当事者が賠償問題について合意に達した場合、賠償決定書を作成することができるが、双方が決定書の作成を要求しない場合は、調停の結果を記録し、当事者が当該記録にサインしなければならない。また、規定の期限内に双方が賠償問題について合意に達することができない場合、事件を速やかに国家賠償委員会に引き渡し、同委員会から審理し、賠償決定をしなければならない。強制調停や長期間にわたっても調停できないこと（「久調不決」）が禁止されている<sup>216</sup>。

### 第三節 精神的損害賠償について

第三章第三節において、日本法を意識しながら、中国の国家賠償における精神的損害賠償制度に特化して当該制度を全面的に分析・考察することにより、①中国の国家賠償法は、1994年において、救済対象となる精神的損害を正式に定めたものの、人身自由権の侵害に限られ、その救済方法も「影響の除去、名誉の回復および謝罪」に限定し、金銭賠償は認めなかったこと、また②精神的損害の慰謝料（「精神損害撫慰金」）を取り入れた2010年の法改正を経ても、精神的損害賠償請求権が、依然として3条、17条とリンクされており、独立した救済制度とはなっていないこと、および③精神的損害賠償の範囲が狭く限定されていること、④「影響の除去、名誉の回復および謝罪」という救済方式の形骸化、⑤精神的損害賠償の計算基準の不明確などが判明した。本節は、その延長として、これらの課題を克服させるための処方箋を考えてみたい。

#### 3-1 救済対象となる精神的損害の範囲

国家賠償における精神的損害の賠償範囲とは、国家機関やその職員により公民の合法的權益が侵害され、損害がもたらされた場合、国に精神的損害賠償責任を負うよう要求

---

216 馬懷徳『完善国家賠償立法基本問題研究』（北京大学出版社、2008年）246頁。

できる範囲のことを指す。冒頭に述べたように、2010年の法改正により、救済対象となる精神的損害の範囲が限定されず、全ての精神的損害に及ぼせることが可能であるとする見解が見られるが、そのような理解は正確でない。現行法が35条を3条、17条とリンクさせた結果、中国における精神的損害賠償は、事実上人身自由権の侵害に限定され、3条と17条が挙げた諸事項によりもたらされた人身傷害や死亡の場合にしか請求できないことになっている。しかし、日本法がそうであるように、精神的損害は人身自由権のほか、財産権が侵害される場合などにも生じうる。例えば、特殊な意味を持つ物品は、その持ち主にとっての特殊な意味が当該物品の価値をはるかに超えている場合もありえよう。このような場合、精神的損害を完全に無視して賠償するのは不合理のようにみえる。国家機関やその職員による財産権に対する侵害は、確かに主として物質的損害をもたらすが、精神的損害の存在を一切排除することはできない。むしろ、国家の不法行為により被害者の人格象徴的意義のある財産が損害を受けた場合、現行法上被害者が精神的損害賠償請求を提起するのは難しいが、司法実務において、被害者が人格象徴的意義のある財産を持って被害を受け、しかも巨大な精神的損害を受けたという十分な証拠がある場合に、損害賠償の中で適切かつ合理的に配慮する必要があるのではないか。すなわち、被害を受けた財産に関する損害額について、精神的損害分も加味して、より高く算定がなされるべきと考えるのである。

したがって、今後国家賠償法を改正するにあたって、救済対象となる精神的損害の範囲を適当に広げることを考慮してもよいのではないか。その際、現行民事不法行為法（侵権責任法）の規定は極めて参考になる。再び引用すると、「他人の人身・権益を侵害し、これにより重大な精神的損害が生じた場合に、当該被害者は精神的損害に対する賠償を請求できる」（22条）という条文であるが、ここからも分かるように、同法では、人身権のほか、その他の権益侵害をも精神的損害賠償の対象としている。また、2001年司法解釈も、財産権侵害に対して精神的損害賠償を請求できないという従来の理論を軌道修正し、「人格を象徴する意義を有する特定の記念物が、不法行為により永久的に滅失または毀損され、その所有者が不法行為を理由に、人民法院に対して精神的損害の賠償を求めて訴えを提起する場合、人民法院は受理しなければならない」（4条）としている。

### 3-2 精神的損害に対する賠償と有形の存在に対する賠償との関係

周知のように、経済の発達や社会の進歩に伴い、人格権の保護範囲も拡大している。近年、法律で氏名権、肖像権、プライバシー権、婚姻自主権および他の人格権のすべての人格権を丁寧にカバーしきれない場合において、損害が一定の程度に達した場合、裁判官は一定の自由裁量権を行使し、被害者に影響を排除し、名誉を回復し、謝罪すると

判定したケースが出てきた<sup>217</sup>。しかし、前に述べたように、現行法では、精神的損害に対する賠償を有形の存在に対する賠償とリンクし、前者を後者に基づかせているため、単独でこれらの権利侵害を理由に精神的損害賠償を請求することはできない。これは問題であり、改正されるべきであると思われる。近年、行政法学界では、精神的損害賠償制度が単独でも成立しうることを前提に、国家賠償法における人身損害賠償から切り離し、後者の発生を条件とせずにして、現行法に対する拡張解釈や改正によりその請求範囲に関する諸制限をすべて取り除くことが提言されている<sup>218</sup>。この提言は、国家賠償において、精神的損害は独立の法益なのかそれとも従属的な法益なのかという大きな課題を抱えているが、極めて示唆に富んでいる。少なくとも司法実践において精神的損害賠償を認定するにあたって、より柔軟な態度と姿勢が求められよう。

### 3-3 精神的損害賠償の請求人（原告適格）

現行法では、誰が精神的損害賠償を請求できるかにつき明確に定めたわけではない。とはいえ、35条を3条、17条とリンクさせた定めぶりから見ると、精神的損害賠償を請求できる資格、すなわち原告適格を自然人（「公民」）、しかも生きている自然人にしか与えていないことは明らかである。法人またはその他の組織が除外されている理由として、精神的損害とは、生理上または心理上の苦痛を指すものなので、自然人しかそれを享受できないこと、また、死者が除外された理由として、民法上の通説から影響を受け、死者が権利能力を持たないために、民事法律関係の主体にはならないし、当然精神的損害賠償の主体にもなれないとされる<sup>219</sup>。

法人またはその他の組織を精神的損害賠償の請求人から除外するという発想は、民法にも共通している。2001年司法解釈によると、法人またはその他の組織が人格的権利の侵害を理由に、精神的損害の賠償を求めることができないとはっきりとその原告適格を否定している（5条）。これに対して、死者の場合、自然人が死亡した後はもう権利能力を持たないし、当然精神的損害をも受けられないが、その死亡により近親族が精神の苦痛を被ることがあり得る。また、死者の人格的利益を損ない、死者の人格を貶めることは遺族の感情を害することになる。そのため、2001年司法解釈3条では、自然人が死亡した後、その近親族が以下の侵害行為によって精神的苦痛を受けた場合、人民法院に対して精神的損害の賠償を求めて訴えを提起することが認められる。①侮辱、誹謗、貶めること、醜悪化または社会公共利益、公衆道徳に違反するその他の方式で、死者の

---

217 劉志遠『中国刑事賠償原理与実務』（中国人民公安大学出版社、2011年）165頁。

218 董澤華「国家精神損害賠償制度的缺陷与建議」天津行政学院学報第16卷第2期2014年3月93頁。

219 馬懷徳、張紅「論国家侵權精神損害賠償」天津行政学院学報第7卷第1期2005年2月66頁。



姓名、肖像、名誉、栄誉を侵害する場合。②死者のプライバシーを違法に暴露、利用し、または社会公共利益、公衆道徳に違反するその他の方式で死者のプライバシーを侵害する場合。③遺体、遺骨を違法に利用、毀損し、または社会公共利益、公衆道徳に違反するその他の方式で遺体、遺骨を侵害する場合。また、原告適格については、自然人が不法行為により死に至り、または自然人が死亡した後にその人格または遺体が侵害された場合、死者の配偶者、父母および子女に、配偶者、父母および子女が存在しない場合、その他の近親族に与えている（7条）。

今後、国家賠償における精神的損害賠償の範囲を見直す場合、死者の人格的利益侵害をも視野に入れて検討すべきであろう。

### 3-4 影響の除去・名誉の回復・謝罪という賠償方式

すでに指摘したように、現行法では、立法者が意図した軽微な精神的損害の救済方式、すなわち影響の除去・名誉の回復・謝罪（謝罪広告など）は、事実上独立した救済手段としての役割を發揮することができない。また、それと損害賠償金（「精神損害撫慰金」）の支払いとの相互関係も必ずしも明瞭とは言えない。例えば、侵害の結果が重大な場合、被害者が損害賠償金にあわせて、影響の除去・名誉の回復・謝罪をも請求できるか不明である。これらは立法上の不備によりもたらされたものと考えられるが、このような立法上の不備を克服するには、現行法を改正するしかない。その際、次の実定法上の規定が大変参考になる。2001年司法解釈8条では、不法行為により他人に与えた精神的損害を二つの場合に分けて定めている。すなわち、重大な結果を惹起していない場合と重大な結果を惹起した場合である。前者において、被害者への救済措置として人民法院は権利侵害者に侵害の停止、名誉の回復、影響の除去、謝罪を判決で命じることができる。後者においては、人民法院は権利侵害者が侵害の停止、名誉の回復、影響の除去、謝罪などのほか、被害者の請求に基づいて権利侵害者に相応の精神損害撫慰金を賠償するよう判決で命じることができる。

2001年司法解釈は、不法行為により他人に与えた精神的損害を、軽重二つの場合に分けておいたうえ、軽微な侵害について謝罪などを、そして重大な侵害については賠償金の請求を定めた点で優れている。こういった工夫により、影響の除去・名誉の回復・謝罪は独立した救済手段として正式に認められることになったのみならず、二つの救済方式の相互関係も明確にされた。

### 3-5 精神的損害賠償の計算基準

2010 年法は、精神的損害慰謝料を国家賠償の範囲に組み入れたため、法律は財産権および外部物質条件の保護を重視することから、人身権およびその他の精神権利が侵害されない精神世界に関心を持つようになることを示している<sup>220</sup>。

しかし、現行法では、精神的損害の賠償につき、「重大な結果をもたらした場合は、相応の精神的損害の慰謝料（「精神損害撫慰金」）を支払わなければならない」としたが、賠償金の計算基準については何ら規定をも設けていない<sup>221</sup>。その結果、「重大な結果」とは何か、「相応」の判断基準など、すべて司法現場の解釈と判断に委ねられている。しかし、前に述べたように、現場の対応がばらばらであり、精神的損害賠償の計算基準が地方によって異なっている。全国的に統一的な計算基準の定立が強く求められている。

財産的損害と違って、精神的損害は客観的に認定しにくいことに加え、事案が複雑であり、事件によってその賠償基準も異なり得るが、公平性と公正性の見地から見れば、ある程度まで確定しておく必要があるのではないかと思われる。2001 年司法解釈 10 条では、民事上の精神的損害賠償につき、その金額は次の要素に基づいて確定するとされている。①権利侵害者の故意過失（「過錯」）の度合い、②侵害の手段、状況、行為の方法等の具体的な情状、③不法行為が惹起した結果、④権利侵害者の利益を得た状況、⑤権利侵害者が責任を負う経済能力、⑥訴訟を受理した法院所在地の平均的生活水準。行政法学界では、かねてより、①国家機関とその職員故意過失（「過錯」）の度合い、②侵害の具体的な情状、③被害者の被った精神的損害の程度と結果との三つの要素を加味しつつ、国家賠償における精神的損害賠償を計算すべきであると指摘されてきている<sup>222</sup>。また、最近の司法実務においても、この見解に沿って判決を下す裁判例が見られる<sup>223</sup>。

2014 年 7 月 29 日、最高人民法院は「人民法院賠償委員会による国家賠償事案の審理における精神的損害賠償の適用の若干問題に関する意見」（「人民法院賠償委員会審理国家賠償案件適用精神損害賠償若干問題的意見」、以下「意見」と称す）を公布した。

意見は、精神的損害について、いわゆる一般的損害と重大な結果に分けたうえ、影響の除去・名誉の回復・謝罪と損害賠償金の支払いを厳格に区分し、精神的損害が生じたが重大な結果には至っていない場合に前者が適用されるとし、重大な結果がもたらされ

---

220 馬懷徳、張紅「論国家侵權精神損害賠償」天津行政学院学報第 1 期 2005 年 63 頁。

221 対照的に、例えば、生命健康権が侵害された場合の賠償金の計算基準として、「身体傷害をもたらした場合は、医療費および介護費を支払い、かつ休業により減少した収入を賠償しなければならない。減少した収入の日ごとの賠償金は、国の前年度の職員・労働者の 1 日あたりの平均賃金の 5 倍とする」（34 条）と具体的に定められている。

222 馬懷徳、張紅「論国家侵權精神損害賠償」天津行政学院学報第 7 卷第 1 期 2005 年 2 月 67 頁。

223 杜儀方「国家賠償中の“相応”精神損害撫慰金」浙江学刊第 1 期 2015 年 145 頁。

た場合には、前者のほか、損害賠償金（「精神損害撫慰金」）の支払いをも行わなければならないとしている。さらに、1箇条を割いて、影響の除去・名誉の回復・謝罪という救済方式は、単独で適用することもできるし、損害賠償金の支払いとの併用も許されると明言している（「六」）。

また、これまで不明確であった精神的損害賠償の計算基準について、次のような要素を十分勘案したうえ確定するよう求めている。①精神的損害の事実と重大な結果の具体的な状況、②国家機関とその職員の違法や故意過失（「過錯」）の度合い、③権利侵害の手段や方式など具体的な情状、④罪名・刑罰の軽重、⑤誤りを是正するプロセス、⑥賠償請求人の住所所在地の平均的生活水準、⑦賠償義務機関の所在地の平均的生活水準および⑧その他考慮すべき事項である。

同意見は、人民法院内部のガイドラインに過ぎず、法的効力が認められるわけではないが、国家賠償システムにおける精神的損害賠償制度を見直すための幾つかの方向性を示している。今後、民事上の試行結果、行政法学界の研究成果と意見の示した方針などを踏まえつつ、法改正または司法解釈という形で、国家賠償における精神的損害賠償の計算基準が明確に示されるべきところであろう。

### 3-6 賠償内容に関わる協議

現行法 23 条は、賠償内容における協議について、「賠償義務機関は、賠償決定を出すにあたり、賠償請求人の意見を十分に聴取しなければならない、かつ賠償方式、賠償項目および賠償金額について本法 4 章の規定により賠償請求人と協議することができる。」と定めている。これは、2010 年改正時に新設された規定であり、その目的は、国家機関の仕事の誤りを是正し、賠償基準が明確でないことを補うし、官民関係を調和し、事件の解決を促進するところにある。中国国内ではこの手続きのメリットとしてよく次のようなものが挙げられている。

第一に、協議は徹底的に矛盾を解決できる最適ルートである。賠償義務人は権利を侵害する国家機関であるため、被害者はそれに対して心理的な抵抗があって、協議を通じて双方に態度を転換することができる。平等で相互に信頼し、意思疎通のメカニズムを構築することにより、賠償請求人の不必要な申し立て・陳情を回避し、精神的損害賠償を最大限に実現させることができる。

第二に、協議はまた法律普及の過程でもある。国家賠償を申請する被害者は文化水準が低く、法律能力が弱く、国家賠償法の理解が間違っている可能性があり、また期待が高すぎる問題があるかもしれない。協議を通じて、法律内容を明らかにし、被害者に法律規定の内容を正確に理解させ、高すぎる賠償の期待を解消できる。

第三に、協議は私法における調停原則を国家と公民の関係を調整する公法分野に導入

したのであって、官民の矛盾を解消する有効なルートである。「以和為貴」（和を以て貴しと為す）は中華文化の伝統であり、中国法制史の発展を縦覧し、協議手段を通じて私権紛争を解決することは確かに有効である<sup>224</sup>。

しかし、中国が取り入れたこの「協議」手続きの法的性格は、私法分野の調停原則であって、日本流に言えば「私和」（中国語「私了」）に近い。損害賠償責務を負う国家機関と被害者である国民との間の「協議」を通じて両者間の和解が成立することにより問題を解決しようとするこの手法は、次の批判と不安もありえよう。国家賠償に値する違法行為は本来処罰されるべきであり、被害者に対し完全な賠償を与えるべきなのに、「協議」によってある意味では公権力に一種の「免罪符」を与えてしまうのではないか。また、「法律による行政の原理」から見ても問題である。

#### 第四節 国家求償制度について

第三章第四節において、中国の国家求償制度を現行法上の規定や実務上の運用などの見地より分析・考察を試みた結果、当該制度の問題点として、①「故意または重過失」とは何か、②求償手続の不備、③計算基準の不明確、④時効規定の不在などが判明した。本節は、引き続き、これらの課題解決ための処方箋を探ってみたい。

##### 4-1 故意または重過失

国家賠償法 16 条は、行政機関の職員および委託を受けた組織もしくは個人が公民、法人およびその他の組織に対する権利侵害行為に故意または重大な過失があった場合にのみ賠償責任を負うものとし、これは国家が賠償権を行使する主観的要件である。いわゆる故意とは、最高人民法院の裁判官でもある江必新によると、公務員が自ら違法に職権を行使する行為が公民、法人またはその他の組織の合法的權益を損なうことを承知しながら、かえってそのような結果を希望するか容認した心理状態をいうとされる<sup>225</sup>。この定義からも分かるように、故意を認定するためには、当該公務員の主観的悪意が極めて大きい<sup>226</sup>。

---

224 趙英偉「監獄機関非暴力性虐待的国家賠償責任」人民司法（案例）第 10 期 2014 年 103 頁。

225 江必新、梁鳳雲『国家賠償法教程』（中国法制出版社、2011 年）344～345 頁。

226 ちなみに、日本法においても、故意に対する定義は論者によりまちまちである。故意とは、権利侵害という結果の発生（またはその可能性）を認識しながら、あえて直接権利侵害に向けられた行為をすることをいうとするもの（西埜章『国家賠償法コンメンタール』（勁草書房、2012 年）439 頁）、一定の結果の

同じく江によると、故意は一般直接故意と間接故意とに分けている。直接故意とは、公務員が自ら違法に職権を行使する行為が公民、法人またはその他の組織の合法的権益の損害をもたらすことを知っていながら、このような結果を望むか求めることをいう。これに対し、間接故意とは、自分が違法に職権を行使する行為が公民、法人またはその他の組織の合法的権益を損なうと知りながら、その結果を放置することをいう<sup>227</sup>。

ところで、国家賠償法 16 条にいう「重過失」とは何かについては、学界では説が分かれる。①重過失とは、一般人が注意して避けることができるが、行為者は注意を払っておらず、防止できなかったことである。この観点によると、行為者が一定の努力を尽くしたが、知識不足や経験不足および能力不足などにより権利侵害を引き起こした場合、重過失とは認められないことになる。②行政機関の職員がその職務に要求される特別な基準を満たしていないだけでなく、一般人の注意基準にも達していないことを意味する。③国家機関の職員が実体法の規定に違反するだけでなく、手続法の規範にも違反していることである。④行為が極めて明らかに法律に違反し他人を損ない、たとえうっかりした人でも回避できるほどの過失である。⑤重過失は明らかに一般人のもつべき注意を欠くことにより生じた過失または予見したが軽率に回避できると判断することにより生じた過失である。このような観点は事実上刑法上の過失概念を参考にしたものである<sup>228</sup>。

改めて考えてみると、過失は行為不適法性の具体的表現であり、不適法の有無を判断する根拠や基準でもある。そのため、ある行為の不適法は過失の概念によって確定しなければならない。行為者に一般的な過失に対して賠償責任を求めないとするのは、公権力に一定の裁量空間が存在し、その行使は常に権利侵害の危険性をはらむと考えられるからである。逆に、必要以上に公務員に注意義務を課してしまい、少しのミスをも許さないとすると、かえって公務員の手足を縛る結果となり、公務の円満執行に不利である。もちろん、公務員になんらの制約をも設けず、やり放題にしてしまうのも問題である。したがって、明らかな過失行為に対し一定の制限を設けることにより、公務員の職務円満遂行と公権力の濫用防止を両立させることができるのではないだろうか。

また、職員における過失の有無は一定の法律基準を用いて判断しなければならない。行為者に重大な過失があるかどうかは、二つの要素によって判断されるべきである。一

---

発生とそれが違法であることを認識しない心理状態を指すとするもの（阿部泰隆ほか『国家賠償法』（三省堂、1988年）99頁）、公務員が公権力を行使する職務を執行するにあたり、自分の行為によって違法な事実が発生することを認識しながら、これを行う場合をいうとするもの（古崎慶長『国家賠償法』（有斐閣、1971年）152頁）、一定の結果（他者にする違法な侵害）を発生させることを意図して、または少なくともその結果が発生することを認識・予見していながら、それを容認して行う心理状態を指すとするもの（佐藤英善『実務判例 逐条国家賠償法』（三協法規出版、2008年）82頁）など。

227 江必新、梁鳳雲『国家賠償法教程』（中国法制出版社、2011年）344～345頁。

228 江必新、梁鳳雲『国家賠償法教程』（中国法制出版社、2011年）345頁。

つは、法律が職員に課した注意義務の程度である。その度合いは高ければ高いほど、当該注意義務の不履行や履行不十分により生じた損害が大きい。例えば、公安機関の職員が繁華街で逮捕任務を遂行するにあたって、当然武器の使用を慎重にしなければならないが、みだりに発砲することにより人に損害を与えてしまった場合、重過失と推定すべきであろう。もう一つは、職員の主観的態度である。職員が意識的に法律に違反することにより生じた損害と無意識的にもたらした損害とでは、過失の度合いが当然変わってくる。ある法律が国家機関職員に職務を遂行する際に相当レベルの高い注意義務を課した場合、もし当該職員が一定の注意を払ったもののこの高いレベルに達していないならば、重過失ではなく一般的な過失とみなすべきであろう。

## 4-2 求償手続

求償手続をどのように規定し確立していくか、言い換えれば中国はどのような救済の道と手続きを選ぶか。学界では、求償手続をめぐる見解はまちまちである。ある学者によると、求償手続には、立件、調査、告知、聴聞、決定、送達、執行などの手続きが含まれるとする<sup>229</sup>。ある学者は、それには、前記の手続きのほか、求償の決定や執行および被求償人に対する救済をも含むとする<sup>230</sup>。なお、被求償人の意見と弁明の機会の確保まで含めるべきであるという主張も見られる<sup>231</sup>。

この問題につき、筆者は、上記学説上の諸見解を踏まえながら、次のように指摘したい。求償手続の選択と確立は、現行国家賠償法が定めた求償原則に基づき、行政不服審査法や行政訴訟法所定の精神を加味しつつ、異なる性質の機関に異なった制度作りに工夫する必要がある。

具体的には、以下のいくつかのステップを踏まえて行われる。

①立案：立案とは、賠償義務機関が被害者に損害賠償をした後、関連資料を審査して、違法な職員に求償するかどうかを決める活動である。立案時は関連の法律文書を作成しなければならない。

②証拠調べと確認：立案の後、賠償義務機関は、関係資料を確認し、訪問し、関係者の意見を聞くことにより、当該職員の過失の度合いや原因および当該職員の家庭経済状況などをさらに調査したり確認したりする。

③告知と弁明の機会の付与：調査が終わった後、案件の担当者は口頭または書面で被

---

229 周友軍、麻錦亮『国家賠償法教程』（中国政法大学出版社、2008年）235頁。

230 劉嗣元、石佑啓、朱最新『国家賠償法要論（第二版）』（北京大学出版社、2010年9月）143～144頁。

231 馬懷德『国家賠償法学』（中国政法大学出版社、2001年）278頁。

求償人に対して求償に関する事実と理由などを通知し、合理的な期限を設けて、被求償人に自分の意見と抗弁の機会を与え、被求償人の陳述と弁明を真剣に聴取し、被求償人の弁明権が実現されることを保証する。

④求償を決定：賠償義務機関は一連の調査を経て、被求償人の陳述と弁明を聴取した後、被求償人に主観的故意または重大な過失があると認定すれば、求償決定を行い、書面による求償決定書を作成する。求償決定書には、求償の事実、理由、法的根拠、求償の金額、納付方法、期限および被求償人が求償決定に不服がある場合の救済措置などが含まれるべきである。

このうち、賠償金額については、前述のように、国家賠償法では、故意または重過失のある職員または委託された組織もしくは個人に対して、一部または全部の費用を負担するよう義務付けられている。しかし、どのような条件の下で部分的に賠償し、どのような状況で全部返済するかは法律で明確に規定されていない。したがって、求償金額を確定するにあたっては、被求償人の主観的過失の程度に応じ、負担能力をも加味する必要がある。高すぎたり、低すぎたりするのは適切ではない。

⑤送達である。送達とは、賠償義務機関が求償決定書を被求償人に送ることを指す。

⑥執行である。執行とは、求償された職員が法律効力が発生した求償決定書に定められた支払い義務を果たすことである。求償決定書が被求償人に届いた後、被求償人が正当な理由なく求償義務を履行しない場合、賠償義務機関は、被求償人に対して強制措置を講じる権利がある<sup>232</sup>。

#### 4-3 国家求償の計算基準

求償は法律制度として、法律責任の現れである。すなわち、違法者は自分の違法行為に対して法律責任を負うことである。求償制度は公務員に対して権力濫用や過失の防止などにおいて、教育と事前防止の役割を果たしている。他方、求償権の行使に際し、職員の経済的負担能力をも要考慮である。このようにすれば、公務員が賠償できないことにより求償が未遂に終わってしまうことを防げる一方、他方において、公務員に過重な経済負担を与えることをも避けることができる。経済的な状況が芳しくない職員に対しては、職員本人からの申請などにより、法律責任を適切に軽減して免除することも一考に値する。もちろん、これは公務員に責任を逃させることを意味しない。国家機関が法律に基づき公務員に行政処分を与え、犯罪を構成する場合、法によりその刑事責任を追究しなければならない。なお、経済的負担能力が高いか低いかの判断は、当該公務員の個人所得（給与以外の収入を含む）のほか、家庭の経済状況などに基づき行われるべき

---

232 張勝利『国家賠償法教程（第二版）』（中央広播電視大学出版社、2011年）230頁。

である<sup>233</sup>。

国家求償の計算基準をめぐり、これまで学界での議論を俯瞰すると、次のような幾つかの見解が見えてくる。周友軍と麻錦亮によれば、被求償人の主観的過失の程度、被求償人の収入状況、違法行為の社会的危害の大きさに基づき計算すべきであるとされている<sup>234</sup>。王敬波によれば、求償金額の算定は、被求償人の主観的過失に比例しつつ、求償金額と被求償人の実際の支払い能力を考慮し、賠償義務機関が実際に支払った賠償金を限度とするとされている<sup>235</sup>。また、ケース・バイ・ケースで算定すべきであるという意見も見られる<sup>236、237</sup>。

上記の学説見解を踏まえつつ、国家求償の計算基準を検討してみると、次のように指摘できるのではないか。

第一に、求償の金額は過ちの大きさに応じて確定する。求償される人の故意や重大な過失の中においても、その程度の差があり得る。一般的には、直接故意による場合は間接故意による場合よりも責任が重いのであろう。また、重過失については、ケース・バイ・ケースで判断されるべきである。例えば、同じく重過失による損害であっても、社会的影響が大きいものもあれば、必ずそこまでいかないものも考えられる。前者については、求償額は相応して大きくなるべきである。同時に、被求償人が複数である場合、主な責任と副次的な責任に分けて対応するよう注意しなければならない。

第二に、求償金額の算定は公務員の俸給収入を考慮しなければならない。職員の俸給は自分と家庭の生計を維持する基礎である。金額負担の大きさが合理的でないと、職員と家族の生活のほか、職員の職務遂行にも悪影響を与えることになる。したがって、求償金額は職員が日常生活を維持する以外に、負担できる範囲内で確定すべきである。

第三に、求償金額は賠償金額に比例しなければならない。求償金額は、賠償義務機関が実際支払った賠償金額と密接に関連しており、賠償義務機関が支払った賠償金額が大きい場合、職員の負担を大きくし、反対に小さくする方が良い。

---

233 王敬波『国家賠償法教程』（对外経済貿易大学出版社、2009年）221頁。しかし、注意を要するのは、こういった家庭の経済状況への配慮は日本法には見られない現象である。何故ならば、日本では刑罰としての罰金の場合、経済状況は事実上考慮されていないからである。

234 周友軍、麻錦亮『国家賠償法教程』（中国政法大学出版社、2008年）232頁。

235 王敬波『国家賠償法教程』（对外経済貿易大学出版社、2009年）220～221頁。

236 楊臨宏『国家賠償法：原理与制度』（雲南大学出版社、2010年）265～266頁。

237 胡錦光、余凌云、吳鵬『国家賠償法』（中国人民大学法律出版社、2017年）111～112頁。



#### 4-4 国家求償の時効

賠償義務機関が適時に職権を行使するよう促し、その職員の権利利益を守るために、求償権を行使するにあたって、関連の時効規定を守らなければならない。前に触れたように、現行法では求償の時効につき何らも規定されていない。求償の開始時間は賠償義務機関が賠償費用を支払った時点より起算すべきであるとする意見も見られる<sup>238</sup>が、筆者は賠償決定の行われた日より起算することを主張したい。その理由は、次のように要約される。第一に、賠償決定がなされた日には、賠償義務機関が賠償費用を支払うべきことを明確に認識しうる。求償をするかどうかをできる限り早く決めることは、職員の権利利益の保護にもつながる。第二に、国家賠償法にいう「賠償義務機関は、損失を賠償した後」とは、賠償義務機関が賠償すべき法律関係の確定を意味し、いつ求償をすべきかについての定めではない。

---

238 江必新、梁鳳雲『国家賠償法教程』（中国法制出版社、2011年）349頁。

## おわりに

以上、中国における国家賠償制度について、概念的・歴史的・学説的に紹介・分析したうえ、中国特有の問題点に焦点を当てて法的分析・考察を試みてきた。こうした考察を通じて、中国の現行国家賠償法において採用された帰責原則は、改正前の1994年法単一の違法帰責原則から違法帰責原則をメインとしながら過失帰責原則と結果帰責原則をサブとした多元的な帰責原則に変遷したような進捗や評価すべき点があるものの、当該制度が抱える課題や今後改善すべきと思われる点も少なくないことを明らかにした。

まず、現行国家賠償法は公有公共施設による損害を国家賠償の対象としていない。これは明らかに法律の不備である。目下の中国では民法を適用することによりこのような賠償紛争を調整しているが、本文中に指摘したように弊害が多く、被害者の権益保護に極めて不利である。また、1994年国家賠償法立法当初、国家の財力は限られており、限られた財力を行政主体の権力行為による損害賠償に集中させる必要があったが、今日では、当時より国の経済が急速に発展し、すでに国家賠償の十分な支弁能力を備えてきている。

公有公共施設による損害賠償を国家賠償の対象に組み入れるためには、無過失帰責原則という国家賠償責任原則体系を確立しなければならない。これは公有公共施設によって生じた損害を国家賠償の対象に組み入れる前提条件であるからである。また、公有公共施設による損害賠償責任を国家賠償責任と位置付けた以上、その責任の主体はもちろん国である。そのため、被害者は公有公共施設の設置・管理上の瑕疵により損害を受けた場合、法律に基づいて国に損害賠償を求めると連想されやすいが、中国では行政主体ではなく、いわゆる賠償義務機関主義が長くとられているため、行政機関が林立し職責が繁雑ということで、公有公共施設によって損害を生じた場合、被害者が賠償義務機関を確定することが容易くない。こういった課題を克服するためには、当分の間、少なくとも公有公共施設の設置・管理が同一主体によるものではない場合や、その設置・管理主体が変更、分立したなど幾つかの特殊な場合において、賠償義務機関を明確にする必要があると思われる。

次に、国家賠償委員会については、現行法上、国家賠償委員会は司法賠償事件について専門的に審理と判決を行う組織であり、人民法院に帰属する常設機関であるとされる。しかし、目下の中国では、中級、高級人民法院における国家賠償委員会の構成は地域や審級ごとにばらばらであって、統一されていない。また、人民法院自らが裁判権を行使することにより他人の権益を損なった場合、当該機関は損害賠償の審理機関でありながら、損害賠償の義務機関でもあるため、審理の公正さには疑問の生じるところである。こういった現状を打破するためには、今後、人民法院より独立した国家賠償委員会の設立、委員構成の多様化、審理手続きの訴訟化への改造などが有効かつ有益であろう。

次に、1994年の改正で国家賠償法は精神的損害を救済対象として正式に定めたものの、それは人身自由権の侵害を原因とするものに限られ、救済方法も「影響の除去、名誉の回復及び謝罪」に限定されたものであって、金銭賠償はこれを認めなかった。また、精神的損害の慰謝料（「精神損害撫慰金」）を取り入れた2010年の法改正を経ても、精神的損害賠償請求権は依然として3条、17条とリンクされたままで、独立した救済制度とはなっていない。これでは、人身権や財産権と対等であるはずの人格権を人身権などに依存する権利に矮小化して、法律における人格権の地位を低下させるのではないかと危惧されるのも故なしとしない。

最後に、現行国家賠償法は求償手続きに関する明文規定を置いていない。これらは実務的に、各賠償義務機関の内部規則に委ねられているが、不透明で不確実な内部規制だけでは、対内的に権利救済の手段をもたず、外部からの監督制約メカニズムも欠如していることともあいまって、公平さと公正さをいかにして確保するかが課題となろう。

本論文では、中国国家賠償制度における特有の問題に絞り、現行法上の根拠規範を洗い出し、抱える問題点を浮き彫りにし、理論分析と法的考察のうえ、今後制度整備のための処方箋を探ってみた。公有公共施設の設置・管理上の瑕疵に基づく損害の賠償、国家賠償委員会、精神的損害賠償、国家求償権との四つの局面から共通して見えてきたのは、今日の中国では、国家賠償制度が抱える諸問題には、現行法の関連規定の不足や不備が一番の要因となっているということである。基本的人権の保障を強化することが現代法の本質であることを考えると、国家賠償法に対する改正作業や司法解釈の制定は不可避であろう。

そのためには、憲法や民事法上の諸観点への涉猟やフォローを含めて、より一層の情報収集や緻密な理論分析が必要である。同時に、諸制限により積み残された個別論点として次のようなものが挙げられる。中国法の分散性に鑑みて、民法上の規定と行政法上の規定との関係を緻密に整理すること、紛争解決の局面に応じて根拠法、解決機関、解決手続き（訴訟法的な要素を含む）の別に整理すること、国家不法行為における権力的行為と非権力的行為、法律行為と事実行為、作為と不作為との三軸につき、それぞれの軸が交叉する構造に対する分析、精神的損害賠償における「重大な結果」を柔軟に解釈すると「無過失責任賠償」に接近することになり、そうだとすれば、侵害者に「侵害行為がなかった」ことの挙証責任・立証責任を負わせて良いかという問題に対する考察、以上である。

今後、国家体制、文化、歴史風土などの相違を念頭に置きつつ、法治主義思想に支えられた諸国における国家賠償制度について、その問題点も含めて、研究を続けたいと考える。

## 付属資料①現行国家賠償法

### 国家賠償法

[中华人民共和国国家赔偿法]

(中華人民共和国主席令第 68 号)

(全国人民代表大会常務委員会 1994 年 5 月 12 日制定、同日公布、1995 年 1 月 1 日施行。全国人民代表大会常務委員会 2010 年 4 月 29 日改正、同日公布、2010 年 12 月 1 日施行。全国人民代表大会常務委員会 2012 年 10 月 26 日改正、同日公布 2013 年 1 月 1 日施行)

#### 目次

#### 第 1 章 総則 (第 1 条～第 2 条)

#### 第 2 章 行政賠償

##### 第 1 節 賠償範囲 (第 3 条～第 5 条)

##### 第 2 節 賠償請求人および賠償義務機関 6 条～第 8 条)

##### 第 3 節 賠償手続 (第 9 条～第 16 条)

#### 第 3 章 刑事賠償

##### 第 1 節 賠償範囲 (第 17 条～第 19 条)

##### 第 2 節 賠償請求人および賠償義務機関 20 条～第 21 条)

##### 第 3 節 賠償手続 (第 22 条～第 31 条)

#### 第 4 章 賠償方式および計算基準 (第 32 条第 37 条)

#### 第 5 章 その他の規定 (第 38 条～第 40 条)

#### 第 6 章 附則 (第 41 条～第 42 条)

日本語訳	中国語
<b>第 1 章 総則</b> <b>第 1 条</b> 公民、法人およびその他の組織が法により国家賠償を取得する権利を享有することを保障し、かつ国家機関の法による職権の行使を促進するため、憲法に基づき、本法を制定する。	<b>第一章 总则</b> <b>第一条</b> 为保障公民、法人和其他组织享有依法取得国家赔偿的权利，促进国家机关依法行使职权，根据宪法，制定本法。
<b>第 2 条</b> 国家機関およびその職員が、職権を行使して、本法に定める公民、法人およびその他の組織の合法的權益を侵害し、損害	<b>第二条</b> 国家机关和国家机关工作人员行使职权，有本法规定的侵犯公民、法人和其他组

<p>をもたらした場合は、被害者は、本法により国家賠償を取得する権利を有する。</p> <p>本法に定める賠償義務機関は、本法により遅滞なく賠償義務を履行しなければならない。</p>	<p>织合法权益的情形, 造成损害的, 受害人依照本法取得国家赔偿的权利。</p> <p>本法规定的赔偿义务机关, 应当依照本法及时履行赔偿义务。</p>
<p><b>第2章 行政賠償</b></p> <p><b>第1節 賠償範圍</b></p> <p><b>第3条</b></p> <p>行政機関およびその職員の行政職権行使が次の各号に掲げる人身権侵害事由のいずれかに該当する場合は、被害者は、賠償を取得する権利を有する。</p> <p>(1) 違法に勾留し、または公民の人身の自由を制限する行政強制措置を違法に講じた場合</p> <p>(2) 不法に拘禁し、またはその他の方法により公民の人身の自由を不法に剥奪した場合</p> <p>(3) 殴打、虐待等の行為により、または他人に殴打、虐待等の行為を教唆し、もしくはそれを放任して、公民に身体傷害または死亡をもたらした場合</p> <p>(4) 武器または警護器具を違法に使用して公民に身体傷害または死亡をもたらした場合</p> <p>(5) 公民に身体傷害または死亡をもたらすその他の違法行為</p>	<p><b>第二章 行政賠償</b></p> <p><b>第一节 賠償范围</b></p> <p><b>第三条</b></p> <p>行政机关及其工作人员在行使行政职权时有下列侵犯人身权情形之一的, 受害人取得赔偿的权利:</p> <p>(一) 违法拘留或者违法采取限制公民人身自由的行政强制措施的;</p> <p>(二) 非法拘禁或者以其他方法非法剥夺公民人身自由的;</p> <p>(三) 以殴打、虐待等行为或者唆使、放纵他人以殴打、虐待等行为造成公民身体伤害或者死亡的;</p> <p>(四) 违法使用武器、警械造成公民身体伤害或者死亡的;</p> <p>(五) 造成公民身体伤害或者死亡的其他违法行为。</p>
<p><b>第4条</b></p> <p>行政機関およびその職員の行政職権行使が次の各号に掲げる財産権侵害事由のいずれかに該当する場合は、被害者は、賠償を取得する権利を有する。</p> <p>(1) 過料、許可証もしくはライセンスの取消、生産停止もしくは営業停止の命令、または財物の没収等の行政処罰を違法に実施した場合</p>	<p><b>第四条</b></p> <p>行政机关及其工作人员在行使行政职权时有下列侵犯财产权情形之一的, 受害人取得赔偿的权利:</p> <p>(一) 违法实施罚款、吊销许可证和执照、责令停产停业、没收财物等行政处罚的;</p> <p>(二) 违法对财产采取查封、扣押、冻结等行政强制措施的;</p> <p>(三) 违法征收、征用财产的;</p>

<p>(2) 財産に対する封印、差押または凍結等の行政強制措置を違法に講じた場合</p> <p>(3) 違法に財物を収用（原文は「征收」）し、または公用使用（原文は「征用」）した場合</p> <p>(4) 財産に損害をもたらすその他の違法行為</p>	<p>(四) 造成财产损害的其他违法行为。</p>
<p><b>第5条</b></p> <p>次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、国は、賠償責任を負わない。</p> <p>(1) 行政機関職員の、職権行使と無関係な個人的行為</p> <p>(2) 公民、法人およびその他の組織の自らの行為が損害を発生させた場合</p> <p>(3) 法律に定めるその他の事由</p>	<p><b>第五条</b></p> <p>属于下列情形之一的，国家不承担赔偿责任：</p> <p>(一) 行政机关工作人员与行使职权无关的个人行为；</p> <p>(二) 因公民、法人和其他组织自己的行为致使损害发生的；</p> <p>(三) 法律规定的其他情形。</p>
<p><b>第2節賠償請求人および賠償義務機関</b></p> <p><b>第6条</b></p> <p>被害を受けた公民、法人またはその他の組織は、賠償請求権を有する。</p> <p>被害を受けた公民が死亡した場合は、その相続人およびその他の扶養関係を有する親族が賠償請求権を有する。</p> <p>被害を受けた法人またはその他の組織が終了した場合、その権利承継人が賠償請求権を有する。</p>	<p><b>第二节 赔偿请求人和赔偿义务机关</b></p> <p><b>第六条</b></p> <p>受害的公民、法人和其他组织有权要求赔偿。</p> <p>受害的公民死亡，其继承人和其他有扶养关系的亲属有权要求赔偿。</p> <p>受害的法人或者其他组织终止的，其权利承受人有权要求赔偿。</p>
<p><b>第7条</b></p> <p>行政機関およびその職員が、行政職権を行使する際に、公民、法人およびその他の組織の合法的權益を侵害し、損害をもたらした場合は、当該行政機関を賠償義務機関とする。</p> <p>2つ以上の行政機関が、行政職権を共同で行使する際に、公民、法人およびその他の組織の合法的權益を侵害し、損害をもたらした場合は、行政職権を共同行使し</p>	<p><b>第七条</b></p> <p>行政机关及其工作人员行使行政职权侵犯公民、法人和其他组织的合法权益造成损害的，该行政机关为赔偿义务机关。</p> <p>两个以上行政机关共同行使行政职权时侵犯公民、法人和其他组织的合法权益造成损害的，共同行使行政职权的行政机关为共同赔偿义务机关。</p> <p>法律、法规授权的组织在行使授予的行政权力时侵犯公民、法人和其他组织的</p>

<p>た行政機関を共同賠償義務機関とする。</p> <p>法律または法規により権限を授けられた組織が、授与された行政権力を行使する際に、公民、法人およびその他の組織の合法的権益を侵害し、損害をもたらした場合は、権限を授けられた組織を賠償義務機関とする。</p> <p>行政機関の委託を受けた組織または個人が、委託された行政権力を行使する際に、公民、法人およびその他の組織の合法的権益を侵害し、損害をもたらした場合は、委託した行政機関を賠償義務機関とする</p> <p>賠償義務機関が取り消された場合は、その職権を継続して行使する行政機関を賠償義務機関とする。その職権を継続して行使する行政機関がない場合は、当該賠償義務機関を取り消した行政機関を賠償義務機関とする。</p>	<p>合法权益造成损害的，被授权的组织为赔偿义务机关。</p> <p>受行政机关委托的组织或者个人在行使受委托的行政权力时侵犯公民、法人和其他组织的合法权益造成损害的，委托的行政机关为赔偿义务机关。</p> <p>赔偿义务机关被撤销的，继续行使其职权的行政机关为赔偿义务机关；没有继续行使其职权的行政机关的，撤销该赔偿义务机关的行政机关为赔偿义务机关。</p>
<p><b>第 8 条</b></p> <p>不服審査機関の不服審査を経た場合は、最初に権利侵害行為をもたらした行政機関を賠償義務機関とする。但し、不服審査機関の不服審査決定により損害が加重された場合は、不服審査機関は、加重された部分について賠償義務を履行する。</p>	<p><b>第八条</b></p> <p>经复议机关复议的，最初造成侵权行为的行政机关为赔偿义务机关，但复议机关的复议决定加重损害的，复议机关对加重的部分履行赔偿义务。</p>
<p><b>第 3 節 賠償手続</b></p> <p><b>第 9 条</b></p> <p>賠償義務機関は、本法第 3 条または第 4 条に定める事由のいずれかに該当した場合は、賠償しなければならない。</p> <p>賠償請求人の賠償請求は、先に賠償義務機関に対して提出しなければならない。また、行政不服審査を申し立て、または行政訴訟を提起する時に、一括して提出することもできる。</p>	<p><b>第三节 賠償程序</b></p> <p><b>第九条</b></p> <p>赔偿义务机关有本法第三条、第四条规定情形之一的，应当给予赔偿。</p> <p>赔偿请求人要求赔偿，应当先向赔偿义务机关提出，也可以在申请行政复议或者提起行政诉讼时一并提出。</p>

<p><b>第 10 条</b></p> <p>賠償請求人は、共同賠償義務機関のうちのいずれの賠償義務機関に対しても賠償を請求することができ、請求された当該賠償義務機関は、先に賠償をしなければならない。</p>	<p><b>第十条</b></p> <p>赔偿请求人可以向共同赔偿义务机关中的任何一个赔偿义务机关要求赔偿，该赔偿义务机关应当先予赔偿。</p>
<p><b>第 11 条</b></p> <p>賠償請求人は、その被った異なる損害に応じて、同時に数種の賠償請求を提出することができる。</p>	<p><b>第十一条</b></p> <p>赔偿请求人根据受到的不同损害，可以同时提出数项赔偿要求。</p>
<p><b>第 12 条</b></p> <p>賠償請求は、申立書を提出しなければならない。申立書には、次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。</p> <p>(1) 被害者の氏名、性別、年齢、勤務先および住所、法人またはその他の組織の名称、住所、法定代表者もしくは主要責任者の氏名および職務</p> <p>(2) 具体的な請求、事実根拠および理由</p> <p>(3) 申立年月日</p> <p>賠償請求人は、申立書の記入が困難である場合は、他人に代筆を委託することができ、また、口頭で申し立てて、賠償義務機関に記録をとってもらうこともできる。</p> <p>賠償請求人が被害者本人ではない場合は、被害者との関係を説明し、かつ関連の証明を提供しなければならない。</p> <p>賠償請求人が直接に申立書を提出した場合は、賠償義務機関が当該行政機関の専用印を押し、かつ受取日付を記載した書面の証憑をその場で交付しなければならない。申立資料に不備がある場合は、賠償義務機関は賠償請求人に対しその場でまたは 5 日以内に補正すべきすべての内容を 1 回限りで告知しなければならない。</p>	<p><b>第十二条</b></p> <p>要求赔偿应当递交申请书，申请书应当载明下列事项：</p> <p>(一) 受害人的姓名、性别、年龄、工作单位和住所，法人或者其他组织的名称、住所和法定代表人或者主要负责人的姓名、职务；</p> <p>(二) 具体的要求、事实和理由；</p> <p>(三) 申请的年、月、日。</p> <p>赔偿请求人书写申请书确有困难的，可以委托他人代书；也可以口头申请，由赔偿义务机关记入笔录。</p> <p>赔偿请求人不是受害人本人的，应当说明与受害人的关系，并提供相应证明。</p> <p>赔偿请求人当面递交申请书的，赔偿义务机关应当当场出具加盖本行政机关专用印章并注明收讫日期的书面凭证。申请材料不齐全的，赔偿义务机关应当当场或者在五日内一次性告知赔偿请求人需要补正的全部内容。</p>



<p><b>第 13 条</b></p> <p>賠償義務機関は、申立を受領した日から 2 か月以内に、賠償を行うか否かの決定を出さなければならない。賠償義務機関は、賠償決定を出すにあたり、賠償請求人の意見を十分に聴取しなければならない。かつ賠償方式、賠償項目および賠償金額について本法第 4 章の規定に従い賠償請求人と協議することができる。</p> <p>賠償義務機関が賠償を行うことを決定した場合は、賠償決定書を作成し、かつ決定を出した日から 10 日以内に賠償請求人に送達しなければならない。賠償義務機関が賠償を行わないことを決定した場合は、決定を出した日から 10 日以内に書面により賠償請求人に通知し、かつ賠償を行わない理由を説明しなければならない。</p>	<p><b>第十三条</b></p> <p>赔偿义务机关应当自收到申请之日起两个月内，作出是否赔偿的决定。赔偿义务机关作出赔偿决定，应当充分听取赔偿请求人的意见，并可以与赔偿请求人就赔偿方式、赔偿项目和赔偿数额依照本法第四章的规定进行协商。</p> <p>赔偿义务机关决定赔偿的，应当制作赔偿决定书，并自作出决定之日起十日内送达赔偿请求人。</p> <p>赔偿义务机关决定不予赔偿的，应当自作出决定之日起十日内书面通知赔偿请求人，并说明不予赔偿的理由。</p>
<p><b>第 14 条</b></p> <p>賠償義務機関が規定の期間内に賠償を行うか否かの決定を出さない場合は、賠償請求人は期間満了日から 3 か月以内に人民法院に対して訴訟を提起することができる。</p> <p>賠償請求人が賠償の方式、項目または金額に対して異議がある場合、または賠償義務機関が賠償を行わない旨の決定を出した場合は、賠償請求人は、賠償義務機関が賠償を行う旨または賠償を行わない旨の決定を出した日から 3 か月以内に、人民法院に対して訴訟を提起することができる。</p>	<p><b>第十四条</b></p> <p>赔偿义务机关在规定期限内未作出是否赔偿的决定，赔偿请求人可以自期限届满之日起三个月内，向人民法院提起诉讼。</p> <p>赔偿请求人对赔偿的方式、项目、数额有异议的，或者赔偿义务机关作出不予赔偿决定的，赔偿请求人可以自赔偿义务机关作出赔偿或者不予赔偿决定之日起三个月内，向人民法院提起诉讼。</p>
<p><b>第 15 条</b></p> <p>人民法院が行政賠償事件を審理する場合、賠償請求人および賠償義務機関は、自己の主張について証拠を提出しなければ</p>	<p><b>第十五条</b></p> <p>人民法院审理行政赔偿案件，赔偿请求人和赔偿义务机关对自己提出的主张，应当提供证据。</p>

<p>ならない。</p> <p>賠償義務機関が行政勾留または人身の自由を制限する強制措置を講じた期間中に、人身の自由を制限された者が死亡し、または行為能力を喪失した場合は、賠償義務機関は、賠償義務機関の行為と人身の自由を制限された者の死亡または行為能力の喪失との間に因果関係が存在するか否かについて証拠を提出しなければならない。</p>	<p>赔偿义务机关采取行政拘留或者限制人身自由的强制措施期间，被限制人身自由的人死亡或者丧失行为能力的，赔偿义务机关的行为与被限制人身自由的人的死亡或者丧失行为能力是否存在因果关系，赔偿义务机关应当提供证据。</p>
<p><b>第 16 条</b></p> <p>賠償義務機関は、損失を賠償した後に、故意または重過失のある職員または委託を受けた組織もしくは個人に対して賠償費用の全部または一部を負担するよう命じなければならない。</p> <p>故意または重過失のある責任者に対して、関係機関は、法により処分を科さなければならない。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及しなければならない。</p>	<p><b>第十六条</b></p> <p>赔偿义务机关赔偿损失后，应当责令有故意或者重大过失的工作人员或者受委托的组织或者个人承担部分或者全部赔偿费用。</p> <p>对有故意或者重大过失的责任人员，有关机关应当依法给予处分；构成犯罪的，应当依法追究刑事责任。</p>
<p><b>第 3 章 刑事賠償</b></p> <p><b>第 1 節 賠償範囲</b></p> <p><b>第 17 条</b></p> <p>捜査、検察、裁判の職権を行使する機関および留置場または監獄管理機関ならびにその職員が職権を行使するとき次の各号に掲げる人身権侵害事由のいずれかがある場合は、被害者は、賠償を取得する権利を有する。</p> <p>(1) 刑事訴訟法の規定に違反し、公民に対し勾留措置を講じた場合、または刑事訴訟法に定める条件および手続に従い公民に対し勾留措置を講じたが、勾留期間が刑事訴訟法に定める期間を超え、その後事件の取消、不起訴が決定され、または</p>	<p><b>第三章 刑事賠償</b></p> <p><b>第一节 賠償范围</b></p> <p><b>第十七条</b></p> <p>行使侦查、检察、审判职权的机关以及看守所、监狱管理机关及其工作人员在行使职权时有下列侵犯人身权情形之一的，受害人有取得赔偿的权利：</p> <p>(一) 违反刑事诉讼法的规定对公民采取拘留措施的，或者依照刑事诉讼法规定的条件和程序对公民采取拘留措施，但是拘留时间超过刑事诉讼法规定的时限，其后决定撤销案件、不起诉或者判决宣告无罪终止追究刑事责任的；</p>

<p>判決により無罪が宣言され、刑事責任の追及が終了した場合</p> <p>(2) 公民に対し逮捕措置を講じた後、事件の取消、不起訴が決定され、または判決により無罪が宣言され、刑事責任の追及が終了した場合</p> <p>(3) 裁判監督手続により再審を経て改めて無罪判決が出され、原判決による刑罰がすでに執行されている場合</p> <p>(4) 拷問により自白を強要し、または殴打、虐待等の行為により、もしくは他人に殴打、虐待等の行為を教唆し、もしくはそれを放任して、公民に身体傷害または死亡をもたらした場合</p> <p>(5) 武器または警護器具を違法に使用して公民に身体傷害または死亡をもたらした場合</p>	<p>(二) 对公民采取逮捕措施后, 决定撤销案件、不起诉或者判决宣告无罪终止追究刑事责任的 ;</p> <p>(三) 依照审判监督程序再审改判无罪, 原判刑罚已经执行的 ;</p> <p>(四) 刑讯逼供或者以殴打、虐待等行为或者唆使、放纵他人以殴打、虐待等行为造成公民身体伤害或者死亡的 ;</p> <p>(五) 违法使用武器、警械造成公民身体伤害或者死亡的。</p>
<p><b>第 19 条</b></p> <p>次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、国は、賠償責任を負わない。</p> <p>(1) 公民自らが故意に虚偽の供述をし、またはその他の有罪証拠を偽造したために、拘束さまたは判決により刑罰に処された場合、責任を負わない者が拘束され、または判決により刑罰に処された場合</p> <p>(2) 刑法第 17 条または第 18 条規定により刑事責任を追及されない者が拘束された場合</p> <p>(3) 刑事訴訟法第 15 条、第 173 条第 2 項、第 273 条第 2 項または第 279 条の規定により刑事責任を追及されない者が拘束された場合 (2010 年の内容 : 刑事訴訟法第 15 条、第 142 条第 2 項の規定により刑事責任を追及されない者が拘束された場合)</p>	<p><b>第十九条</b></p> <p>属于下列情形之一的, 国家不承担赔偿责任 :</p> <p>(一) 因公民自己故意作虚伪供述, 或者伪造其他有罪证据被羁押或者被判处刑罚的 ;</p> <p>(二) 依照刑法第十七条、第十八条规定不负刑事责任的人被羁押的 ;</p> <p>(三) 依照刑事诉讼法第十五条、第一百四十二条第二款规定不追究刑事责任的人被羁押的 ;</p> <p>(四) 行使侦查、检察、审判职权的机关以及看守所、监狱管理机关的工作人员与行使职权无关的个人行为 ;</p> <p>(五) 因公民自伤、自残等故意行为致使损害发生的 ;</p> <p>(六) 法律规定的其他情形。</p>

<p>(4) 捜査、検察、裁判の職権を行使する機関および留置場または監獄管理機関の職員の、職権行使と無関係な個人的行為</p> <p>(5) 公民が自身を傷つけまたは自身に障害をもたらす等の故意行為により損害を発生させた場合</p> <p>(6) 法律に定めるその他の事由</p>	
<p><b>第2節 賠償請求人および賠償義務機関</b> <b>第20条</b></p> <p>賠償請求人の確定は、本法第6条の規定による。</p>	<p><b>第二节 赔偿请求人和赔偿义务机关</b> <b>第二十条</b></p> <p>赔偿请求人的确定依照本法第六条的规定。</p>
<p><b>第21条</b></p> <p>捜査、検察、裁判の職権を行使する機関および留置場または監獄管理機関ならびにその職員が、職権を行使する際に、公民、法人およびその他の組織の合法的権益を侵害し、損害をもたらした場合は、当該機関を賠償義務機関とする。</p> <p>公民に対し勾留措置を講じ、本法の規定に従い国家賠償を行うべきである場合は、勾留決定を行った機関を賠償義務機関とする。</p> <p>公民に対し逮捕措置を行った後に事件の取消、不起訴が決定され、または判決により無罪が宣言された場合は、逮捕の決定を行った機関を賠償義務機関とする。</p> <p>再審により改めて無罪判決が出された場合は、元の有効判決を出した人民法院を賠償義務機関とする。第二審により改めて無罪判決が出された場合、および第二審によって差し戻され、再審理後無罪の処理がなされた場合は、第一審の有罪判決を出した人民法院を賠償義務機関とする。</p>	<p><b>第二十一条</b></p> <p>行使侦查、检察、审判职权的机关以及看守所、监狱管理机关及其工作人员在行使职权时侵犯公民、法人和其他组织的合法权益造成损害的，该机关为赔偿义务机关。</p> <p>对公民采取拘留措施，依照本法的规定应当给予国家赔偿的，作出拘留决定的机关为赔偿义务机关。</p> <p>对公民采取逮捕措施后决定撤销案件、不起诉或者判决宣告无罪的，作出逮捕决定的机关为赔偿义务机关。</p> <p>再审改判无罪的，作出原生效判决的人民法院为赔偿义务机关。二审改判无罪，以及二审发回重审后作无罪处理的，作出一审有罪判决的人民法院为赔偿义务机关。</p>
<p><b>第3節 賠償手続</b> <b>第22条</b></p>	<p><b>第三节 赔偿程序</b> <b>第二十二条</b></p>

<p>賠償義務機関は、本法第 17 条または第 18 条に規定する事由のいずれかに該当した場合は、賠償しなければならない。</p> <p>賠償請求人の賠償請求は、先に賠償義務機関に対して提出しなければならない。</p> <p>賠償請求人の賠償請求の提出については、本法第 11 条および第 12 条の規定を準用する。</p>	<p>赔偿义务机关有本法第十七条、第十八条规定情形之一的，应当给予赔偿。</p> <p>赔偿请求人要求赔偿，应当先向赔偿义务机关提出。</p> <p>赔偿请求人提出赔偿请求，适用本法第十一条、第十二条的规定。</p>
<p><b>第 23 条</b></p> <p>賠償義務機関は、申立書を受領した日から 2 か月以内に、賠償を行うか否かの決定を出さなければならない。賠償義務機関は、賠償決定を出すにあたり、賠償請求人の意見を十分に聴取しなければならない。かつ賠償方式、賠償項目および賠償金額について本法第 4 章の規定により賠償請求人と協議することができる。</p> <p>賠償義務機関が賠償を行うことを決定した場合は、賠償決定書を作成し、かつ決定を出した日から 10 日以内に賠償請求人に送達しなければならない。</p> <p>賠償義務機関が賠償を行わないことを決定した場合は、決定を出した日から 10 日以内に書面により賠償請求人に通知し、かつ賠償を行わない理由を説明しなければならない。</p>	<p><b>第二十三条</b></p> <p>赔偿义务机关应当自收到申请之日起两个月内，作出是否赔偿的决定。赔偿义务机关作出赔偿决定，应当充分听取赔偿请求人的意见，并可以与赔偿请求人就赔偿方式、赔偿项目和赔偿数额依照本法第四章的规定进行协商。</p> <p>赔偿义务机关决定赔偿的，应当制作赔偿决定书，并自作出决定之日起十日内送达赔偿请求人。</p> <p>赔偿义务机关决定不予赔偿的，应当自作出决定之日起十日内书面通知赔偿请求人，并说明不予赔偿的理由。</p>
<p><b>第 24 条</b></p> <p>賠償義務機関が規定の期間内に賠償を行うか否かの決定を出さない場合は、賠償請求人は期間満了日から 30 日以内に賠償義務機関の 1 級上の機関に不服審査を申し立てることができる。</p> <p>賠償請求人が賠償の方式、項目または金額に対して異議がある場合、または賠償義務機関が賠償を行わない旨の決定を</p>	<p><b>第二十四条</b></p> <p>赔偿义务机关在规定期限内未作出是否赔偿的决定，赔偿请求人可以自期限届满之日起三十日内向赔偿义务机关的上一级机关申请复议。</p> <p>赔偿请求人对赔偿的方式、项目、数额有异议的，或者赔偿义务机关作出不予赔偿决定的，赔偿请求人可以自赔偿义务机关作出赔偿或者不予赔偿决定之日起三十</p>

<p>出した場合は、賠償請求人は、賠償義務機関が賠償を行う旨または賠償を行わない旨の決定を出した日から 30 日以内に、賠償義務機関の 1 級上の機関に不服審査を申し立てることができる。</p> <p>賠償義務機関が人民法院である場合は、賠償請求人は、本条の規定により 1 級上の人民法院賠償委員会に対して賠償決定を出すよう申し立てることができる。</p>	<p>日内，向赔偿义务机关的上一级机关申请复议。</p> <p>赔偿义务机关是人民法院的，赔偿请求人可以依照本条规定向其上一级人民法院赔偿委员会申请作出赔偿决定。</p>
<p><b>第 25 条</b></p> <p>不服審査機関は、申立書を受領した日から 2 か月以内に決定を出さなければならない。</p> <p>賠償請求人は、不服審査決定に対して不服がある場合は、不服審査決定書を受領した日から 30 日以内に不服審査機関所在地の同級の人民法院賠償委員会に対して賠償決定を出すよう申し立てることができる。不服審査機関が期間を徒過しても決定を出さない場合は、賠償請求人は、期間満了の日から 30 日以内に不服審査機関所在地の同級の人民法院賠償委員会に対して賠償決定を出すよう申し立てることができる。</p>	<p><b>第二十五条</b></p> <p>复议机关应当自收到申请之日起两个月内作出决定。</p> <p>赔偿请求人不服复议决定的，可以在收到复议决定之日起三十日内向复议机关所在地的同级人民法院赔偿委员会申请作出赔偿决定；复议机关逾期不作决定的，赔偿请求人可以自期限届满之日起三十日内向复议机关所在地的同级人民法院赔偿委员会申请作出赔偿决定。</p>
<p><b>第 26 条</b></p> <p>人民法院賠償委員会が賠償請求を処理する場合は、賠償請求人および賠償義務機関は、自己の主張について証拠を提出しなければならない。</p> <p>被拘束者が拘束期間中に死亡し、または行為能力を喪失した場合は、賠償義務機関は、賠償義務機関の行為と被拘束者の死亡または行為能力喪失との間に因果関係が存在するか否かについて証拠を提出しなければならない。</p>	<p><b>第二十六条</b></p> <p>人民法院赔偿委员会处理赔偿请求，赔偿请求人和赔偿义务机关对自己提出的主张，应当提供证据。</p> <p>被羁押人在羁押期间死亡或者丧失行为能力的，赔偿义务机关的行为与被羁押人的死亡或者丧失行为能力是否存在因果关系，赔偿义务机关应当提供证据。</p>
<p><b>第 27 条</b></p>	<p><b>第二十七条</b></p>

<p>人民法院賠償委員会が賠償請求を処理する場合は、書面審査の方法を採用する。必要がある場合は、関連単位および職員に対して状況調査および証拠収集を行うことができる。賠償請求人と賠償義務機関の間に損害の事実および因果関係について紛争がある場合は、賠償委員会は賠償請求人および賠償義務機関の陳述および弁明を聴取することができ、かつ証拠に対する質疑を行うことができる。</p>	<p>人民法院赔偿委员会处理赔偿请求，采取书面审查的办法。必要时，可以向有关单位和人员调查情况、收集证据。赔偿请求人与赔偿义务机关对损害事实及因果关系有争议的，赔偿委员会可以听取赔偿请求人和赔偿义务机关的陈述和申辩，并进行质证。</p>
<p><b>第 28 条</b></p> <p>人民法院賠償委員会は、賠償申立を受領した日から 3 か月以内に決定を出さなければならない。判断が難しく、複雑で、重要な事件については、当該人民法院の院長の承認を経て、3 か月間延長することができる。</p>	<p><b>第二十八条</b></p> <p>人民法院赔偿委员会应当自收到赔偿申请之日起三个月内作出决定；属于疑难、复杂、重大案件的，经本院院长批准，可以延长三个月。</p>
<p><b>第 29 条</b></p> <p>中級以上の人民法院は、賠償委員会を設置し、人民法院の 3 名以上の裁判官により構成され、構成員の人数は奇数とする。</p> <p>賠償委員会は、賠償決定を出す際には、多数決の原則に従う。</p> <p>賠償委員会が出した賠償決定は、法的効力を生じた決定であり、必ず執行しなければならない。</p>	<p><b>第二十九条</b></p> <p>中级以上的人民法院设立赔偿委员会，由人民法院三名以上审判员组成，组成人员的人数应当为单数。</p> <p>赔偿委员会作赔偿决定，实行少数服从多数的原则。</p> <p>赔偿委员会作出的赔偿决定，是发生法律效力的决定，必须执行。</p>
<p><b>第 30 条</b></p> <p>賠償請求人または賠償義務機関は、賠償委員会の出した決定に対して、確かに誤りがある認められた場合には、1 級上の人民法院賠償委員会に不服申立を行うことができる。</p> <p>賠償委員会の出した賠償決定が効力を生じた後に、賠償決定が本法の規定に違反することを発見した場合は、賠償委員</p>	<p><b>第三十条</b></p> <p>赔偿请求人或者赔偿义务机关对赔偿委员会作出的决定，认为确有错误的，可以向上一级人民法院赔偿委员会提出申诉。</p> <p>赔偿委员会作出的赔偿决定生效后，如发现赔偿决定违反本法规定的，经本院院长决定或者上级人民法院指令，赔偿委员会应当在两个月内重新审查并依法作出</p>

<p>会は、当該人民法院の院長の決定または上級人民法院の命令を経て、2 か月以内に改めて審査し、かつ法に従い決定を出さなければならず、1 級上の人民法院賠償委員会も、直接審査し、かつ決定を出すことができる。</p> <p>最高人民検察院は各級人民法院賠償委員会の出した決定について、上級の人民検察院は下級の人民法院賠償委員会の出した決定について、本法の規定に違反することを発見した場合は、同級の人民法院賠償委員会に意見を提出しなければならない。同級の人民法院賠償委員会は 2 か月以内に改めて審査し、かつ法に従い決定を出さなければならない。</p>	<p>決定，上一级人民法院赔偿委员会也可以直接审查并作出决定。</p> <p>最高人民检察院对各级人民法院赔偿委员会作出的决定，上级人民检察院对下级人民法院赔偿委员会作出的决定，发现违反本法规定的，应当向同级人民法院赔偿委员会提出意见，同级人民法院赔偿委员会应当在两个月内重新审查并依法作出决定。</p>
<p><b>第 31 条</b></p> <p>賠償義務機関は、賠償後に、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員に対して賠償費用の一部または全部を求償しなければならない。</p> <p>(1) 本法第 17 条第 4 号または第 5 号に規定する事由に該当する場合</p> <p>(2) 案件処理に際して、汚職収賄、不正利得または法に悖る裁判行為を行った場合</p> <p>前項に規定する事由に該当する責任者に対して、関係機関は、法により処分を科さなければならない。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及しなければならない。</p>	<p><b>第三十一条</b></p> <p>赔偿义务机关赔偿后，应当向有下列情形之一的工作人员追偿部分或者全部赔偿费用：</p> <p>(一) 有本法第十七条第四项、第五项规定情形的；</p> <p>(二) 在处理案件中有贪污受贿，徇私舞弊，枉法裁判行为的。</p> <p>对有前款规定情形的责任人员，有关机关应当依法给予处分；构成犯罪的，应当依法追究刑事责任。</p>
<p><b>第 4 章 賠償方式および計算基準</b></p> <p><b>第 32 条</b></p> <p>国家賠償は、賠償金の支払いを主たる方式とする。</p> <p>財産を返還し、または原状を回復することができる場合は、財産を返還し、また</p>	<p><b>第四章 賠償方式和計算標準</b></p> <p><b>第三十二条</b></p> <p>国家赔偿以支付赔偿金为主要方式。</p> <p>能够返还财产或者恢复原状的，予以返还财产或者恢复原状。</p>



<p>は原状を回復するものとする。</p>	
<p><b>第 33 条</b></p> <p>公民の人身の自由を侵害した場合は、日ごとの賠償金は、国の前年度の職員・労働者の 1 日あたりの平均賃金に従って計算する。</p>	<p><b>第三十三条</b></p> <p>侵犯公民人身自由的，每日赔偿金按照国家上年度职工日平均工资计算。</p>
<p><b>第 34 条</b></p> <p>公民の生命健康権を侵害した場合は、賠償金は、次の各号の規定に従い計算する。</p> <p>(1) 身体傷害をもたらした場合は、医療費および介護費を支払い、かつ休業により減少した収入を賠償しなければならない。減少した収入の日ごとの賠償金は、国の前年度の職員・労働者の 1 日あたりの平均賃金に従い計算し、最高額は国の前年度の職員・労働者の年平均賃金の 5 倍とする。</p> <p>(2) 労働能力の一部または全部の喪失をもたらした場合は、医療費、介護費、後遺障害生活補助具費用、リハビリテーション費等の後遺障害によって増加した必要支出および治療の継続に必要な費用、ならびに後遺障害賠償金を支払わなければならない。後遺障害賠償金は、労働能力の喪失の程度に応じて、国の定める障害等級に従って確定するものとし、最高でも国の前年度の職員・労働者の年平均賃金の 20 倍を超えないものとする。労働能力の全部喪失をもたらした場合は、その者が扶養する労働能力のない者について、更に生活費を支給しなければならない。</p> <p>(3) 死亡をもたらした場合は、死亡賠償金および葬儀費を支払わなければならない。総額は、国の前年度の職員・労働者の年平均賃金の 20 倍とする。死者が生前に</p>	<p><b>第三十四条</b></p> <p>侵犯公民生命健康权的，赔偿金按照下列规定计算：</p> <p>(一) 造成身体伤害的，应当支付医疗费、护理费，以及赔偿因误工减少的收入。减少的收入每日的赔偿金按照国家上年度职工日平均工资计算，最高额为国家上年度职工年平均工资的五倍；</p> <p>(二) 造成部分或者全部丧失劳动能力的，应当支付医疗费、护理费、残疾生活辅助具费、康复费等因残疾而增加的必要支出和继续治疗所必需的费用，以及残疾赔偿金。残疾赔偿金根据丧失劳动能力的程度，按照国家规定的伤残等级确定，最高不超过国家上年度职工年平均工资的二十倍。造成全部丧失劳动能力的，对其扶养的无劳动能力的人，还应当支付生活费；</p> <p>(三) 造成死亡的，应当支付死亡赔偿金、丧葬费，总额为国家上年度职工年平均工资的二十倍。对死者生前扶养的无劳动能力的人，还应当支付生活费。</p> <p>前款第二项、第三项规定的生活费的发放标准，参照当地最低生活保障标准执行。被扶养的人是未成年人的，生活费给付至十八周岁止；其他无劳动能力的人，生活费给付至死亡时止。</p>

<p>扶養していた労働能力のない者については、更に生活費を支給しなければならない。</p> <p>前項第 2 号または第 3 号に規定する生活費の支給基準は、現地の最低生活保障基準を参照して執行する。被扶養者が未成年者である場合は、生活費は、満 18 歳になるまで支給する。その他の労働能力のない者に対しては、生活費は、死亡するまで支給する。</p>	
<p><b>第 35 条</b></p> <p>本法第 3 条または第 17 条に定める事由のいずれかに該当し、他人に精神的損害を与えた場合は、権利侵害行為の影響する範囲内において被害者のためにその影響を除去し、名誉を回復させ、謝罪しなければならない。重大な結果をもたらした場合は、相応の精神的損害の慰謝料を支払わなければならない。</p>	<p><b>第三十五条</b></p> <p>有本法第三条或者第十七条规定情形之一，致人精神损害的，应当在侵权行为影响的范围内，为受害人消除影响，恢复名誉，赔礼道歉；造成严重后果的，应当支付相应的精神损害抚慰金。</p>
<p><b>第 36 条</b></p> <p>公民、法人およびその他の組織の財産権を侵害し、損害をもたらした場合は、次の各号の規定に従い処理する。</p> <p>(1) 過料、罰金、追徴もしくは財産の没収に処し、または違法に財産を収用し、もしくは公用使用した場合は、財産を返還する。</p> <p>(2) 財産を封印し、差し押さえ、または凍結した場合は、財産に対する封印、差押えまたは凍結を解除する。財産を損壊し、または滅失させた場合は、本条第 3 号または第 4 号の規定により賠償する</p> <p>(3) 返還すべき財産を損壊させた場合は、原状回復が可能な場合は、原状を回復させ、原状回復が不能である場合は、損害の程度に応じて相応の賠償金を給付す</p>	<p><b>第三十六条</b></p> <p>侵犯公民、法人和其他组织的财产权造成损害的，按照下列规定处理：</p> <p>(一) 处罚款、罚金、追缴、没收财产或者违法征收、征用财产的，返还财产；</p> <p>(二) 查封、扣押、冻结财产的，解除对财产的查封、扣押、冻结，造成财产损坏或者灭失的，依照本条第三项、第四项的规定赔偿；</p> <p>(三) 应当返还的财产损坏的，能够恢复原状的恢复原状，不能恢复原状的，按照损害程度给付相应的赔偿金；</p> <p>(四) 应当返还的财产灭失的，给付相应的赔偿金；</p> <p>(五) 财产已经拍卖或者变卖的，给付拍卖或者变卖所得的价款；变卖的价款明显低于财产价值的，应当支付相应的赔偿金；</p>

<p>る。</p> <p>(4) 返還すべき財産を滅失した場合は、相応の賠償金を給付する。</p> <p>(5) 財産がすでに競売に出され、または換価された場合は、競売または換価により得た代金を給付する。換価された代金が明らかに財産価値よりも低い場合は、相応の賠償金を支払わなければならない。</p> <p>(6) 許可証もしくはライセンスを取り消し、または生産もしくは業務の停止を命じた場合は、生産または業務停止の期間に必要な経常的費用支出を賠償する。</p> <p>(7) 執行された過料もしくは罰金または追徴もしくは没収された金銭を返還し、預金または送金の凍結を解除する場合は、銀行の同時期における預金利息を支払わなければならない。</p> <p>(8) 財産権にその他の損害をもたらした場合は、直接損失に従い賠償をする。</p>	<p>(六) 吊销许可证和执照、责令停产停业的，赔偿停产停业期间必要的经常性费用开支；</p> <p>(七) 返还执行的罚款或者罚金、追缴或者没收的金钱，解除冻结的存款或者汇款的，应当支付银行同期存款利息；</p> <p>(八) 对财产权造成其他损害的，按照直接损失给予赔偿。</p>
<p><b>第 37 条</b></p> <p>賠償費用は、各級の財政予算に組み入れられる。</p> <p>賠償請求人は、効力の発生した判決書、不服審査決定書、賠償決定書または調解書に基づき、賠償義務機関に対し賠償金の支払いを申請する。</p> <p>賠償義務機関は、賠償金支払申請を受領した日から 7 日以内に、予算管理権限に従い関連の財政部門に支払申請を提出しなければならない。財政部門は、支払申請を受領した日から 15 日以内に賠償金を支払わなければならない。</p> <p>賠償費用予算および支払管理に関する具体的規則は、国務院が定める。</p>	<p><b>第三十七条</b></p> <p>赔偿费用列入各级财政预算。</p> <p>赔偿请求人凭生效的判决书、复议决定书、赔偿决定书或者调解书，向赔偿义务机关申请支付赔偿金。</p> <p>赔偿义务机关应当自收到支付赔偿金申请之日起七日内，依照预算管理权限向有关的财政部门提出支付申请。财政部门应当自收到支付申请之日起十五日内支付赔偿金。</p> <p>赔偿费用预算与支付管理的具体办法由国务院规定。</p>
<p><b>第 5 章 その他の規定</b></p>	<p><b>第五章 其他規定</b></p>

<p><b>第 38 条</b></p> <p>人民法院が、民事訴訟または行政訴訟の過程において、訴訟妨害に対する強制措置もしくは保全措置を違法に講じ、または判決、裁定およびその他の効力を生じた法律文書について誤った執行をして、損害をもたらした場合は、賠償請求人の賠償請求手続については、本法の刑事賠償手続の規定を準用する。</p>	<p><b>第三十八条</b></p> <p>人民法院在民事诉讼、行政诉讼过程中, 违法采取对妨害诉讼的强制措施、保全措施或者对判决、裁定及其他生效法律文书执行错误, 造成损害的, 赔偿请求人要求赔偿的程序, 适用本法刑事赔偿程序的规定。</p>
<p><b>第 39 条</b></p> <p>賠償請求人の国家賠償請求の時効は、2年とし、当該賠償請求人が国家機関およびその職員が職権を行使した際の行為が自己の人身権または財産権を侵害したことを知った日または知り得べき日から起算する。但し、拘束等人身の自由に対し制限が行われた期間は、算入しない。行政不服審査を申し立て、または行政訴訟を提起するときに、賠償請求を一括して提出した場合は、行政不服審査法または行政訴訟法の時効に関する規定を準用する。</p> <p>賠償請求人が、賠償請求時効の最後の6か月以内に、不可効力またはその他の障害により請求権を行使することができない場合は、時効は、停止する。時効停止の原因が消滅した日から賠償請求時効期間は、継続して計算する。</p>	<p><b>第三十九条</b></p> <p>賠償請求人请求国家赔偿的时效为两年, 自其知道或者应当知道国家机关及其工作人员行使职权时的行为侵犯其人身权、财产权之日起计算, 但被羁押等限制人身自由期间不计算在内。在申请行政复议或者提起行政诉讼时一并提出赔偿请求的, 适用行政复议法、行政诉讼法有关时效的规定。</p> <p>賠償請求人在賠償請求時効の最后六个月内, 因不可抗力或者其他障碍不能行使请求权的, 时效中止。从中止时效的原因消除之日起, 賠償請求時効期间继续计算。</p>
<p><b>第 40 条</b></p> <p>外国人、外国企業および組織が中華人民共和国の領域内において中華人民共和国に対し国家賠償を請求する場合は、本法を適用する。</p> <p>外国人、外国企業および組織の所属国が、中華人民共和国の公民、法人およびその他の組織の当該国に対する国家賠償請求権について保護を与えずまたは制限し</p>	<p><b>第四十条</b></p> <p>外国人、外国企业和组织在中华人民共和国领域内要求中华人民共和国国家赔偿的, 适用本法。</p> <p>外国人、外国企业和组织的所属国对中华人民共和国公民、法人和其他组织要求该国国家赔偿的权利不予保护或者限制的, 中华人民共和国与该外国人、外国企业和组织的所属国实行对等原则。</p>

<p>ている場合は、中華人民共和国は、当該外国人、外国企業および組織の所属国と対等原則を実行する。</p>	
<p><b>第6章 附則</b> <b>第41条</b> 賠償請求人が国家賠償を請求する場合は、賠償義務機関、不服審査機関および人民法院は、賠償請求人からいかなる費用も徴収してはならない。 賠償請求人が取得した賠償金については、課税しないものとする。</p>	<p><b>第六章 附 則</b> <b>第四十一条</b> 賠償請求人要求国家赔偿的，赔偿义务机关、复议机关和人民法院不得向赔偿请求人收取任何费用。 对赔偿请求人取得的赔偿金不予征税。</p>
<p><b>第42条</b> 本法は、1995年1月1日から施行する。</p>	<p><b>第四十二条</b> 本法自1995年1月1日起施行。</p>

## 付属資料②1994年法

### 第1章 総則

#### 第1条

公民、法人およびその他の組織が法により国家賠償を取得する権利を享有することを保障し、かつ国家機関の法による職権の行使を促進するため、憲法に基づき、本法を制定する。

#### 第2条

国家機関およびその職員が、違法に職権を行使して、公民、法人およびその他の組織の合法的権益を侵害し、損害をもたらした場合は、被害者は、本法により国家賠償を取得する権利を有する。

国家賠償は、本法に定める賠償義務機関によって、賠償義務を履行しなければならない。

### 第2章 行政賠償

#### 第1節 賠償範囲

#### 第3条

行政機関およびその職員の行政職権行使が次の各号に掲げる人身権侵害事由のいずれかに該当する場合は、被害者は、賠償を取得する権利を有する。

- (1) 違法に勾留し、又は公民の人身の自由を制限する行政強制措置を違法に講じた場合
- (2) 不法に拘禁し、又はその他の方法により公民の人身の自由を不法に剥奪した場合
- (3) 殴打等の暴力の行為により、又は他人に殴打等の暴力の行為を教唆し、もしくはそれを放任して、公民に身体傷害又は死亡をもたらした場合
- (4) 武器又は警護器具を違法に使用して公民に身体傷害又は死亡をもたらした場合
- (5) 公民に身体傷害又は死亡をもたらすその他の違法行為

#### 第4条

行政機関およびその職員の行政職権行使が次の各号に掲げる財産権侵害事由のいずれかに該当する場合は、被害者は、賠償を取得する権利を有する。

- (1) 過料、許可証もしくはライセンスの取消、生産停止もしくは営業停止の命令、又は財物の没収等の行政処罰を違法に実施した場合
- (2) 財産に対する封印、差押又は凍結等の行政強制措置を違法に講じた場合
- (3) 国家の規定に違反して財物を徴収し、費用を割り当てる場合
- (4) 財産に損害をもたらすその他の違法行為

## 第5条

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、国は、賠償責任を負わない。

- (1) 行政機関職員の、職権行使と無関係な個人的行為
- (2) 公民、法人およびその他の組織の自らの行為が損害を発生させた場合
- (3) 法律に定めるその他の事由

## 第2節賠償請求人および賠償義務機関

### 第6条

被害を受けた公民、法人又はその他の組織は、賠償請求権を有する。

被害を受けた公民が死亡した場合は、その相続人およびその他の扶養関係を有する親族が賠償請求権を有する。

被害を受けた法人又はその他の組織が終了した場合、その権利を承継する法人あるいはその他の組織が賠償請求権を有する。

### 第7条

行政機関およびその職員が、行政職権を行使する際に、公民、法人およびその他の組織の合法的權益を侵害し、損害をもたらした場合は、当該行政機関を賠償義務機関とする。

2つ以上の行政機関が、行政職権を共同で行使する際に、公民、法人およびその他の組織の合法的權益を侵害し、損害をもたらした場合は、行政職権を共同行使した行政機関を共同賠償義務機関とする。

法律又は法規により権限を授けられた組織が、授与された行政権力を行使する際に、公民、法人およびその他の組織の合法的權益を侵害し、損害をもたらした場合は、権限を授けられた組織を賠償義務機関とする。

行政機関の委託を受けた組織又は個人が、委託された行政権力を行使する際に、公民、法人およびその他の組織の合法的權益を侵害し、損害をもたらした場合は、委託した行政機関を賠償義務機関とする。

賠償義務機関が取り消された場合は、その職権を継続して行使する行政機関を賠償義務機関とする。その職権を継続して行使する行政機関がない場合は、当該賠償義務機関を取り消した行政機関を賠償義務機関とする。

### 第8条

不服審査機関の不服審査を経た場合は、最初に権利侵害行為をもたらした行政機関を賠償義務機関とする。但し、不服審査機関の不服審査決定により損害が加重された場合は、不服審査機関は、加重された部分について賠償義務を履行する。

### 第3節 賠償手続

#### 第9条

賠償義務機関は、法に基づき確認された本法第3条又は第4条に定める事由のいずれかに該当した場合は、賠償しなければならない。

賠償請求人の賠償請求は、先に賠償義務機関に対して提出しなければならない。また、行政不服審査を申し立て、又は行政訴訟を提起する時に、一括して提出することもできる。

#### 第10条

賠償請求人は、共同賠償義務機関のうちのいずれの賠償義務機関に対しても賠償を請求することができ、請求された当該賠償義務機関は、先に賠償をしなければならない。

#### 第11条

賠償請求人は、その被った異なる損害に応じて、同時に数種の賠償請求を提出することができる。

#### 第12条

賠償請求は、申立書を提出しなければならない。申立書には、次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 被害者の氏名、性別、年齢、勤務先および住所、法人又はその他の組織の名称、住所、法定代表者もしくは主要責任者の氏名および職務
- (2) 具体的な請求、事実根拠および理由
- (3) 申立年月日

賠償請求人は、申立書の記入が困難である場合は、他人に代筆を委託することができ、また、口頭で申し立てて、賠償義務機関に記録をとってもらってもできる。

#### 第13条

賠償義務機関は、申立を受領した日から2か月以内に、本法第4章の規定に従い賠償を行う。期限を過ぎて、賠償を行わない場合、あるいは賠償請求人が賠償の金額に対して異議がある場合は、賠償請求人は、満期になる日から3か月以内に、人民法院に対して訴訟を提起することができる。

#### 第14条

賠償義務機関は、損失を賠償した後に、故意又は重過失のある職員又は委託を受けた組織もしくは個人に対して賠償費用の全部又は一部を負担するよう命じなければならない。



ない。

故意又は重過失のある責任者に対して、関係機関は、法により行政処分を科さなければならぬ。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及しなければならない。

### 第3章 刑事賠償

#### 第1節 賠償範囲

##### 第15条

捜査、検察、裁判、監獄管理の職権を行使する機関ならびにその職員が職権を行使するときに次の各号に掲げる人身権侵害事由のいずれかがある場合は、被害者は、賠償を取得する権利を有する。

- (1) 犯罪の事実がないか、あるいは事実の証明がないか、犯罪の重大な疑いがある者に対する勾留を誤った場合
- (2) 犯罪の事実がない者に対する逮捕を誤った場合
- (3) 裁判監督手続により再審を経て改めて無罪判決が出され、原判決による刑罰がすでに執行されている場合
- (4) 拷問により自白を強要し、又は殴打等の暴力の行為により、もしくは他人に殴打等の暴力の行為を教唆し、もしくはそれを放任して、公民に身体傷害又は死亡をもたらした場合
- (5) 武器又は警護器具を違法に使用して公民に身体傷害又は死亡をもたらした場合

##### 第16条

捜査、検察、裁判、監獄管理の職権を行使する機関ならびにその職員が職権を行使するときに次の各号に掲げる財産権侵害事由のいずれかがある場合は、被害者は、賠償を取得する権利を有する。

- (1) 財産に対する封印、差押、凍結又は追徴等の措置を違法に講じた場合
- (2) 裁判監督手続により再審を経て改めて無罪判決が出され、原判決による罰金又は財産没収がすでに執行されている場合

##### 第17条

次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、国は、賠償責任を負わない。

- (1) 公民自らが故意に虚偽の供述をし、又はその他の有罪証拠を偽造したために、拘束され又は判決により刑罰に処された場合、責任を負わない者が拘束され、又は判決により刑罰に処された場合
- (2) 刑法第14条又は第15条規定により刑事責任を追及されない者が拘束された場合
- (3) 刑事訴訟法第11条の規定により刑事責任を追及されない者が拘束された場合
- (4) 捜査、検察、裁判および監獄管理の職権を行使する機関の職員の、職権行使と無

関係な個人的行為

(5) 公民が自身を傷つけ又は自身に障害をもたらす等の故意行為により損害を発生させた場合

(6) 法律に定めるその他の事由

## 第2節 賠償請求人および賠償義務機関

### 第18条

賠償請求人の確定は、本法第6条の規定による。

### 第19条

捜査、検察、裁判および監獄管理機関の職権を行使する機関ならびにその職員が、職権を行使する際に、公民、法人およびその他の組織の合法的権益を侵害し、損害をもたらした場合は、当該機関を賠償義務機関とする。

犯罪の事実がないか、あるいは事実の証明がないか、犯罪の重大な疑いがある者に対する勾留を誤った場合は、勾留決定を行った機関を賠償義務機関とする。

犯罪の事実がない者に対する逮捕を誤った場合は、逮捕の決定を行った機関を賠償義務機関とする。

再審により改めて無罪判決が出された場合は、元の有効判決を出した人民法院を賠償義務機関とする。第二審により改めて無罪判決が出された場合は、第一審の有罪判決を出した人民法院と逮捕の決定を行った機関を共同賠償義務機関とする。

## 第3節 賠償手続

### 第20条

賠償義務機関は、法に基づき確認された本法第15条又は第16条に規定する事由のいずれかに該当した場合は、賠償しなければならない。

賠償請求人の確認請求は、本法第15条又は第16条に規定する事由のいずれかに該当した場合、請求された機関が確認を行わない場合は、賠償請求人は、上告の権利を有する。

賠償請求人の賠償請求は、先に賠償義務機関に対して提出しなければならない。

賠償手続は、本法第10条、第11条および第12条の規定を準用する。

### 第21条

賠償義務機関は、申立書を受領した日から2か月以内に、本法第4章の規定により賠償請求人と協議することができる。期限を過ぎて、賠償を行わない場合、あるいは賠償請求人が賠償の金額に対して異議がある場合は、賠償請求人は、満期になる日から30日以内に、1級上の人民法院賠償委員会に対して賠償決定を出すよう申し立てることが

できる。

賠償義務機関が人民法院である場合は、賠償請求人は、前項の規定により1級上の人民法院賠償委員会に対して賠償決定を出すよう申し立てることができる。

## 第22条

不服審査機関は、申立書を受領した日から2か月以内に決定を出さなければならない。

賠償請求人は、不服審査決定に対して不服がある場合は、不服審査決定書を受領した日から30日以内に不服審査機関所在地の同級の人民法院賠償委員会に対して賠償決定を出すよう申し立てることができる。不服審査機関が期間を徒過しても決定を出さない場合は、賠償請求人は、期間満了の日から30日以内に不服審査機関所在地の同級の人民法院賠償委員会に対して賠償決定を出すよう申し立てることができる。

## 第23条

中級以上の人民法院は、賠償委員会を設置し、人民法院の3名から7名までの裁判官により構成される。

賠償委員会は、賠償決定を出す際には、多数決の原則に従う。

賠償委員会が出した賠償決定は、法的効力を生じた決定であり、必ず執行しなければならない。

## 第24条

賠償義務機関は、賠償後に、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員に対して賠償費用の一部又は全部を求償しなければならない。

(1) 本法第15条第4号又は第5号に規定する事由に該当する場合

(2) 案件処理に際して、汚職収賄、不正利得又は法に悖る裁判行為を行った場合

前項(1)又は(2)に規定する事由に該当する責任者に対して、関係機関は、法により行政処分を科さなければならない。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追究しなければならない。

## 第4章賠償方式および計算基準

### 第25条

国家賠償は、賠償金の支払いを主たる方式とする。

財産を返還し、又は原状を回復することができる場合は、財産を返還し、又は原状を回復するものとする。

### 第26条

公民の人身の自由を侵害した場合は、日ごとの賠償金は、国の前年度の職員・労働者の1日あたりの平均賃金に従って計算する。

## 第27条

公民の生命健康権を侵害した場合は、賠償金は、次の各号の規定に従い計算する。

(1) 身体傷害をもたらした場合は、医療費を支払い、かつ休業により減少した収入を賠償しなければならない。減少した収入の日ごとの賠償金は、国の前年度の職員・労働者の1日あたりの平均賃金に従い計算し、最高額は国の前年度の職員・労働者の年平均賃金の5倍とする。

(2) 労働能力の一部又は全部の喪失をもたらした場合は、医療費および後遺障害賠償金を支払わなければならない。後遺障害賠償金は、労働能力の喪失の程度に応じて確定するものとし、一部の労働能力を喪失した最高でも国の前年度の職員・労働者の年平均賃金の10倍とし、全部の労働能力を喪失した最高でも国の前年度の職員・労働者の年平均賃金の20倍とする。労働能力の全部喪失をもたらした場合は、その者が扶養する労働能力のない者について、更に生活費を支給しなければならない。

(3) 死亡をもたらした場合は、死亡賠償金および葬儀費を支払わなければならない。総額は、国の前年度の職員・労働者の年平均賃金の20倍とする。死者が生前に扶養していた労働能力のない者については、更に生活費を支給しなければならない。

前項(2)又は第(3)に規定する生活費の支給基準は、現地の民政部门の生活救済と関連する規定を参照して処理する。被扶養者が未成年者である場合は、生活費は、満18歳になるまで支給する。その他の労働能力のない者に対しては、生活費は、死亡するまで支給する。

## 第28条

公民、法人およびその他の組織の財産権を侵害し、損害をもたらした場合は、次の各号の規定に従い処理する。

(1) 過料、罰金、追徴もしくは財産の没収に処し、又は国家の規定に違反して財物を徴収し、費用を割り当てる場合は、財産を返還する。

(2) 財産を封印し、差し押さえ、又は凍結した場合は、財産に対する封印、差し押さえ又は凍結を解除する。財産を損壊し、又は滅失させた場合は、本条(3)又は(4)の規定により賠償する

(3) 返還すべき財産を損壊させた場合は、原状回復が可能な場合は、原状を回復させ、原状回復が不能である場合は、損害の程度に応じて相応の賠償金を給付する。

(4) 返還すべき財産を滅失した場合は、相応の賠償金を給付する。

(5) 財産がすでに競売に出された場合は、得た代金を給付する。

(6) 許可証もしくはライセンスを取り消し、又は生産もしくは業務の停止を命じた場

合は、生産又は業務停止の期間に必要な経常的費用支出を賠償する。

(7) 財産権にその他の損害をもたらした場合は、直接損失に従い賠償をする。

## 第 29 条

賠償費用は、各級の財政予算に組み入れ、具体的規則は、国务院が定める。

## 第 30 条

賠償義務機関は、法に基づき確認された本法第 3 条 (1)、(2) 又は第 15 条 (1)、(2)、(3) に定める事由のいずれかに該当した場合、かつ被害者に名誉権又は栄誉権の損害を与えた場合は、権利利侵害行為の影響する範囲内において被害者のためにその影響を除去し、名誉を回復させ、謝罪しなければならない。

## 第 31 条

人民法院が、民事訴訟又は行政訴訟の過程において、訴訟妨害に対する強制措置もしくは保全措置を違法に講じ、又は判決、裁定およびその他の効力を生じた法律文書について誤った執行をして、損害をもたらした場合は、賠償請求人の賠償請求手続については、本法の刑事賠償手続の規定を準用する。

## 第 32 条

賠償請求人の国家賠償請求の時効は、2 年とし、当該賠償請求人が国家機関およびその職員が職権を行使した際の行為が違法であると法により認められた日から起算する。但し、拘束行われた期間は、算入しない。賠償請求人が、賠償請求時効の最後の 6 か月以内に、不可効力又はその他の障害により請求権を行使することができない場合は、時効は、停止する。時効停止の原因が消滅した日から賠償請求時効期間は、継続して計算する。

## 第 33 条

外国人、外国企業および組織が中華人民共和国の領域内において中華人民共和国に対し国家賠償を請求する場合は、本法を適用する。

外国人、外国企業および組織の所属国が、中華人民共和国の公民、法人およびその他の組織の当該国に対する国家賠償請求権について保護を与えず又は制限している場合は、中華人民共和国は、当該外国人、外国企業および組織の所属国と対等原則を実行する。

## 第 6 章 附則

### 第 34 条

賠償請求人が国家賠償を請求する場合は、賠償義務機関、不服審査機関および人民法院は、賠償請求人からいかなる費用も徴収してはならない。

賠償請求人が取得した賠償金については、課税しないものとする。

### **第 35 条**

本法は、1995 年 1 月 1 日から施行する。

## 参考文献

### 日本語文献

1. 高見澤ほか『現代中国法入門〔第8版〕』（有斐閣、2019年）
2. 『法律学小辞典〔第5版〕』（有斐閣、2016年）
3. 北村和生「国家賠償における違法と過失」『行政法の争点』（有斐閣、2014年）
4. 肖金明「中国における国家賠償制度の変遷と展望」比較法学 47 卷 3 号（2014年）
5. 村上一博「明治・大正・昭和戦前期における判決例の研究（一）」法律論叢第八六巻第二・三合併号（2013年）
6. 西埜章『国家賠償法コンメンタール』（勁草書房、2012年）
7. 吳東鎬「中国における国家賠償法の改正と問題点」創価ロージャーナル第5号（2012年）
8. 趙静波「中国における刑事、人身・精神損害に対する国家賠償の最新動向」ノモス第30号（2012年）
9. 宇田川幸則「中国最高人民法院の精神損害賠償および人身損害賠償に関する二つの司法解釈」法政論集 237 号（2010）
10. 佐藤英善『実務判例 逐条国家賠償法』（三協法規出版、2008年）
11. 王愛群「中国における精神的損害賠償額の算定について」現代社会文化研究 No. 28（2003年）
12. 葉陵陵「司法権作用をめぐる国家賠償法制の比較法的研究（上・下）」熊本法学 101 号（2002年）、103 号（2003年）
13. 郭越涛「行政賠償を中心とした日中比較」現代社会文化研究 No. 22（2001年）
14. 辻本衣佐「中華人民共和国における刑事補償制度」法学研究論集第10号（1999年）
15. 張勇『中国行政法の生成と展開』（信山社、1996年）
16. 阿部泰隆ほか『国家賠償法』（三省堂、1988年）
17. 古崎慶長『国家賠償法』（有斐閣、1971年）

### 中国語文献

1. 李穎麗、賈麗英「論国家賠償追償追責在司法実践中的適用」法律適用第5期 2019年
2. 李天成「完善我国公共設施致害賠償制度的理論探討与现实路径」法制与社会 2018年4月
3. 孫峰「国家賠償領域中精神損害賠償制度探析」行政与法第10期 2017年
4. 孫潮『国家賠償審判前沿（第三卷）—国家賠償与司法改革』（法律出版社、2017年10月）
5. 王正陽、吳蔚波「論国家賠償中的精神損害賠償」中共南京市委党校学報第2期 2017年

6. 胡錦光、余凌云、吳鵬『國家賠償法』(中國人民大學法律出版社、2017年)
7. 上官丕亮『國家賠償法研究述評』(法律出版社、2017年)
8. 馬懷德『國家賠償法教程』(中國人民大學出版社、2017年)
9. 司法解釋起草小組「非刑事司法賠償中的若干重大法律問題—對《最高人民法院關於審理民事、行政訴訟中司法賠償案件適用法律若干問題的解釋》的理解」法律適用第11期2016年
10. 戴愛國「國家賠償法解讀」法律雜誌第7期(上)2016年
11. 王宇希「國家賠償中精神損害賠償的責任體系研究」法制博覽第1期(下)2016年
12. 康乃馨「論公有公共設施致害的國家賠償責任」許昌學院學報第35卷第1期2016年
13. 沈崑「冤獄賠償再立正義之規」人民法院報第5版2016年1月13日
14. 陳春龍『中國國家賠償論』(中國社會科學出版社、2015年)
15. 姜明安「完善國家求償制度 推進國家治理現代化」人民法院報第005版2015年
16. 趙勇「近代中國國家賠償制度的產生」人民論壇第482期(中)2015年6月
17. 顧承忠「國家求償制度的理性思考」當代法學第5期2015年
18. 石明「論公有公共設施致害國家賠償問題的引用」法制博覽05(上)2015年
19. 周孜予、馬曉偉「淺論公有公共設施致害的國家賠償責任」黑龍江省政法管理幹部學院學報第4期2015年
20. 林溢帆「國家賠償法的演變及意義」法制與社會第4期(上)2015年
21. 蔣成旭「論國家賠償中的精神的損害嚴後果—以指導案例42號為中心」時代法學第13卷第3期2015年
22. 杜儀方「國家賠償中的“相應”精神損害撫慰金」浙江學刊第1期2015年
23. 趙英偉「監獄機關非暴力性虐待的國家賠償責任」人民司法(案例)第10期2014年
24. 呂寧「論公有公共設施致害的國家賠償」政治與法律第7期2014年
25. 吳光升「論國家賠償費用求償程序之完善」政治與法律第3期2014年
26. 董澤華「國家精神損害賠償制度的缺陷與建議」天津行政學院學報第16卷第2期2014年3月
27. 蒲偉「國家賠償中的精神損害問題」人民檢察第2期2014年
28. 江必新「國家賠償與民事侵權賠償關係之再認識—兼論國家賠償中侵權責任法的適用」法制與社會發展第1期2013年
29. 闫志開「國家賠償中精神損害撫慰金的適用問題」行政法學研究第1期2012年
30. 顧盼、韓志明「公有公共設施致害的國家賠償責任研究」北華大學學報(社會科學版)第12卷第4期2011年8月
31. 陳亞軍、謝祥為、陳小鳳「我國國家追償制度的困境與對策分析」江西社會科學第4期2011年
32. 張勝利『國家賠償法教程(第二版)』(中央廣播電視大學出版社、2011年)
33. 江必新、梁鳳雲『國家賠償法教程』(中國法制出版社、2011年)



34. 劉志遠『中国刑事賠償原理与実務』(中国人民公安大学出版社、2011年)
35. 房紹坤、畢可傑『国家賠償法学(第二版)』(北京大学出版社、2011年)
36. 劉嗣元、石佑啓、朱最新『国家賠償法要論(第二版)』(北京大学出版社、2010年9月)
37. 張淑芳、鄧紅愛「論公有公共設施致害的国家賠償問題」南方論刊第11期2010年
38. 謝鴻飛「精神損害賠償的三個關鍵詞」法商研究第6期2010年
39. 周中舉「論我国精神損害賠償責任方式之完善」社会科学研究2010年2月
40. 楊臨宏『国家賠償法：原理与制度』(雲南大学出版社、2010年)
41. 胡建森、江利紅『行政法学』(中国人民大学出版社、2010年)
42. 江必新『「中華人民共和国国家賠償法」条文理解与適用』(人民法院出版社、2010年)
43. 鄭金碩「淺論国家賠償委員會的重要構」法律与社会(上)2009年
44. 付洪林『国家賠償法新論』(廣東人民出版社、2009年)
45. 王敬波『国家賠償法教程』(对外經濟貿易大学出版社、2009年)
46. 劉志堅「試論国家賠償程序」蘭州大学学报(社会科学版)第5期2008年
47. 皮純協、馮軍『国家賠償法积論(修訂本)』(中国法制出版社、2008年)
48. 馬懷德『完善国家賠償立法基本問題研究』(北京大学出版社、2008年)
49. 周友軍、麻錦亮『国家賠償法教程』(中国政法大学出版社、2008年)
50. 張紅『司法賠償研究』(北京大学出版社、2007年)
51. 張文顯『法理学(第三版)』(法律出版社、2007年)
52. 陳峰、楊俊「論我国司法賠償委員會的若干問題及改革」山西警官高等专科学校学报第14卷第3期2006年9月
53. 馬懷德『国家賠償問題研究』(法律出版社、2006年)
54. 洪井善『行政法特講』(博英社、2006年)
55. 姚天冲『国家賠償法律制度專論』(東北大学出版社、2005年)
56. 董保城、湛中樂『国家責任法—兼論大陸地区行政補償与行政賠償』(元照出版公司、2005年)
57. 劉嗣元、石佑啓『国家賠償法要論』(北京大学出版社、2005年)
58. 馬懷德、張紅「論国家侵權精神損害賠償」天津行政学院学报第7卷第1期2005年2月
59. 江偉主『証拠法学』(法律出版社、2004年3月版)
60. 張越『英国行政法』(中国政法大学出版社、2004年)
61. 王名揚『美国行政法(下)』(中国法制出版社、2004年)
62. 高家偉『国家賠償法』(商務印書館、2004年)
63. 周佑勇『行政法原論』(中国方正出版社、2002年)
64. 馬懷德『国家賠償法学』(中国政法大学出版社、2001年)
65. 馬懷德、喻文光「公有公共設施致害的国家賠償責任」法学研究第2期2000年

66. 皮純協、何寿生『比較国家賠償法』(中国法制出版社、1998年)
67. 薛刚凌『国家賠償法教程』(中国政法大学出版社、1998年)
68. 張文顯『法理学』(法律出版社、1997年)
69. 張正釗『国家賠償制度研究』(中国人民大学出版社、1996年)
70. 馬懷德『中華人民共和国国家賠償法講話』(黒龍江人民出版社、1994年)
71. 馬懷德「国家賠償責任の性質」法学研究第2期1994年
72. 肖峴『中華人民共和国国家賠償法の理論と実用指南』(中国民主法制出版社、1994年)
73. 楊明成「關於行政賠償の立法建議」現代法学第2期1993年
74. 陳新民『公法学札記』(台北三民書局、1993年)
75. 梁慧星「道路權利瑕疵の賠償責任」法学研究第5期1991年
76. 肖峴「關於国家賠償法の幾個問題」中外法学第1期1991年
77. 王家福『中国民法、民法債権』(法律出版社、1991年)
78. 王名揚『法国行政法』(中国政法大学出版社、1988年)
79. 『法学詞典〔増訂版〕』(上海辞書出版社、1985年)

#### ネット文献

1. 劉忠林国家賠償決定書 <https://web.shobserver.com/wx/detail.do?id=125909> (2020年12月17日アクセス)
2. 「中国重要經濟用語事典」 [www.21ccs.jp/kenkyu\\_seika/.../keizaiyohgojiten\\_01.html](http://www.21ccs.jp/kenkyu_seika/.../keizaiyohgojiten_01.html) (2020年10月12日アクセス)
3. 李竜賢「中国における国家賠償法—政策的救済と法的救済が構成する国家賠償制度—」名古屋大学法学研究科博士学位請求論文 (2015年) [https://nagoya.repo.nii.ac.jp/?action=repository\\_action\\_common\\_download&item\\_id=19262&item\\_no=1&attribute\\_id=17&file\\_no=3](https://nagoya.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=19262&item_no=1&attribute_id=17&file_no=3) (2020年9月3日アクセス)
4. アンダーソン・毛利・友常法律事務所「中国法令調査報告書・国家賠償法」2010年5月31日 [www.amt-law.com/pdf/china3\\_1\\_pdf/200810\\_11.pdf](http://www.amt-law.com/pdf/china3_1_pdf/200810_11.pdf) (2020年3月20日アクセス)
5. 「中国の司法制度」 [japanese.china.org.cn/ri-sifa/10-1.htm](http://japanese.china.org.cn/ri-sifa/10-1.htm) (2020年3月20日アクセス)